

ふくいの環境

-資料編-

令和6年度実績



福井市

目次

第1部 環境行政全般

1 環境行政組織図	1
2 事務分掌	2
3 これまでの歩み	3

第2部 大気関係資料

1 環境基準等	20
2 測定体制	21
3 測定結果	22
4 大気汚染防止法等に基づく特定施設届出状況	28

第3部 水質関係資料

1 公共用水域に係る環境基準等	29
2 公共用水域調査地点	32
3 公共用水域の水質調査結果	33
4 地下水に係る環境基準等	45
5 地下水調査結果	46
6 水質汚濁防止法に基づく特定施設届出状況	47

第4部 地盤沈下・土壌関係資料

1 地盤沈下の観測体制	48
2 観測結果	49
3 土壌汚染に係る環境基準等	53
4 土壌汚染対策法に基づく区域指定	55

第5部 騒音・振動関係資料

1 環境基準等	56
2 騒音測定結果	58
3 騒音・振動規制法に基づく特定施設届出状況	59

第6部 悪臭・その他関係資料

1 悪臭に係る規制基準	61
2 福井県公害防止条例に基づく悪臭の特定施設届出状況	62

第7部 ダイオキシン類関係資料

1 ダイオキシン類に係る環境基準	63
2 測定結果	63
3 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設届出状況	65

第8部 公害苦情関係資料

1 公害苦情の種類別発生件数の推移.....	66
2 公害苦情の種類別・発生源別苦情件数.....	67

第9部 産業廃棄物関係資料

1 産業廃棄物処理業許可件数.....	68
2 産業廃棄物処理施設設置許可件数.....	68
3 不適正事案対応件数.....	68

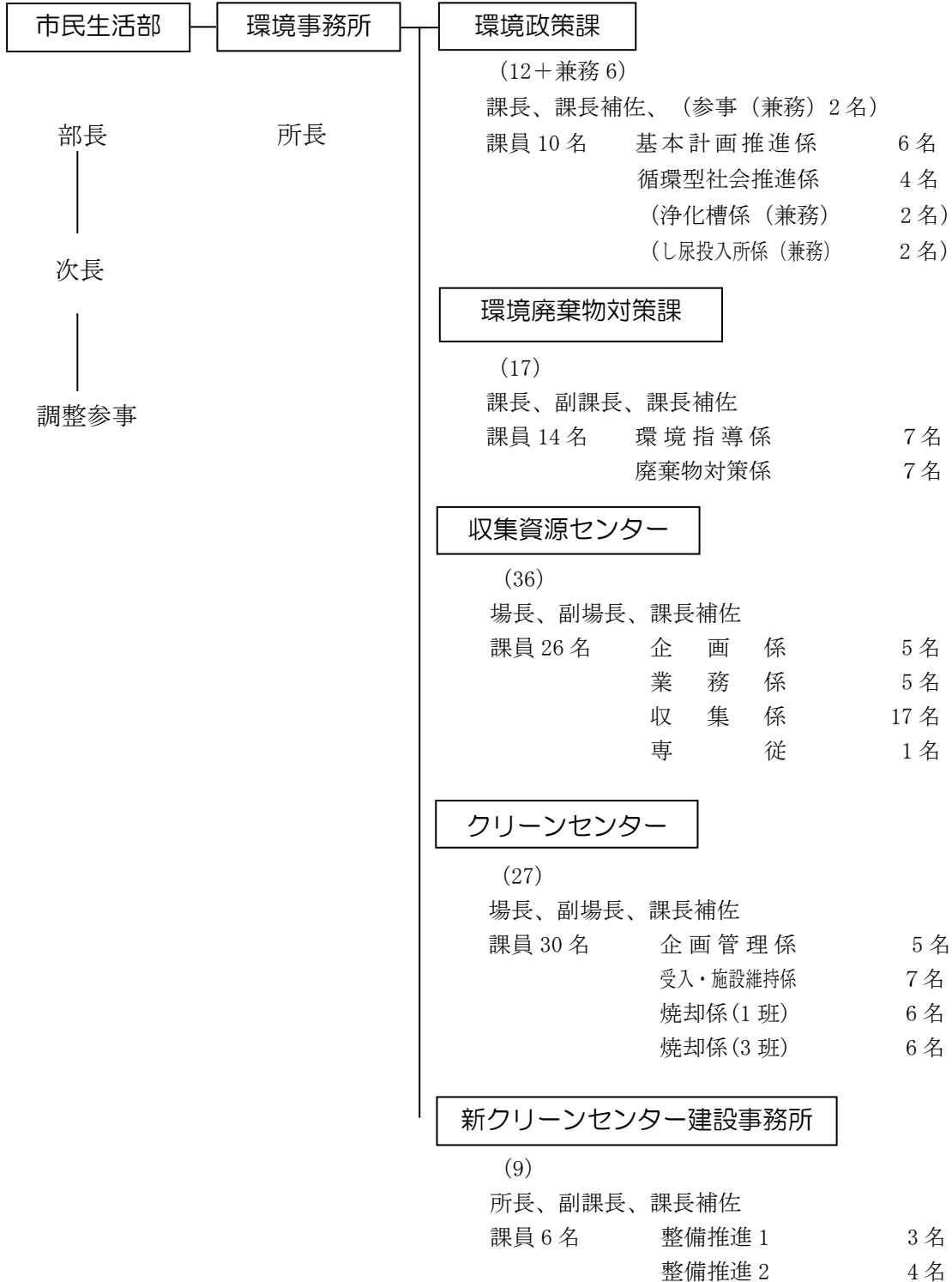
第10部 清掃関係資料

1 ごみ処理の実績.....	69
2 資源物処理の実績.....	74
3 ごみ収集の体系.....	77
4 ごみ処理の体系.....	80
5 ごみ処理の経費.....	81
6 収集運搬・処理手数料の推移.....	82
7 清掃関係の法令及び例規 目録.....	86

第 1 部環境行政全般

1 環境行政組織図

※ 令和 7 年 3 月 31 日現在



2 事務分掌

環境政策課

- (1) 環境に関する施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 環境基本計画に関すること。
- (3) 地球温暖化防止に係る施策の推進に関すること。
- (4) 自然環境の保護活動の促進に関すること。
- (5) 環境教育・環境学習の推進に関すること。
- (6) 環境保全活動を推進する団体等との連携に関すること。
- (7) 循環型社会の推進に関すること。
- (8) 3R（スリーアール）推進の啓発に関すること。
- (9) 一般廃棄物処理手数料（し尿及び浄化槽汚泥に限る。）に関すること。
- (10) 福井坂井地区広域市町村圏事務組合（清掃事業に関することに限る。）及び鯖江広域衛生施設組合に関すること。
 - (11) 地域の清掃保持に関すること。
 - (12) 特定地域生活排水処理施設に関すること。
 - (13) 浄化槽の普及及び維持管理の支援に関すること。
 - (14) し尿投入所に関すること。

環境廃棄物対策課

- (1) 環境保全及び公害防止に関する施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下及び土壌汚染の調査、監視及び指導に関すること。
- (3) 公害防止協定に関すること。
- (4) 公害防止思想の普及及び啓発に関すること。
- (5) 前3号に掲げるもののほか、公害防止に関すること。
- (6) 一般廃棄物の収集運搬業、処分業及び処理施設設置に係る許可等に関すること。
- (7) 産業廃棄物の収集運搬業、処分業及び処理施設設置に係る許可等に関すること。
- (8) 産業廃棄物の減量の推進及び適正処理に関すること。

収集資源センター

- (1) 一般廃棄物の収集運搬に関すること。
- (2) 一般廃棄物の収集運搬及び資源化に係る委託業者に関すること。
- (3) 資源ごみに関すること。
- (4) 一般廃棄物処理手数料に関すること。
- (5) 施設の管理に関すること。

クリーンセンター

- (1) 一般廃棄物の焼却及び処分に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理手数料に関すること。
- (3) 余熱の供給に関すること。
- (4) 旧東山センター集水池の管理に関すること。
- (5) 施設の管理に関すること。
- (6) 環境分析に関すること。
- (7) 地元協定に係る公害防止に関すること。

新クリーンセンター建設事務所

- (1) 新ごみ処理施設の整備に関すること。
- (2) 新ごみ処理施設の整備に係る地域の環境整備に関すること。

2 これまでの歩み

年	環境行政（公害対策等）	清掃行政
明治 22 年 市制施行		・ 4/1 第二科衛生係として発足
33 年		・ 明里焼却場建設
34 年		・ 春秋両季の大掃除開始
35 年		・ 第二科汚物掃除係と改称 掃除監督長(助役兼掌)1名 掃除監督 1名 掃除巡視 4名 ・ 「汚物掃除法」に基づく清掃監視事務開始 ・ 公衆便所 48ヶ所
36 年		・ 公衆便所 50ヶ所 ・ 糞尿汲取掃除請負者 32名
38 年		・ 「汚物塵芥採取焼却請負制度」発足
大正 6 年		・ 掃除監督長、技師兼掌に変更
8 年		・ 乾徳埋立地使用開始(2,000坪、昭和 28 年 4 月埋立完了)
9 年		・ 掃除監督長、第二課長兼掌に変更 ・ 汚物埋立地 4ヶ所使用中
12 年		・ 掃除監督長、衛生課長兼掌に変更
13 年		・ 中野本山裏埋立地使用開始(600坪、昭和 4 年 8 月埋立完了)
昭和 8 年		・ 秋季大演習のため 8～11 月、臨時トラック 1 台増発
9 年		・ 荷車 10 台(人夫 10 人)、馬車 4 台(人夫 8 人)、 トラック 1 台(運転手 1 人、人夫 3 人)、各 1 日 5～6 回収集 1 日平均 9,300 貫収集(内 3,000 貫焼却、6,300 貫埋立)
12 年		・ 10 月上北野焼却場竣工(岩本式固定炉公称 37.5t/日、実績 30t/日)
14 年		・ 自動車 4 台(人夫 12 人(日給 1 円 35 銭))、荷車 8 台(人夫 8 人(日給 1 円 9 銭～1 円 25 銭))、河川掃除(人夫 3 人(日給 1 円 30 銭)) 自動車は請負制度で 1 日 1 台(運転手 1 人、人夫 3 人)16 円 ・ 一般家庭の収集は 4 区域に分け、5 月～11 月は 7 日間に 1 回、12 月～3 月は 10 日間に 1 回収集 ・ 市場等大量排出業者は毎日 1 回収集 ・ 私設組合(し尿汲取組合)で収集普通自動車 1 台(冬期間のみ使用)、小型自動車 4 台、荷車 18 台汲取料金 4 月～11 月 1 荷 12 銭、12 月～3 月 1 荷 15 銭、降雪期 1 荷 45 銭～1 円 汲取 8,000 戸、農家が汲取る 2,000 戸、純農家 1,300 戸
16 年		・ 5 月志比口埋立地使用開始(200坪、昭和 21 年 6 月完了)
17 年		・ 業者ごみ収集手数料(33 件)年額最高 150 円～最低 3 円、 年額合計 723 円(寄付形式により納付)

年	環境行政（公害対策等）	清掃行政
17年		<ul style="list-style-type: none"> ・汲取 10,550 戸(43,475 人) 汲取料金 4～10 月 1 荷 20 銭、11～3 月 1 荷 25 銭、降雪期 1 荷 1 円 20 銭位 ・小型自動車 4 台荷車 23 台
18年		<ul style="list-style-type: none"> ・2 月御幸町埋立地使用開始(300 坪、昭和 23 年 5 月完了) ・福井日通から中古トラック 1 台寄贈 ・戦時下でガソリンと人夫不足のため 25 の連合町内会 11 区とし、11 日間で 1 周 各町内会を督促し、空地にごみを集積させ自動車または馬車で収集したが、成績はきわめて良好であった(それまで 1 週に 15～20 日を要した)
19年		<ul style="list-style-type: none"> ・4/1「福井市し尿取扱手数料条例」、「同施行規則」施行 条例による新料金 1 樽(2 斗 5 升)につき 50 銭以内 第 1 種券(白)3 月～11 月 1 樽につき 10 銭第 2 種券(青)12 月～2 月 1 樽につき 23 銭第 3 種券(赤)臨時汲取 1 樽につき 40 銭汲取車両小型自動車 6 台、荷車 40 台 ・4/1 より汲取を市営とし、業務を株式会社福井衛生組合に委託 (し尿予算 51,745 円) ・収集車両直営自動車 2 台、請負馬車 6 台、直営人夫定員 11 名を採用 7 名
20年 福井空襲		<ul style="list-style-type: none"> ・空襲によりごみ収集車 2 台とも焼失のため、雑芥・厨芥・し尿とも収集業務を一時中止 公衆便所 21ヶ所のうち、9ヶ所罹災 戦災前総世帯数 24,327 世帯、収集世帯数 20,000 世帯 戦災後総世帯数約 10,000 世帯、収集世帯数約 2,000 世帯 掃除監督定員 1 名採用 1 名 掃除監督補定員 5 名採用 3 名掃除人夫定員 11 名採用 3 名
21年		<ul style="list-style-type: none"> ・7 月現順化小横の埋立地使用開始(800 坪、昭和 22 年 5 月完了)
22年		<ul style="list-style-type: none"> ・3 月有楽町埋立地使用開始(100 坪、昭和 24 年 10 月完了) ・8 月小山谷埋立地使用開始(200 坪、昭和 26 年 2 月完了)
23年 福井地震		<ul style="list-style-type: none"> ・1 月現高志高前埋立地使用開始(400 坪、昭和 25 年 4 月完了) ・地震後の火災のためごみ収集車 3 台のうち、2 台焼失(1 台はギョレヤ店員が運転し、中央公園に持ち出し無事) 上北野焼却炉全壊 (10 月再建) 明里焼却場倒壊 (10 月再建) 再建までの間は野天焼却
24年		<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ収集車 4 台購入
25年		<ul style="list-style-type: none"> ・業態者厨芥毎日収集開始(800 戸、牛車 4 台) ごみ収集車両、自動車 5 台、牛車 6 台、手車 8 台、リヤ-5 台、(内自動車 1 台は危険物と大型ごみ収集) ・3 月幾久町埋立地使用開始(80 坪、昭和 26 年 3 月完了) ・4 月福井衛生社として汲取業務開始
26年		<ul style="list-style-type: none"> ・5 月上北野焼却場焼失、10 月再建 ・農村部落へ危険物投入容器(コンクリート製)10 個設置

年	環境行政（公害対策等）	清掃行政
28年		<ul style="list-style-type: none"> 4/1「福井市塵芥処理条例(条例第11号)」施行 ごみ排出量1日約60t、収集人口98,815人、世帯21,070世帯
29年		<ul style="list-style-type: none"> 「汚物掃除法」廃止 2月合資会社福井衛生社と改称 3月南江守埋立地使用開始(4,000坪、昭和37年5月完了) 7/1「清掃法(法律第72号)」施行 11/8「福井市清掃条例(条例第18号)」、「同施行規則(規則第22号)」施行
30年		<ul style="list-style-type: none"> 厨芥車を機械車化(2t車購入)
31年		<ul style="list-style-type: none"> 3月河増町埋立地使用開始(150坪、昭和34年6月完了) 4月町屋松原病院裏埋立開始(200坪、昭和34年1月完了) 6月合資会社福井市衛生社と北陸清掃社が合併し、合資会社福井衛生社となった 6月相互衛生社として汲取業務開始
32年		<ul style="list-style-type: none"> 大型トラック(4t車)購入 専任職員10名、労務者42名(内、臨時19名)、他にごみ収集請負1名、労務者6名、ごみ焼却請負2名、労務者8名 7月山一衛生社として汲取業務開始 12/27境処理場(公共下水道終末処理場の汚泥処理施設)へし尿投入開始、投入料補助金制発足
33年		<ul style="list-style-type: none"> 1日の作業量収集直営54t、請負9t、側溝・下水清掃432kg、河川清掃1,051kg 公衆便所19ヶ所 し尿収集・運搬は許可制3社(福井、相互、山一) 3月合資会社福井衛生社と福井清掃社が合併し、有限会社福井衛生社と改称
34年		<ul style="list-style-type: none"> 9/15機構改革により、厚生部衛生課となる 車両自動車(4t…7台、1t…3台)、牛車6台、荷車7台、作業員60名(監督、運転手を含む) ごみ収集世帯・人口直営17,761世帯78,214人請負6,095世帯24,560人 し尿汲取22,000世帯100,000人
35年		<ul style="list-style-type: none"> 上北野焼却場一部焼失、鉄骨上屋にて再建 11月南江守センター焼却炉着工 専任職員16名、労務者51名、(内臨時10名)、他にごみ焼却請負者2名、労務者8名
36年		<ul style="list-style-type: none"> 2月寺前町埋立地使用開始(100坪、昭和37年5月完了) 4/1汚物(ごみ)取扱業の許可 5月南江守センターを収集車両基地として使用開始 10/18南江守センター竣工(三和動熱逆送式自動焼却炉20t/8h×2) 明里焼却場(15t/日)および牛車6台廃止
37年		<ul style="list-style-type: none"> 6月灯明寺六方池埋立開始(300坪、昭和38年4月完了) 6月若杉町埋立地使用開始(50坪、昭和39年1月完了) 11/1機構改革で衛生課より分離、清掃課となる 公衆便所17ヶ所(女子清掃員1名で毎日清掃)

年	環境行政（公害対策等）	清掃行政
38年		<ul style="list-style-type: none"> ・3月城之橋下町埋立開始(200坪、昭和39年10月完了) ・4/1「福井市清掃条例」の改正により、一般家庭のごみ収集手数料賦課開始 ・10/1衛生課と改称
39年		<ul style="list-style-type: none"> ・4/1収集業務の一部を福井衛生社に委託 ・11月上北野荒川廃川埋立開始(4,000坪、昭和41年5月完了) ・し尿許可3社(補助金1,300,000円)、汲取世帯24,000世帯、汲取手数料(18円につき)4～11月-15円、2～3月-20円
40年		<ul style="list-style-type: none"> ・全職員数1,673人、環境衛生課職員89人、本庁11人、清掃センター78人 ・収集方法混合で各戸収集(中心街週2回、その他週1回、農村地区の一部で不燃物のみ月1回収集) ・4月渡地埋立地使用開始(300坪、昭和40年10月完了) ・5月足羽山埋立地使用開始(500坪、昭和40年11月完了)
41年		<ul style="list-style-type: none"> ・3月今市江端川廃川埋立開始(1,500坪、昭和42年4月完了) ・8/1市街地区のテスト地区5カ所(計2,110世帯)で袋入れステーション方式による週1回定曜日収集実施 ・12月同地区の一般家庭のごみ収集手数料を免除
42年		<ul style="list-style-type: none"> ・4/1清掃課と改称 ・4月袋入れステーション方式実施のため各備えつけのコンクリート製ごみ箱の撤去開始(申込により1個300円で買上げ) ・4月袋入れステーション方式による第2回テスト(12,200世帯)実施、同時に一般家庭のごみ収集手数料を免除 ・5月川西衛生社として汲取業務開始(営業範囲は清掃法による特別清掃区域外) ・6月大島町江端川廃川埋立開始(4,000坪、昭和44年11月完了) ・7/30吉田郡森田町を併合、同時に九頭竜環境衛生施設組合(坂井郡春江町、丸岡町と森田との一部事務組合)の事務局を清掃課内へ設置 ※九頭竜焼却場昭和39年12月竣工固定炉(10t/日×2炉) ・8月第2回テスト地区のうち成績良好な地区(1,060世帯)を対象とし、週2回定曜日収集実施 ・9月第3回テスト(3,000世帯)実施し、同時に手数料免除 ・12/1し尿汲取料金改定18円につき28円
43年		<ul style="list-style-type: none"> ・4月「福井市清掃条例」改正 ・4月全収集地区一斉(可燃物週2回、不燃物週1回)に袋入れステーション方式による定曜日収集実施 ・4月一般家庭のごみ収集手数料全廃粗大ごみの有料化 ・5月東山埋立地使用開始 ・7月夏季早朝収集実施(昭和43年～45年まで毎年実施) ・コンクリート製ごみ箱を8月までに1,500個撤去、越前海岸鮎川沖に沈め、漁礁に活用
44年	<ul style="list-style-type: none"> ・4月総務部総務課内に公害係を新設 ・4月「福井市公害対策に関する規程」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・3/24「衛生安全都市」宣言 ・4月農村地区の可燃物週1回収集区域拡大(約350所帯) ・7月特掃地域とその周辺の不燃物収集を2週1回から毎週1回に改善(可燃物は従来と同じく週2回)

年	環境行政（公害対策等）	清掃行政
44年	<ul style="list-style-type: none"> 9月騒音規制法に基づく指定地域となる 	<ul style="list-style-type: none"> 7月南江守センター焼却炉を3直制(24時間稼働)とした 7月川西衛生社に汲取り尿の処理場搬入許可
45年	<ul style="list-style-type: none"> 10月総務部公害交通課となる 10月二酸化鉛法による硫酸化物測定を開始 12月大気汚染自動測定記録装置による測定を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 4月農村地区の不燃物週1回収区域拡大(約800世帯) 6月周辺団地の収集開始(約200世帯) 9月農村地区の可燃物週1回収区域拡大(約200世帯) 10月周辺地区収集拡大(約100世帯) 10月農村地区の可燃物週1回収区域拡大(約70世帯) 11月東山センター焼却炉起工式 12月「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」公布
46年	<ul style="list-style-type: none"> 9月総務部公害課となる 	<ul style="list-style-type: none"> 夏季早朝収集を本年度より中止 4月公衆便所清掃を福井衛生社に委託 4月川西・殿下・国見等の不燃物月1回収開始(約3,000世帯) 4月魚商を除く業態者厨芥収集を福井衛生社に委託 5月周辺地区等の収集拡大(約2,000世帯) 9/1足羽郡足羽町を合併 建設中の東山センター要員決定本 <div style="margin-left: 20px;"> 清掃事務所 <ul style="list-style-type: none"> ┌ 本庁 ├ (庶務・業務) ├ 南江守センター └ 東山センター </div> 9月「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行 9月魚商厨芥収集を福井衛生社に追加委託 12月足羽支所管内の不燃物月1回収開始(約3,000世帯)
47年	<ul style="list-style-type: none"> 4月「福井市公害対策審議会設置条例」施行 5月「福井市公害センター設置要綱」施行 6月交通騒音測定を開始 10月「福井市公害対策に関する規程」を廃し、「福井市公害対策会設置規程」及び「福井市公害苦情処理規程」施行 10月環境騒音実態調査を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 1/21 東山センター焼却炉試験焼却開始 3/31 東山センター焼却場完成(4月1日から正式稼働) 南江守センター3直制廃止 <div style="margin-left: 20px;"> 1/20 まで3直制 2/23 まで2直制 2/24 から1直制 </div> 4/1「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」施行 4/1 産廃受入規制、一般と併せて処理する 産廃告示(もえがら、紙くず、金属くず、ガラスくず) 一廃の処理を要しない区域告示12町(川西11、殿下1) 4月川西地区等の可燃性ごみの収集開始 4月川西衛生社をし尿許可業者に認可(許可業者数4社となる) 9/1 上北野焼却場老朽化と周辺市街化のため受入停止 10/1 機構改革により清掃事務所を1課2場とした。 <div style="margin-left: 20px;"> 業務課 清掃事務所 <ul style="list-style-type: none"> ┌ 南江守センター └ 東山センター </div> 12/11 東山センター焼却場2直制実施
48年		<ul style="list-style-type: none"> 3/31 上北野焼却場廃止 3月福井坂井地区広域市町村圏の破砕機機工(栗本鉄工所50t/5h) 4/1 し尿汲取料金改定18円につき36円(うち5円市補助)

年	環境行政（公害対策等）	清掃行政
48年	<ul style="list-style-type: none"> 12月降下ばいじん測定を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 4/1 汲取料補助金制発足 11,000円、投入料補助 3,000円、汲取料補助 8,000円 (18℥につき 5円補助) 6/1 福井市清掃事務所労働安全委員会設置規定施行 8/16 電気部品の PCB 使用部品の業者による撤去開始 10/1 業態者厨芥収集委託を廃止し、福井衛生社の許可事業とした 36℥/日まで月額 1,500円、36℥/日増すごとに月額 750円加算
49年	<ul style="list-style-type: none"> 3月福井坂井地区広域市町村圏焼却炉竣工 (タマ 100t/8h) 4月委託地区の休日 (祝日・振替休日) 収集を廃止 (直営地区では従来から休日収集を実施していない) 7/1 し尿汲取料金改定 18℥につき 45円 (うち 5円市補助) 8月福井坂井地区広域圏笹岡清掃センターへ搬入開始 可燃物 (森田・川西・河合地区)、不燃物及び粗大ごみ (全市域) 広域圏搬入手数料可燃物 1t までごとに 200円、不燃物・粗大ごみ 1t までごとに 300円 10/1 九頭竜焼却場廃止 	<ul style="list-style-type: none"> 10月機構改革により、厚生部廃止、生活環境部となる
	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">生活環境部</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 20px; margin-right: 5px;"></div> <div style="margin-right: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> 環境保全課 交通対策課 </div> <div style="margin-right: 10px;">}</div> <div style="margin-right: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> 業務課 南江守センター 東山センター </div> <div style="margin-right: 10px;">}</div> <div>清掃事務所</div> </div>	
50年	<ul style="list-style-type: none"> 3月「福井市公害モニター制度」を廃止 (4/1より「市政モニター制度」発足) 11月公害分析室が完成 (昭和 55年 3月 31日拡張) 	<ul style="list-style-type: none"> 4/1 一廃とあわせて処理する産廃告示 (紙くず、金属くず) 一廃の処理を要しない区域告示 10町 (川西 9・殿下 1) 4月南江守センターに「不法投棄処理班」を編成し、パトロールと処理を実施 (処理の一部は福井衛生社に委託) 8/1 矢部商店に許可 (魚腸骨の収集運搬) 10/1 「福井市清掃事務所労働安全衛生委員会設置規定」一部改正
51年	<ul style="list-style-type: none"> 4月「福井市環境保全基本条例」施行 4月地盤沈下観測所を設置、測定を開始 7月地下水揚水量等実態調査を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 3/31 九頭竜環境衛生施設組合 (福井市、丸岡市、春江町) 解散 4月祝日等休日分ごみの翌日振替収集業務実績 (土曜日が祝日の場合は月曜日に収集) 6月有限会社川西衛生社と改称 7/1 し尿汲取料金改定 18℥につき 50円 (うち 5円市補助) し尿汲取特別料金許可 (冬季割増料: 1/1~3/31) 18℥につき 10円
52年	<ul style="list-style-type: none"> 4月「福井市公害防止条例」施行 (一部 9月 30日施行) 4月河川の水質定期調査を開始 9月「福井市公害防止条例施行規則」施行 	<ul style="list-style-type: none"> 4/1 「あき地等の清潔保持に関する条例」施行 4/1 厨芥収集許可手数料改訂 36℥/日まで月額 2,000円、36℥/日増すごとに月額 1,000円加算 広域圏搬入手数料一部改訂 不燃物・粗大ごみ 0.5t までごとに 500円 7/3 休日等の犬・猫死体収集開始 (収集は福井衛生社に委託) 公衆便所 56カ所、水洗式 30ヶ所、汲取式 26ヶ所 清掃は福井衛生社に委託 (汲取は従来から 4社に委託)
53年	<ul style="list-style-type: none"> 3月大気環境監視テレメータシステムが完成 (4/1測定開始) 	<ul style="list-style-type: none"> 1/1 し尿汲取料金改定 18℥につき 55円 (うち 10円市補助) し尿汲取特別料金許可 (冬季割増料金: 1/1~3/31) 18℥につき 15円

年	環境行政（公害対策等）	清掃行政
53年	<ul style="list-style-type: none"> 4月海域の水質定期調査を開始 9月水準測量による地盤変動の調査を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 4/1 し尿汲取料金改定 18 円につき 70 円（うち 10 円市補助） 5/15 新規委託（中央 1・2 丁目、大手 2 丁目の一部を福井衛生社へ委託） 6/1 収集車の後部ステップ 撤去
54年		<ul style="list-style-type: none"> 4/1 一般の処理を要しない区域告示（川西地区 9 町） 4/1 西藤島地区（海老助町ほか 7 町）の可燃物を週 2 回に増加（これにより委託地区は全区週 3 回になった） 7/1 東郷地区（4 町）、大安寺地区（全町）の可燃物を週 2 回に増加
55年		<ul style="list-style-type: none"> 4月東山センターに古畳切断機を設置 4月一廃許可業者の可燃物の搬入手数料を徴収 5月一般家庭の古タイヤ臨時収集及び南江守への自己搬入受付開始 6月広域圏破砕機を毎月第 1・第 3 土曜日停止（搬入も停止） 9/18 空き缶、空き瓶収集のモデル事業実施（日之出地区で毎月第 3 木曜日に缶類、カレット・ガラスのリサイクル収集のモデル事業実施し、委託事業者が収集を行う（積雪期は休止）） 10/1 し尿汲取料金改定 18 円につき 90 円（うち 15 円市補助） 10/1 足羽支所（全区）と川西支部（一部）等の可燃物を週 2 回に増加同時に不燃物のみ収集地区の一部で、可燃物週 1 回収集を実施 11/1 南江守センター管理棟使用開始（鉄骨建 632 m²）
56年		<ul style="list-style-type: none"> 1/1 厨芥収集許可手数料改訂 36 円/日まで月額 2,600 円、36 円/日増すごとに月額 1,300 円加算 5/8 南江守センター焼却炉焼却停止（稼働焼却施設は東山センターと広域圏センターの 2ヶ所） 5/11 東山センター焼却作業 3 班 2 直制で実施（平日 18 時間（土曜日 9 時間）） 8月南江守センター焼却炉煙突撤去 10/20 宝永地区で毎月第 3 火曜日に缶類、カレット・ガラスのリサイクル実施（積雪期は休止）、廃品回収業者が収集 12/12 南江守センターに貯蔵庫建設
57年	<ul style="list-style-type: none"> 11月「福井市地下水の採取に関する要綱」施行 	<ul style="list-style-type: none"> 1月年始の清掃業務を 4 日から開始（昨年までは 5 日から） 2月広域圏破砕機改良工事竣工 （アルミ選別機、焼却場への可燃ごみ直送コンベア） 6月「ごみの中からこんなもの展」開催 （昭和 57 年、58 年、60 年、61 年、63 年～平成 12 年まで毎年実施） 6/9、9/22 散乱あき缶等調査〔国道・市道 3 地区で調査〕 7月南江守センターにカレット・ガラスのストックヤード建設 8月直営による缶類、カレット・ガラスのリサイクル開始 第 1 月曜日（杉の木台一帯）、第 2 月曜日（運動公園一帯）、 第 3 水曜日（橋南足羽地区） 9月南江守焼却炉解体 9月環境衛生週間の行事として、散乱あき缶等の調査のほか 21 日に「ポイ捨て防止」ポスター入りポケットティッシュペーパーを街頭、ガソリンスタンド、駐車場で配布 10月川西・国見・殿下・東安居・西安居の可燃ごみ週 1 回地区を週 2 回に増加（これに伴いこの地区に限り祝日等休日分の翌日振替収集業務を中止）他地区は翌日振替収集を継続 11月鷹巣等の可燃ごみ週 1 回収集開始（従来は不燃性ごみの収集）

年	環境行政（公害対策等）	清掃行政
58年		<ul style="list-style-type: none"> 4/1 「福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第10条（一般廃棄物処理手数料）」一部を改正 4/15 南江守センター敷地買収、取得価格402,143,706円（それまでは借地） 6月散乱あき缶等調査（昨年の3ヶ所の外に4ヶ所） 9月環境衛生週間行事として昨年と同じく散乱あき缶等調査と、ポケットティッシュペーパー配布 10/1 し尿汲取料金改定、18円につき105円（うち15円市補助）
59年	<ul style="list-style-type: none"> 12月地盤沈下監視システムが完成（昭和60年2月1日測定開始） 	<ul style="list-style-type: none"> 3月空きびん収集手法改善 空きびんを4色（白・青・茶・黒）に分けて収集を開始 なお、リサイクル日（空き瓶収集日）にはその他の不燃ごみは収集しないこととする 4月生ごみ処理容器設置事業補助金の創設（1個2,000円） 4/1 し尿投入処理料金改定 （180円につき25円）（旧料金180円につき15円） 7月東山センター焼却炉の排ガス処理施設備改良工事完成 8月小・中学校を拠点として「廃乾電池類」を収集するための「回収容器」を配布 10/24～26 全都清（秋季）評議員会開催 10月2ヶ月に1回定期収集（「回収容器」が満杯になったときは随時収集） 12月有価物回収還元金交付要綱の制定
60年		<ul style="list-style-type: none"> 3月埋め立て地環境整備 4月ごみ収集業務民間委託拡大 4月リサイクル開始（みのり地区） 4/1 東山センター焼却場3直制実施 6月、9月散乱あき缶等実態調査 7月保育園に廃乾電池回収容器配布 8/1 清掃事務所労働安全衛生委員会設置規定全部改正 10/1 浄化槽法の制定に伴い、福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の条文の整備
61年		<ul style="list-style-type: none"> 3/1 新ごみ焼却場建設のため環境アセスメント調査開始 3/10 東山センター電気集塵機完成 3月新炉基本計画策定 4月リサイクル開始（商工、京福、新種池、希望ヶ丘、社北地区） 6/9 散乱あき缶等実態調査 9月新炉建設に伴う岡保地区、殿下町、寮町との立地協定の締結
62年		<ul style="list-style-type: none"> 2月ごみ収集基本方針（5分別収集）確立 2/29 環境アセスメント調査完了 3月東山センター4号炉改造工事完了 4/1 「福井市廃棄物の処理に関する条例（一般廃棄物処理手数料）」一部改正 4/1 クリーンセンター建設事務所開設 5/26 焼却灰、中竜鉦山廃坑へ再搬開始

年	環境行政（公害対策等）	清掃行政
62年		<ul style="list-style-type: none"> ・6/24 福井市クリーンセンター起工 ・7/5 分別収集用全戸配布用リフレット作成 ・7/23 東藤島地区 995 世帯及び中藤島地区 3 町内 103 世帯で 5 分別収集開始 ・8 月煙突補修工事 ・9/24 「くうかん鳥」設置、フェニックスプラザ・イベント広場に 3 基設置 ・10/22 円山・啓蒙・上北野の各地区 4, 337 世帯で、「5 分別収集」開始
63年		<ul style="list-style-type: none"> ・3 月末日、東山センター 3 号炉改造工事完了 ・4 月、10 月くうかん鳥抽選会（昭和 63 年～平成 6 年まで毎年 2 回実施） ・4 月じん肺健康診断実施 ・4/1 順化・照手・光陽・豊岡の各地区 3, 800 世帯で「5 分別収集」開始 ・4/8 田原・春山・花月・乾徳の各地区 3, 875 世帯で「5 分別収集」開始 ・7/8 福井市ごみ対策地区推進員 186 名を委嘱 ・8/4 川西・東郷（一部）の各地区 2, 800 世帯で「5 分別収集」開始 ・8/18 大安寺・殿下・国見・河合・一光・清明（一部）の各地区 2, 868 世帯で「5 分別収集」開始 ・8/24 全都清廃棄物処理実務研修会開催 ・8/31 福井市ごみ対策地区推進員代表者研修会開催 ・9/30 スプレー缶穴あけ器具を市内全世帯に配布（約 80, 000 本） ・12/18 焼却炉補修工事完了 ・12/19 大宮・文京の各地区 4, 377 世帯で「5 分別収集開始」 ・12/24 北陸精巧舎、宮下ビル管理、(株)クソマスターを許可者に認可（ごみ許可業者数 6 社）
平成元年		<ul style="list-style-type: none"> ・4/1 消費税の導入に伴う「福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 10 条（一般廃棄物処理手数料等）」一部改正 ・4/1 福井市ごみ対策地区推進員の追加委嘱（194 名） ・4/1 し尿汲取料金等改定 18 円につき 120 円（消費税抜）（うち 15 円市補助） ・4/1 し尿及び浄化槽汚泥処理手数料（消費税導入に伴う改定） 180 円までごとに 25. 75 円 ・4/3 麻生津・清明・木田・南江守・南居・合谷の各地区 1, 833 世帯で「5 分別収集」開始 ・4/10 一乗・上文殊・文殊・六条・東郷（残）の各地区 2, 357 世帯で「5 分別収集」開始 ・4/10 観光地の公衆トイレ（汲取式）15 か所定期清掃開始 ・4/17 公園施設公衆トイレ（汲取式）9 か所及び公園施設の公衆トイレ（汲取式）49 か所定期清掃開始 ・4/24 西藤島・日新・西安居・東安居・幾久・二の宮 1～5 丁目・町屋 1～3 丁目・大願寺 1～3 丁目の各地区 5, 192 世帯で「5 分別収集」開始 ・5 月煙突補修工事 ・5/11 ごみ対策地区推進員研修会の開催 ・5/13 中竜山環境アセスメント調査委員会設置 ・6 月、9 月散乱あき缶等調査（平成元年から 13 年まで毎年実施） ・8 月「東山センターごみ焼却施設精密機能検査報告書」提出

年	環境行政（公害対策等）	清掃行政
平成元年		<ul style="list-style-type: none"> ・8/2 社南地区 1,600 世帯で「5 分別収集」開始 ・8/9 明新地区 2,400 世帯、松本地区 300 世帯で 5 分別収集開始 ・8/16 社北地区 1,800 世帯、東安居地区 900 世帯で 5 分別収集開始 ・10/13～17 市制 100 周年記念事業 「100 暮らしと健康展」にごみコーナー設置ステーション看板配布 ・11 月直営定期収集体制（14 班→15 班に）
2 年		<ul style="list-style-type: none"> ・3 月「福井市し尿処理施設基本計画策定調査報告書」提出 ・3 月「福井市境浄化センターし尿投入所精密機能検査報告書」提出 ・3/26 中竜鉦山環境アセスメント調査委員会「福井市クリーンセンターの焼却灰を中竜鉦山採掘跡空洞で処分することに関する環境アセスメント調査報告書」提出 ・4/1 直営定期収集体制（15 班→16 班に） ・4/1 合併処理浄化槽設置費補助制度の施行資源ごみの容器配布、直営サイクル地区の収集 ・8 月全地区 5 分別収集完了 空きびん・空き缶の分別収集開始、医療廃棄物処理コーナー作成 ・10/1 直営定期収集体制（16 班→18 班に）
3 年		<ul style="list-style-type: none"> ・3/31 東山埋立地使用停止 ・4/1 東山センター廃止、未収集地区解除 ・4/1 「福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」一部改正（法の改正） ・4/1 クリーンセンター稼働 炉形式：全連続燃焼式流動床炉 処理能力：345t／日（115t/24h×3 炉） ・4/1 し尿許可業者 2 社になる 福井環境事業（株）、（株）相互環境公社 ・4/1 古紙等回収奨励金制度開始 ・4/24 福井市ごみ対策地区推進員委嘱（第 2 期：200 名） ・5/1 指定ごみ袋モデル実験事業、啓蒙地区で燃やせるごみ用袋を配布 ・10/1 直営定期収集体制（18 班→20 班に） ・12/6 空き缶処理施設着工
4 年	<ul style="list-style-type: none"> ・9 月福井市議会が「環境を守るための都市宣言」を宣言 	<ul style="list-style-type: none"> ・4/1 資源ごみの定期収集開始資源ごみ及び特殊ごみの収集日を水曜日とする（水・土地区の廃止）空きびん月 1 回（委託収集）空き缶月 2 回（直営収集）祝・休日の振替収集の廃止金属が逆有償化になる 空き缶選別処理棟の完成、稼働 ・4/1 し尿汲取料金等改定し尿汲取料金 18 円につき 135 円（消費税抜）（うち 20 円市補助）
5 年		<ul style="list-style-type: none"> ・2/1 新し尿投入所建設着工 ・4/1 「福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」全部改正 ・6/1 粗大ごみ手数料改定
6 年		<ul style="list-style-type: none"> ・2/22 粗大ごみ処理庫完成 ・4/1 境浄化センターし尿投入所稼働処理量 170kl／日

年	環境行政（公害対策等）	清掃行政
6年		<ul style="list-style-type: none"> 4/19 福井市環境美化地区推進員委嘱(第3期:200名) 4/30 くうかん鳥(空き缶回収)廃止 6/15「くうかん鳥抽選会」(最終) 7/1「福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」一部改正(廃棄物の減量等推進会議の設置) 10/7 福井市廃棄物減量等推進会議委員委嘱(17名) 11/10 空き缶破袋機完成
	<ul style="list-style-type: none"> 10/1 機構改革により、生活環境部改め市民生活部環境事務所となる(環境対策課、清掃清美課、収集資源センター、クリーンセンター) 	
7年		<ul style="list-style-type: none"> 4/1 有効微生物用容器による生ごみ処理容器補助金創設(1個2,000円) 5/18 直営定期収集体制(20班→18班に) 6/5、9/131、10/25「福井市廃棄物減量等推進会議」開催 10月 福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター完成 12/25「福井市廃棄物減量等推進会議」から、ごみ減量化や分別化推進のため半透明のごみ袋指定制度導入の報告書を市長に提出 12月 毎月第2日曜日の粗大ごみの搬入開始(収集資源センター、クリーンセンター) 12月 フロン回収
8年		<ul style="list-style-type: none"> 1月 毎月第2日曜日の粗大ごみ搬入開始(福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター) 4/1 し尿汲取料金等改定 18円につき150円(消費税抜)(うち20円市補助) 7/1「福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」全部改正(指定袋、手数料等) 10/1「福井市廃棄物の処理及び清掃に関する規則」全部改正(指定袋、粗大ごみ手数料等) 11/1 福井市指定ごみ袋制度開始 12/25「福井市あき缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例」制定
9年		<ul style="list-style-type: none"> 1/1 粗大ごみ手数料改定 4/1 福井市指定ごみ袋制度完全実施 4/1 し尿及び浄化槽汚泥処理手数料(消費税率変更に伴う改定)180円までごとに26.25円 4/23 福井市環境美化地区推進員委嘱(第4期:200名) 10月 ネットボトル資源回収モデル事業開始(一乗・社西・東郷・西藤島・森田地区) 10/1「福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例」施行(チラシ・携帯用灰皿街頭配布) 12/10 収集資源センター管理棟増築工事完成 ※「ごみ処理基本計画」策定
10年		<ul style="list-style-type: none"> 4/1 し尿投入所施設管理業務を清掃清美課に移管 合併処理浄化槽設置費補助基準額改正 10月 ネットボトル資源回収を市全域で実施 10/1「ボイ捨て・ふん害防止条例」施行1周年記念行事(重点区域内現場踏査) 10/31「生ごみ処理容器設置事業補助金制度」廃止
11年	<ul style="list-style-type: none"> 3月 騒音規制法及び振動規制法に基づく指定地域を変更、告示 	

年	環境行政（公害対策等）	清掃行政
11年	<ul style="list-style-type: none"> ・4月「福井市環境基本条例」施行 ・10月「福井市公害防止条例」全部改正（平成12年4月1日施行） ・10月国際規格ISO14001の認証取得 ・11月「福井市公害防止条例施行規則」全部改正（平成12年4月1日施行） 	<ul style="list-style-type: none"> ・4月直営定期収集体制（18班→15班） ・4月クリーンセンターのダクトイキシン対策工事始まる ・9/21電気式生ごみ処理機補助制度施行（4月1日以降購入から対象）
12年	<ul style="list-style-type: none"> ・4月機構改革により、環境対策課が「環境政策課」と「環境保全課」となる ・11月特例市の指定を受け、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法及悪臭防止法に係る事務権限が一部移譲される ・11月新環境基準に係る自動車交通騒音の測定及び評価の実施（平成12年11月29日測定開始） 	<ul style="list-style-type: none"> ・4/23福井市環境美化地区推進員委嘱（第5期：200名）
13年	<ul style="list-style-type: none"> ・2月「福井市環境基本計画」を庁議で決定 ・「福井市環境物品等購入指針」を決定 ・4月ISO14001環境マネジメントシステムのマニュアルを「福井市役所地球温暖化対策実行計画」として位置付ける ・8月「福井市環境パートナーシップ会議」が発足 	<ul style="list-style-type: none"> ・4/1家電リサイクル法の施行（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機を市の収集・処理対象外とする） ・6月市の汚水処理構想の見直し（基本計画）に着手（早期の汚水処理率100%をめざす） ・10月新分別収集モデル事業開始 段ボール・その他紙製容器及び白色食品トレイ（プラスチック製容器包装）を資源として収集を開始する（宝永・河合・東郷の3地区）
14年	<ul style="list-style-type: none"> ・4/1環境政策課内に「資源循環型社会推進室」設置 ・7月「ムダ一扫（ISO）ファミリープラン」（家庭版環境ISO）の取組開始 ・7月地域環境リーダー養成の一環として、市民による「環境の翼」（欧州の環境先進都市視察研修）が実施される 	<ul style="list-style-type: none"> ・10月直営定期収集体制の再構築（15班→13班に） ・11/20福井市廃棄物減量等推進会議「新分別の報告」
15年		<ul style="list-style-type: none"> ・3月クリーンセンターダクトイキシン対策工事完了 ・4月し尿事務、合併処理浄化槽設置費補助事業、下水道部へ移管 ・4月全市一斉に、新分別収集開始（プラスチック製容器包装、ダンボール・紙製容器分別収集） これらのごみの分別収集実施により、ごみ総量にて4,260t減少し（14年度比） 空き缶、ペットボトルの中間処理を民間に委託 ・4/1福井市環境美化地区推進員委嘱（第6期：200名） ・4/1非電気式生ごみ処理機補助制度施行 ・6月「福井市の一般廃棄物の発生抑制及びリサイクル推進のための効果的な方策に関する調査研究結果」報告書作成

年	環境行政（公害対策等）	清掃行政
15年	<ul style="list-style-type: none"> 11月「エコアクション21ふくい」制定 11月「福井市環境マネジメントシステム認証協会」（上記規格の認証機関）の設立 	<ul style="list-style-type: none"> 7月リサイクル戦隊「ワケルジヤ〜」円山保育園・文京保育園・東藤島保育園に出勤 10月新形状の家庭用指定ごみ袋の販売開始 12月福井市ごみ削減・リサイクル推進アクションプラン（行動計画）を策定
16年 福井豪雨	<ul style="list-style-type: none"> 5月「エコアクション21ふくい」の第1回認証（3社） 11月「紙ごみリサイクルネットふくい」の設立 	<ul style="list-style-type: none"> 3/31 電気式生ごみ処理機購入費補助制度廃止 4月「家電リサイクル法」改正（冷凍庫を市の収集・処理対象外とする） 4月資源有効利用促進法の施行により、廃パソコンを市の収集・処理対象外とする 4月家庭用指定袋で、3色化試行開始 4月動物の死体処理の民間委託 4月福井市で全国都市清掃会議北陸東海地区協議会総会開催 5月資源回収拠点モデル事業開始小売店にプラスチック製容器包装及び紙製容器の回収箱を設置するプラスチック製容器包装を市が収集するモデル事業はハツ羽水店
17年	<ul style="list-style-type: none"> 3月機構改革により「資源循環型社会推進室」を廃止 	<ul style="list-style-type: none"> 3/31 中竜鉱山廃坑への搬入終了（総搬入量 136,000 m³） 4月直営定期収集体制の再整備（13班→11班に） 4月空き缶収集業務の一部委託 4月収集資源センターでの燃やせる粗大ごみの受入を開始、資源回収拠点事業開始（ハツ羽水店、Aコープ やしろ店、Aコープ 堀の宮店） 4月焼却灰、勝山市処分場に搬入（～12月） 4/1 し尿収集運搬手数料改定 18円までごとに168円、（20円補助金廃止） 8/15・16リサイクル戦隊「ワケルジヤ〜」愛・地球博に出勤
	<ul style="list-style-type: none"> 3月騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく指定地域を告示 「エコイベントマニュアル」の作成 	
18年	<ul style="list-style-type: none"> 1月市町村合併に伴い騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく指定地域を一部変更し告示 2月「福井市地域新エネルギービジョン」の策定 7月「学校版環境 ISO」認定制度 18校で取組開始 	<ul style="list-style-type: none"> 1月焼却灰、民間処分場（群馬県草津町）へ搬出・2/1 足羽郡美山町、丹生郡越廼村、清水町と合併 2/1 し尿投入所旧美山町の収集汚泥受入開始 3/31 生ごみ処理機（非電気式）購入費補助制度廃止 4月直営定期収集体制の再整備（11班→10班に） 4/18 福井市環境美化地区推進員委嘱（第7期：224名）
19年	<ul style="list-style-type: none"> 3月「福井市環境基本計画」の一部改定 	<ul style="list-style-type: none"> 2月ハー麻生津店にて資源回収拠点事業開始 3月アルプザパル店にて資源回収拠点事業開始 4月美山・越廼・清水区域においてプラスチック製容器包装の分別収集を開始 7月美山・清水区域において段ボール・紙製容器の分別収集を開始（越廼区域は、段ボールは合併以前より分別収集している）
20年		<ul style="list-style-type: none"> 3月リサイクル推進啓発用ビデオ制作（リサイクル戦隊ワケルジヤ〜リターンズ） 3月「クリーンセンター精密機能検査」の実施 4月紙パック分別収集及び資源回収を市全域で実施 4月越廼区域において紙製容器の分別収集開始
20年	<ul style="list-style-type: none"> 6月「学校版環境 ISO」認定制度市立幼・小・中学校の全68校が参加 10月環境マネジメントシステム ISO14001の審査登録から「自己宣言」へ移行 	<ul style="list-style-type: none"> 3/31 丹生衛生管理組合の解散に伴い、し尿投入所で、旧越廼村・旧清水町の収集汚泥受入開始 4/1 旧越廼村・旧清水町のし尿収集運搬手数料統合 7月ハツ学園店にて資源回収拠点事業開始

年	環境行政（公害対策等）	清掃行政
21年	<ul style="list-style-type: none"> 4月機構改革により、環境政策課と環境保全課が「環境課」となる 	<ul style="list-style-type: none"> 3月「一般廃棄物ごみ処理基本計画」策定 4/1福井市環境美化地区推進員委嘱（第8期：163名） 4/1プラスチック製容器包装の品目拡大、出し方緩和、隔週収集から毎週収集へ 4/1美山区域の可燃ごみについてクリーンセンターへ搬入を開始 4/1家電リサイクルの対象品の追加（液晶・プラスチックテレビ、衣類乾燥機） 5月収集資源センターにて環境学習会開始 12月「循環型社会形成推進地域計画」策定
	<ul style="list-style-type: none"> 2月「福井市における買物袋持参推進及びレジ袋削減に関する協定」の締結 ※11事業者、市民団体「福井市くらしの会」、福井市の三者協定 4月レジ袋の無料配布中止スタート(11事業所73店舗) 4月悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準を変更し告示（平成22年4月1日施行） 	
22年		<ul style="list-style-type: none"> 3月「一般廃棄物ごみ処理基本計画」一部改定 3月くみあいマーケット東郷店にて資源回収拠点事業開始 7月蛍光灯の分別収集開始 10/15ポイ捨て防止啓発街頭活動 12月福井市クリーンセンター長寿命化計画策定 12月「循環型社会形成推進地域計画」変更
23年	<ul style="list-style-type: none"> 3月「福井市環境基本計画」改定 6月「福井市環境推進会議」発足 	<ul style="list-style-type: none"> 4月ライターの出し方変更（不燃の日に別袋にして出す） 4月収集資源センターにて資源ごみ回収拠点ステーション設置 8月不法投棄防止監視カメラ及び看板設置 10/19東日本大震災とそれに伴う福島第一原発事故で被災した福島県双葉地方広域市町村圏組合に、ごみ収集用2tトラックを譲与
24年		<ul style="list-style-type: none"> 2/29、3/27ポイ捨て防止啓発街頭活動 3月クリーンセンター大規模改修工事開始 3/1福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例における重点区域の範囲拡大（52.8ha→73.3ha） 4月収集資源センターにて小型家電等回収ボックス設置 4/1福井市環境美化地区推進員委嘱（第9期：171名） 4/1ごみステーション設置補助制度創設 12月ごみの分け方・出し方早見表の広告掲載制度開始 12月ふくい○優エコ事業所募集開始
25年	<ul style="list-style-type: none"> 1月事業者と鷹巣地区カソーラー発電事業に係る基本協定の締結 4月サイクルウェア社会実験の開始（期間：2年間） 	<ul style="list-style-type: none"> 3月資源物回収拠点「わかるば」開設（榎増田喜福井営業所、福井環境事業(株)二日市リサイクルセンター） 4月事業系一般廃棄物の削減等に関する指導要綱に基づく多量排出事業所3R推進制度の試行開始 5月事業所用指定ごみ袋の広告掲載制度開始 10月市役所本館、クリーンセンターに使用済み小型家電回収ボックスを設置
26年	<ul style="list-style-type: none"> 4月環境学習プログラム運用開始（市立幼小中学校の全69校が参加） 7月鷹巣カソーラーの発電開始 	<ul style="list-style-type: none"> 2月「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を改訂し、「福井市資源物及び廃棄物（ごみ）処理基本計画」として名称を変更 3月クリーンセンター、ごみ発電の余剰電力を試験的に売電開始 3/25、11/14ポイ捨て防止街頭啓発 4月ハーツ学園店及び羽水店における資源回収拠点事業を休止 4月びん（青びん・黒びん）容リ協再商品化委託開始

年	環境行政（公害対策等）	清掃行政
26年	<ul style="list-style-type: none"> 4月環境学習プログラム運用開始 （市立幼小中学校の全69校が参加） 7月鷹巣メガソーラーの発電開始 	<ul style="list-style-type: none"> 4/1 し尿収集運搬手数料改定 18円までごとに172円 し尿及び浄化槽汚泥処理手数料180円までごとに27円 （消費税率変更に伴う改定） 6月美山・越廼・清水総合支所において、使用済み小型家電の回収を開始 12月「循環型社会形成推進地域計画」策定
27年		<ul style="list-style-type: none"> 3月クリーンセンター大規模改修工事完了 3/17、10/4ポイ捨て防止街頭啓発 3/31 小売店におけるプラスチック製容器包装の資源回収拠点事業の終了 4月収集資源センターにて粗大ごみの硬質プラスチック資源化開始 4/1 福井市環境美化地区推進員委嘱（第10期：169名） 4/1 「地域リサイクル推進美化協力金」制度を「地域清掃美化推進協力金」制度に改正 6月古紙等集団資源回収の品目に雑がみを追加 6/30 クリーンセンター、ごみ発電の余剰電力売電量を増加 7月ハツ羽水店、学園店及び志比口店において、使用済み小型家電の回収を開始 10/1 ふくい○優事業所認定制度一部見直し
28年	<ul style="list-style-type: none"> 3月「福井市環境基本計画」の改定 	<ul style="list-style-type: none"> 9/2ポイ捨て防止街頭啓発 10月美山・越廼・清水総合支所に古紙回収拠点を設置 12/1 食べきり運動街頭啓発 12月「循環型社会形成推進地域計画」変更
29年	<ul style="list-style-type: none"> 4月COOLCHOICEFUKUI事業の開始 	<ul style="list-style-type: none"> 3月新ごみ処理施設整備基本構想策定 4月環境省「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」の小型家電回収専用ボックスを市役所別館4階に設置し、プロジェクトへ小型家電の提供を開始 9月新炉建設のための環境影響調査業務の着手 9月雑がみ回収袋の配布（小・中学校、集団回収団体） 10月環境省「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」への取組を拡大し、小型家電全量の提供を開始 10/7 福井市環境フェア内で「雑がみ回収コンテスト」を開催 11/18ポイ捨て防止街頭啓発 12月「循環型社会形成推進地域計画」変更
30年		<ul style="list-style-type: none"> 3/19ポイ捨て防止街頭啓発
	<ul style="list-style-type: none"> 4/1 清掃清美課内に「新クリーンセンター準備室」を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 4/1 福井市環境美化地区推進員委嘱（第11期：114名） 12月「循環型社会形成推進地域計画」変更 12/12、14 食べきり運動街頭啓発
令和元年	<ul style="list-style-type: none"> 4/1 福井市の中核市移行に伴い、環境事務所内の所掌事務を再編 環境政策課、課内室：新クリーンセンター準備室、環境廃棄物対策課が新設 	
		<ul style="list-style-type: none"> 2月「新ごみ処理施設整備基本計画」策定 3月「福井市資源物及び廃棄物（ごみ）処理基本計画」を改訂（中期版） 3/31 環境省「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」の終了に伴い小型家電の提供を終了

年	環境行政（公害対策等）	清掃行政
令和元年		<ul style="list-style-type: none"> 6/3 岡保地区と「福井市新クリーンセンター（仮称）建設立地に関する協定書」を締結 10/1 し尿収集運搬手数料改定、18円までごとに176円 し尿及び浄化槽汚泥処理手数料、180円までごとに27.5円 （消費税率変更に伴う改定） 11月「循環型社会形成推進地域計画」変更 12/2.18 食べきり運動街頭啓発
2年	<ul style="list-style-type: none"> 4/1 所掌事務を再編し、環境事務所の体制を整備、環境政策課新クリーンセンター準備室を新クリーンセンター準備課に変更 4/1 浄化槽・し尿処理に関する事務を環境政策課に移管（企業局へ事務の一部を委任） 	<ul style="list-style-type: none"> 3月、12月フードドライブの実施（令和2年～4年まで大規模なもの年2回開催） 10/1 ふくい〇優エ事業所認定51事業所へ 11/5 福井市新ごみ処理施設PFI等選定委員会を設置 12/25（仮称）福井市新ごみ処理施設整備・運営事業に係る実施方針を公表
		<ul style="list-style-type: none"> 1月クリーンセンターに「わけるば」を開設 4/1 福井市環境美化地区推進員委嘱（第12期：100名） 6/1 福井市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価書の公告・縦覧 6/1 福井都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更の告示 7/1（仮称）福井市新ごみ処理施設整備・運営事業に係る入札公告 9/22 新ごみ処理施設整備に係る調整池整備工事着工 12/2 食べきり運動及びびろい捨て防止街頭啓発
3年	<ul style="list-style-type: none"> 4/1 機構改革により、新クリーンセンター準備課を「新クリーンセンター整備課」に変更 3月「福井市環境基本計画」の改定 3月「ゼロカーボンシティ」の宣言 	<ul style="list-style-type: none"> 1月「循環型社会形成推進地域計画」策定 1/14（仮称）福井市新ごみ処理施設整備・運営事業に係る落札者の決定及び公表 1/14 福井市新ごみ処理施設PFI等選定委員会を廃止 2月「福井市災害ごみ処理マニュアル」策定 3/23（仮称）福井市新ごみ処理施設整備・運営事業について、設計、施工及び運営を一括して契約（DBO方式） 3/24（仮称）新ごみ処理施設建設工事着工 3/24 新ごみ処理施設整備に係る敷地造成工事着工 3/25 岡保地区、殿下町、寮町と新ごみ処理施設に関する公害防止協定を締結
		<ul style="list-style-type: none"> 1月「循環型社会形成推進地域計画」策定 1/14（仮称）福井市新ごみ処理施設整備・運営事業に係る落札者の決定及び公表 1/14 福井市新ごみ処理施設PFI等選定委員会を廃止 2月「福井市災害ごみ処理マニュアル」策定 3/23（仮称）福井市新ごみ処理施設整備・運営事業について、設計、施工及び運営を一括して契約（DBO方式） 3/24（仮称）新ごみ処理施設建設工事着工 3/24 新ごみ処理施設整備に係る敷地造成工事着工 3/25 岡保地区、殿下町、寮町と新ごみ処理施設に関する公害防止協定を締結
4年	<ul style="list-style-type: none"> 4/1 機構改革により、市民生活部環境事務所新クリーンセンター整備課を「市民生活部新クリーンセンター建設事務所」に変更 	<ul style="list-style-type: none"> 5/12（一社）福井県産業資源循環協会と「災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定」を締結 11/11 新ごみ処理施設整備に係る調整池整備工事完了 12/9「循環型社会形成推進地域計画」変更 8/1（株）増田喜福井営業所「わけるば」での回収品目変更（プラスチック製容器包装、蛍光灯を回収対象外に変更）
		<ul style="list-style-type: none"> 5/12（一社）福井県産業資源循環協会と「災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定」を締結 11/11 新ごみ処理施設整備に係る調整池整備工事完了 12/9「循環型社会形成推進地域計画」変更 8/1（株）増田喜福井営業所「わけるば」での回収品目変更（プラスチック製容器包装、蛍光灯を回収対象外に変更）

年	環境行政（公害対策等）	清掃行政
5年		<ul style="list-style-type: none"> ・3/7 永平寺町吉野地区と新ごみ処理施設に関する公害防止協定を締結 ・3/7 永平寺町吉野地区と旧東山センターの管理に関する覚書を締結 ・6月、9月、12月フードドライブの実施(令和5年～大規模なもの年3回へ) ・9/27「福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例」において、路上喫煙禁止区域内での喫煙の禁止を規定 (令和6年3月1日施行) ・9月雑がみ分別袋の配布(小・中学校) ・12/1 路上喫煙禁止街頭啓発 ・12/5「循環型社会形成推進地域計画」変更
6年	<ul style="list-style-type: none"> ・個人住宅向け太陽光発電設備・蓄電池の導入支援事業を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・3/9(仮称)新ごみ処理施設建設工事起工式 ・3/27 新ごみ処理施設整備に係る敷地造成工事完了 ・5/29 福井市「メルカリ Shops」開設 ・10/23、24 全国都市清掃会議秋季評議員会開催 ・11/28「循環型社会形成推進地域計画」変更
7年	<ul style="list-style-type: none"> ・3月「地球温暖化対策実行計画 福井市脱炭素アクションプラン」策定 ・3月「デコ活」宣言 	<ul style="list-style-type: none"> ・4月直営定期収集体制(10班→7班) ・4月空き缶収集業務の一部委託(8班→7班)

第2部 大気関係資料

1 環境基準等

(1) 大気汚染に係る環境基準

物質名	環境基準
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

(2) 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値

物質名	指針値
アクリロニトリル	1年平均値が2μg/m ³ 以下であること。
アセトアルデヒド	1年平均値が120μg/m ³ 以下であること。
塩化ビニルモノマー	1年平均値が10μg/m ³ 以下であること。
塩化メチル	1年平均値が94μg/m ³ 以下であること。
クロロホルム	1年平均値が18μg/m ³ 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	1年平均値が1.6μg/m ³ 以下であること。
水銀及びその化合物	1年平均値が0.04μgHg/m ³ 以下であること。
ニッケル化合物	1年平均値が0.025μgNi/m ³ 以下であること。
砒素及びその化合物	1年平均値が0.006μgAs/m ³ 以下であること。
1,3-ブタジエン	1年平均値が2.5μg/m ³ 以下であること。
マンガン及びその化合物	1年平均値が0.14μgMn/m ³ 以下であること。

2 測定体制

(1) 測定局位置

測定局	地番
石橋局	福井市石橋町 32 字イノ上 254-1 (春日神社境内)
岡保局	福井市河水町 18-8 (岡保小学校敷地内)
福井局	福井市豊島 2 丁目 5-26 (東公園敷地内)
吉野局	永平寺町松岡上吉野 39-12-1
松岡局	永平寺町松岡吉野 25-18
自排福井局	福井市下六条町 17 字立原 2 番 (福井県産業会館敷地内)

※測定局には、大気汚染状況を監視する一般環境大気測定局と、自動車排出ガスによる汚染状況を監視する自動車排出ガス測定局がある。

※福井局、自排福井局では有害大気汚染物質の測定も行っている。

(2) 測定局測定項目

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

				二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	一酸化窒素	二酸化窒素	風向	風速	オキシダント	炭化水素	一酸化炭素	温度	湿度	塩化水素
一般局	1	石橋局	市	○	○		○	○	○	○						
	2	福井局	市	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	
	3	岡保局	市	○	○		○	○	○	○	○					○
クリーンセンター局	4	吉野局	市	○	○		○	○	○	○						○
	5	松岡局	市	○	○		○	○	○	○						○
自排局	6	自排福井局	市		○	○	○	○	○	○		○	○			

※福井市の中核市移行に伴い、福井局及び自排福井局は、平成 31 年 4 月 1 日より県から市へ移管された。

※岡保局は、クリーンセンター局も兼ねる。

3 測定結果

3-1 二酸化硫黄月別結果表

(1) 一般環境大気測定局

測定局名	用途地域	項目/月	R6 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7 1月	2月	3月	年間	
石橋	/	有効測定日数	30	30	30	30	30	30	31	30	31	30	28	31	361	
		測定時間数	714	734	713	728	727	712	736	712	735	729	663	738	8641	
		平均値 (ppm)	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000
		1時間値の最高値 (ppm)	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0.002	0.003	0.003
		日平均値の最高値 (ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002
福井	第一種住居	有効測定日数	30	31	30	30	30	30	31	30	31	30	28	31	362	
		測定時間数	713	732	712	727	728	712	734	713	735	730	662	736	8634	
		平均値 (ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000	0.001	0.001
		1時間値の最高値 (ppm)	0.011	0.005	0.005	0.003	0.004	0.004	0.009	0.009	0.004	0.005	0.005	0.005	0.003	0.011
		日平均値の最高値 (ppm)	0.003	0.001	0.002	0.002	0.001	0.001	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.003
岡保	市街化調整	有効測定日数	30	31	30	30	30	30	31	30	31	30	28	31	362	
		測定時間数	711	737	712	727	725	710	738	713	738	728	667	738	8644	
		平均値 (ppm)	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		1時間値の最高値 (ppm)	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.001	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
		日平均値の最高値 (ppm)	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.002	0.002	0.002

※ 岡保局は、福井市クリーンセンター測定局も兼ねる。

(2) 福井市クリーンセンター測定局

測定局名	用途地域	項目/月	R6 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7 1月	2月	3月	年間
吉野	市街化調整	有効測定日数	30	31	30	30	30	30	30	30	30	30	28	31	360
		測定時間数	713	733	712	728	727	712	729	714	727	730	667	738	8630
		平均値 (ppm)	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		1時間値の最高値 (ppm)	0.001	0.001	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.001	0.003	0.003
		日平均値の最高値 (ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.001	0.002	0.002
松岡	市街化調整	有効測定日数	30	31	30	30	31	29	31	30	31	30	28	31	362
		測定時間数	712	736	708	727	735	707	735	712	737	732	667	738	8646
		平均値 (ppm)	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		1時間値の最高値 (ppm)	0.002	0.001	0.002	0.002	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002
		日平均値の最高値 (ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000	0.001

3-2 二酸化窒素月別結果表

(1) 一般環境大気測定局

測定局名	用途地域	項目 / 月	R6 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7 1月	2月	3月	年間	
石橋	/	有効測定日数	30	30	30	30	29	30	31	30	31	31	27	31	360	
		測定時間数	712	733	713	728	711	712	735	712	736	736	660	738	8626	
		平均値 (ppm)	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
		1時間値の最高値 (ppm)	0.008	0.010	0.005	0.005	0.008	0.006	0.008	0.008	0.008	0.008	0.011	0.016	0.010	0.016
		日平均値の最高値 (ppm)	0.004	0.003	0.003	0.002	0.003	0.003	0.003	0.003	0.004	0.003	0.004	0.005	0.004	0.005
福井	第一種住居	有効測定日数	30	31	30	30	30	30	31	25	31	30	28	31	357	
		測定時間数	713	734	712	728	727	712	734	632	737	730	666	738	8563	
		平均値 (ppm)	0.004	0.003	0.003	0.002	0.002	0.003	0.004	0.005	0.005	0.005	0.007	0.005	0.004	
		1時間値の最高値 (ppm)	0.020	0.010	0.010	0.009	0.009	0.009	0.016	0.016	0.018	0.027	0.029	0.019	0.029	
		日平均値の最高値 (ppm)	0.008	0.005	0.005	0.003	0.004	0.005	0.007	0.009	0.009	0.011	0.014	0.011	0.014	
岡保	市街化調整	有効測定日数	30	31	30	30	30	30	31	30	31	26	21	31	351	
		測定時間数	710	736	712	727	725	711	735	713	737	659	504	737	8406	
		平均値 (ppm)	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0.003	0.003	0.003	0.004	0.005	0.004	0.003
		1時間値の最高値 (ppm)	0.013	0.008	0.007	0.008	0.006	0.007	0.010	0.014	0.017	0.018	0.026	0.019	0.026	
		日平均値の最高値 (ppm)	0.005	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003	0.006	0.006	0.007	0.008	0.010	0.010	0.010	

※ 岡保局は、福井市クリーンセンター測定局も兼ねる。

(2) 自動車排出ガス測定局

測定局名	用途地域	項目 / 月	R6 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7 1月	2月	3月	年間	
自排福井	市街化調整	有効測定日数	30	31	30	30	30	30	31	30	30	30	28	31	361	
		測定時間数	712	734	712	728	725	711	734	712	726	730	664	736	8624	
		平均値 (ppm)	0.007	0.005	0.005	0.004	0.003	0.004	0.007	0.007	0.007	0.007	0.006	0.010	0.008	0.006
		1時間値の最高値 (ppm)	0.026	0.020	0.017	0.020	0.013	0.013	0.022	0.023	0.028	0.031	0.038	0.026	0.038	
		日平均値の最高値 (ppm)	0.011	0.009	0.009	0.008	0.006	0.007	0.011	0.012	0.012	0.017	0.019	0.015	0.019	

(3) 福井市クリーンセンター測定局

測定局名	用途地域	項目 / 月	R6 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7 1月	2月	3月	年間	
吉野	市街化調整	有効測定日数	30	31	30	30	30	30	31	30	31	30	28	31	362	
		測定時間数	712	734	712	728	727	711	735	712	735	732	667	738	8643	
		平均値 (ppm)	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
		1時間値の最高値 (ppm)	0.011	0.007	0.008	0.006	0.012	0.005	0.007	0.010	0.012	0.014	0.010	0.016	0.016	
		日平均値の最高値 (ppm)	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.003	0.004	0.004	0.004	0.004	0.005	0.006	0.006	
松岡	市街化調整	有効測定日数	27	31	30	30	28	29	31	30	31	30	28	31	356	
		測定時間数	661	736	709	728	687	708	735	712	737	731	667	738	8549	
		平均値 (ppm)	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0.002	0.002	
		1時間値の最高値 (ppm)	0.010	0.007	0.009	0.006	0.005	0.005	0.009	0.010	0.010	0.012	0.013	0.012	0.013	
		日平均値の最高値 (ppm)	0.004	0.003	0.003	0.002	0.003	0.003	0.004	0.004	0.004	0.005	0.005	0.006	0.006	

3-3 浮遊粒子状物質月別結果表

(1) 一般環境大気測定局

測定局名	用途地域	項目 / 月	R6												年間
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7 1月	2月	3月	
石橋	/	有効測定日数	30	31	30	30	30	30	31	30	31	30	25	31	359
		測定時間数	718	737	717	732	733	718	743	716	742	735	617	742	8650
		平均値 (mg/m ³)	0.017	0.013	0.013	0.015	0.014	0.013	0.011	0.012	0.008	0.009	0.011	0.014	0.012
		1時間値の最高値 (mg/m ³)	0.085	0.041	0.059	0.069	0.074	0.057	0.053	0.073	0.045	0.039	0.068	0.055	0.085
		日平均値の最高値 (mg/m ³)	0.055	0.020	0.026	0.030	0.028	0.025	0.017	0.027	0.018	0.022	0.020	0.037	0.055
福井	第一種住居	有効測定日数	30	31	30	30	30	30	31	30	30	30	28	31	361
		測定時間数	719	740	716	734	732	716	740	718	722	736	668	742	8683
		平均値 (mg/m ³)	0.016	0.010	0.013	0.013	0.013	0.013	0.008	0.009	0.006	0.008	0.009	0.013	0.011
		1時間値の最高値 (mg/m ³)	0.084	0.030	0.043	0.067	0.046	0.045	0.023	0.032	0.035	0.039	0.042	0.065	0.084
		日平均値の最高値 (mg/m ³)	0.056	0.019	0.025	0.025	0.025	0.024	0.015	0.022	0.018	0.020	0.025	0.036	0.056
岡保	市街化調整	有効測定日数	30	31	30	30	30	30	31	30	31	30	28	31	362
		測定時間数	717	743	716	733	733	716	743	717	741	732	671	742	8704
		平均値 (mg/m ³)	0.017	0.012	0.016	0.015	0.015	0.015	0.010	0.011	0.007	0.009	0.010	0.014	0.013
		1時間値の最高値 (mg/m ³)	0.070	0.028	0.068	0.057	0.058	0.052	0.044	0.036	0.043	0.036	0.033	0.066	0.070
		日平均値の最高値 (mg/m ³)	0.046	0.019	0.028	0.029	0.032	0.027	0.018	0.026	0.017	0.020	0.022	0.038	0.046

※ 岡保局は、福井市クリーンセンター測定局も兼ねる。

(2) 自動車排出ガス測定局

測定局名	用途地域	項目 / 月	R6												年間
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7 1月	2月	3月	
自排福井	市街化調整	有効測定日数	30	31	30	30	30	30	31	30	31	30	28	31	362
		測定時間数	718	742	718	735	730	717	741	718	741	735	670	741	8706
		平均値 (mg/m ³)	0.016	0.011	0.014	0.014	0.014	0.014	0.010	0.010	0.006	0.008	0.009	0.013	0.012
		1時間値の最高値 (mg/m ³)	0.079	0.033	0.043	0.073	0.066	0.049	0.035	0.038	0.025	0.032	0.045	0.057	0.079
		日平均値の最高値 (mg/m ³)	0.049	0.019	0.026	0.020	0.028	0.026	0.016	0.024	0.018	0.021	0.022	0.036	0.049

(3) 福井市クリーンセンター測定局

測定局名	用途地域	項目 / 月	R6												年間
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7 1月	2月	3月	
吉野	市街化調整	有効測定日数	30	31	30	30	30	30	31	30	31	30	28	31	362
		測定時間数	719	740	716	729	734	717	742	717	742	734	671	742	8703
		平均値 (mg/m ³)	0.016	0.010	0.014	0.015	0.014	0.013	0.008	0.009	0.005	0.007	0.007	0.012	0.011
		1時間値の最高値 (mg/m ³)	0.078	0.038	0.065	0.088	0.098	0.048	0.036	0.035	0.024	0.026	0.024	0.062	0.098
		日平均値の最高値 (mg/m ³)	0.050	0.017	0.025	0.028	0.028	0.025	0.015	0.021	0.014	0.017	0.016	0.037	0.050
松岡	市街化調整	有効測定日数	30	31	30	30	31	29	31	30	31	30	28	31	362
		測定時間数	717	742	713	734	741	711	742	717	742	735	671	742	8707
		平均値 (mg/m ³)	0.016	0.011	0.013	0.014	0.013	0.013	0.008	0.009	0.005	0.007	0.008	0.013	0.011
		1時間値の最高値 (mg/m ³)	0.089	0.027	0.039	0.069	0.079	0.036	0.029	0.029	0.022	0.028	0.027	0.055	0.089
		日平均値の最高値 (mg/m ³)	0.056	0.018	0.026	0.024	0.026	0.023	0.015	0.023	0.015	0.018	0.018	0.037	0.056

3-4 光化学オキシダント月別結果表

(1) 一般環境大気測定局

※昼間：5:00～20:00までの時間帯

測定局名	用途地域	項目/月	R6 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7 1月	2月	3月	年間
福井	第一種住居	昼間測定日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
		昼間の測定時間数	449	463	448	455	463	440	454	448	463	462	410	455	5410
		昼間の平均値 (ppm)	0.046	0.048	0.049	0.028	0.027	0.031	0.032	0.030	0.029	0.032	0.035	0.042	0.036
		昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	56	53	97	2	0	11	0	0	0	0	1	60	280
		昼間の1時間値の最高値 (ppm)	0.072	0.087	0.075	0.061	0.053	0.069	0.055	0.048	0.053	0.059	0.062	0.090	0.090
		昼間の最高1時間値の平均値 (ppm)	0.057	0.058	0.061	0.038	0.038	0.044	0.044	0.042	0.038	0.041	0.044	0.053	0.046
岡保	市街化調整	昼間測定日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
		昼間の測定時間数	448	464	448	455	462	440	464	442	463	462	411	457	5416
		昼間の平均値 (ppm)	0.045	0.046	0.047	0.025	0.025	0.029	0.029	0.027	0.029	0.031	0.034	0.041	0.034
		昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	59	41	90	0	0	12	0	0	0	0	0	58	260
		昼間の1時間値の最高値 (ppm)	0.070	0.084	0.081	0.057	0.052	0.073	0.054	0.046	0.049	0.056	0.060	0.085	0.085
		昼間の最高1時間値の平均値 (ppm)	0.058	0.057	0.060	0.034	0.036	0.044	0.043	0.040	0.038	0.041	0.043	0.053	0.045

3-5 一酸化炭素月別結果表

(1) 自動車排出ガス測定局

測定局名	用途地域	項目/月	R6 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7 1月	2月	3月	年間
自排福井	市街化調整	有効測定日数	29	31	29	11	31	27	31	30	31	30	28	31	339
		測定時間数	710	735	699	291	737	682	736	713	737	728	666	737	8171
		平均値 (ppm)	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
		1時間値の最高値 (ppm)	0.5	0.5	0.3	0.3	0.5	0.7	0.5	0.5	0.5	0.6	0.5	0.5	0.7
		日平均値の最高値 (ppm)	0.4	0.5	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5

3-6 炭化水素月別結果表

<非メタン炭化水素>

(1) 一般環境大気測定局

測定局名	用途地域	項目/月	R6 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7 1月	2月	3月	年間
福井	第一種住居	測定時間数	710	730	707	733	734	707	734	709	732	728	663	701	8588
		平均値 (ppmC)	0.09	0.07	0.09	0.07	0.07	0.08	0.09	0.09	0.07	0.07	0.08	0.07	0.08
		6～9時平均値 (ppmC)	0.11	0.07	0.09	0.09	0.09	0.10	0.10	0.11	0.07	0.07	0.09	0.09	0.09
		6～9時測定日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	30	364
		6～9時・最高値 (ppmC)	0.29	0.16	0.18	0.18	0.24	0.16	0.19	0.25	0.17	0.17	0.21	0.19	0.29
		3時間平均値最低値 (ppmC)	0.03	0.03	0.04	0.04	0.02	0.02	0.03	0.04	0.03	0.03	0.03	0.03	0.02
		6～9時/3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数	1	0	0	0	1	0	0	2	0	0	1	0	5
		6～9時/3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 自動車排出ガス測定局

測定局名	用途地域	項目/月	R6 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7 1月	2月	3月	年間
自排福井	市街化調整	測定時間数	707	733	710	730	734	706	734	708	732	732	663	657	8546
		平均値 (ppmC)	0.09	0.07	0.08	0.08	0.08	0.09	0.10	0.09	0.06	0.07	0.08	0.07	0.08
		6～9時平均値 (ppmC)	0.12	0.08	0.10	0.11	0.10	0.11	0.11	0.11	0.07	0.08	0.09	0.10	0.10
		6～9時測定日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	28	362
		6～9時・最高値 (ppmC)	0.23	0.22	0.15	0.21	0.22	0.17	0.21	0.27	0.27	0.17	0.17	0.21	0.27
		3時間平均値最低値 (ppmC)	0.04	0.02	0.06	0.05	0.04	0.03	0.02	0.04	0.01	0.03	0.03	0.03	0.01
		6～9時/3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数	3	1	0	1	1	0	2	2	1	0	0	1	12
		6～9時/3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3-7 微小粒子状物質月別結果表

(1) 一般環境大気測定局

測定局名	用途地域	項目 / 月	R6 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7 1月	2月	3月	年間
福井	第一種住居	有効測定日数	30	29	30	28	31	27	31	28	31	29	27	29	350
		平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	12.0	8.5	11.1	8.3	8.0	9.2	7.1	9.0	5.8	7.7	9.3	10.7	8.9
		日平均値の最高値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	30.8	15.4	19.2	12.4	13.5	17.7	12.1	21.7	17.5	22.1	23.8	25.1	30.8
		日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 自動車排出ガス測定局

測定局名	用途地域	項目 / 月	R6 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7 1月	2月	3月	年間
自排福井	市街化調整	有効測定日数	30	29	30	29	29	28	31	28	31	29	27	29	350
		平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	11.0	7.9	10.2	7.6	7.0	8.2	6.2	7.3	4.1	5.6	6.6	7.8	7.4
		日平均値の最高値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	28.8	14.2	17.9	15.7	13.2	15.5	11.5	20.5	14.1	18.1	19.0	23.7	28.8
		日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3-8 有害大気汚染物質結果表

(令和6年度)

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ※ ng/m^3)

地域分類	一般環境			沿道		
測定地点	福井局			自排福井局		
物質名	平均	最小	最大	平均	最小	最大
テトラクロロエチレン	0.023	(< 0.003)	0.045	0.022	(< 0.003)	0.043
トリクロロエチレン	0.22	0.033	0.75	0.30	0.025	0.90
ベンゼン	0.49	0.25	0.92	0.51	0.25	0.87
ジクロロメタン	0.89	0.57	1.4	1.0	0.52	1.5
アクリロニトリル	0.014	(< 0.004)	0.058	0.010	(< 0.004)	0.024
塩化ビニルモノマー	0.027	(< 0.004)	0.10	0.026	(< 0.004)	0.11
クロロホルム	0.16	0.11	0.24	0.17	0.11	0.23
1, 2-ジクロロエタン	0.11	0.023	0.36	0.11	0.018	0.38
水銀及びその化合物 ※	1.4	1.1	1.7			
ニッケル化合物 ※	1.3	0.57	1.6			
ヒ素及びその化合物 ※	0.34	0.25	0.40			
1, 3-ブタジエン	0.037	0.020	0.081	0.038	0.017	0.077
マンガン及びその化合物 ※	7.2	4.8	10			
アセトアルデヒド	0.55	0.23	1.1	1.2	0.38	2.0
塩化メチル	1.5	1.3	2.0	1.5	1.2	2.1
クロム及びその化合物 ※	1.9	0.83	4.0			
酸化エチレン	0.023	0.016	0.027			
トルエン	3.4	1.1	7.3	3.4	1.2	8.1
ベリリウム及びその化合物 ※	(0.005)	(< 0.008)	(< 0.010)			
ベンゾ[a]ピレン ※	0.032	0.014	0.052	0.052	0.028	0.080
ホルムアルデヒド	0.57	0.25	0.91	0.99	0.28	1.9

①年平均値について:

- ・月ごとの測定値が検出下限値未満のときは、当該測定における測定結果を検出下限値の1/2として年平均値を算出した。
- ・年平均値が、各月の最大検出下限値未満であった場合は、その値を括弧書きで表示している。

②濃度範囲(最小値~最大値)について:

- ・最小値又は最大値の値が、検出下限値未満であった場合は、『(< 該当月の検出下限値)』として表示している。
- ・最小値又は最大値の値が、検出下限値以上定量下限値未満であった場合は、『(測定値)』として表示している。

4 大気汚染防止法等に基づく特定施設届出状況

(1) 大気汚染防止法に基づく特定施設

<ばい煙発生施設>

(令和7年3月31日現在)

政令別表第1	施設	施設数	工場数	
第1項	ボイラー	331	118	
第5項	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉	13	2	
第11項	乾燥炉	14	10	
第13項	廃棄物焼却炉	9	5	
第19項	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設	8	2	
第29項	ガスタービン	電気事業法・ガス事業法対象外	2	2
		電気事業法・ガス事業法対象	36	33
第30項	ディーゼル機関	電気事業法・ガス事業法対象外	23	10
		電気事業法・ガス事業法対象	106	75
合計		542	211	

<一般粉じん発生施設>

(令和7年3月31日現在)

政令別表第2	施設	施設数	工場数
第2項	堆積場	13	12
第3項	ベルトコンベア	44	13
第4項	破砕機及び摩砕機	19	6
第5項	ふるい	5	2
合計		81	17

<揮発性有機化合物排出施設>

(令和7年3月31日現在)

政令別表第1-2	施設	施設数	工場数
第1項	乾燥施設(化学製品製造用)	3	1
第2項	塗装施設	2	1
合計		5	2

<水銀排出施設>

(令和7年3月31日現在)

省令別表第3-3	施設	施設数	工場数
第8項	廃棄物焼却炉(一般廃棄物)	3	1
	廃棄物焼却炉(産業廃棄物)	6	4
合計		9	5

(2) 福井県公害防止条例に基づく特定施設(平成9年3月施行)

<ばい煙に係る特定施設>

(令和7年3月31日現在)

施設	施設数	工場数
金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉	15	6
廃棄物焼却炉	9	5
塩酸または弗酸による反応施設および表面処理施設	13	5
合計	37	16

<炭化水素に係る特定施設>

(令和7年3月31日現在)

施設	施設数	工場数
燃料小売業の用に供する地下タンク (燃料用ガソリンを貯蔵する地下タンク)	32	12
合計	32	12

第3部 水質関係資料

1 公共用水域に係る環境基準等

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基準値	項 目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下	チウラム	0.006 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下	シマジン	0.003 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	ふっ素	0.8 mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下		

(別表) 要監視項目及び指針値

項 目	指針値	項 目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L以下	フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L以下
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下	クロルニトロフェン (CNP) [注1]	—
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L以下	トルエン	0.6 mg/L以下
イソキサチオン	0.008 mg/L以下	キシレン	0.4 mg/L以下
ダイアジノン	0.005 mg/L以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L以下	ニッケル [注2]	—
イソプロチオラン	0.04 mg/L以下	モリブデン	0.07 mg/L以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L以下	アンチモン	0.02 mg/L以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L以下	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下
プロピザミド	0.008 mg/L以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L以下
E P N	0.006 mg/L以下	全マンガン	0.2 mg/L以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg/L以下	ウラン	0.002 mg/L以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) [注3]			0.00005 mg/L以下

(注1) 胆のうがんととの因果関係が明らかになるまで、指針値は設定しない。

(注2) 毒性についての定量的評価が定まっていないため、指針値が削除された。

(注3) PFOS及びPFOAの指針値 (暫定) については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

① 河川

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					参 考 市内における 該当河川
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 自然環境保全	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL以下	
A	水道2級 水産1級 水浴	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL以下	九頭竜川(中流) 足羽川(上流) 荒川(上流) 天王川
B	水道3級 水産2級	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL以下	九頭竜川(下流) 日野川(下流) 足羽川(下流) 荒川(下流) 底喰川(上流)
C	水産3級 工業用水1級	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	底喰川(下流) 狐川(下流)
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ゴミ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L 以上	—	

備考 1. 基準値は、日間平均値とする
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする
(湖沼もこれに準ずる)

(注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
" 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級並びに水産3級の水産生物用
" 2級：サケ科魚類及びアユ貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
" 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
" 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
" 3級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等含む）において不快感を生じない限度

② 海域

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					参 考 該当海域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU /100mL以下	検出され ないこと	福井市地先海域
B	水産2級 工業用水	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出され ないこと	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—	

備考 1. 基準値は、日間平均値とする
(注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産物用及び水産2級水産生物用
" 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等含む）において不快感を生じない限度

(3) 水生生物保全水質環境基準

水域	類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値 (mg/L以下)		
			全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
河川及び湖沼	生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03	0.001	0.03
	生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03	0.0006	0.02
	生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03	0.002	0.05
	生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03	0.002	0.04
海域	生物A	水生生物の生育する水域	0.02	0.001	0.01
	生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01	0.0007	0.006

備考 基準値は、日間平均値とする

(別表) 要監視項目及び指針値

項目	水域	類型	指針値 (mg/L)	項目	水域	類型	指針値 (mg/L)
クロロホルム	河川及び湖沼	生物A	0.7	4-t-オクチルフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.001
		生物特A	0.006			生物特A	0.0007
		生物B	3			生物B	0.004
		生物特B	3			生物特B	0.003
	海域	生物A	0.8		海域	生物A	0.0009
		生物特A	0.8			生物特A	0.0004
フェノール	河川及び湖沼	生物A	0.05	アニリン	河川及び湖沼	生物A	0.02
		生物特A	0.01			生物特A	0.02
		生物B	0.08			生物B	0.02
		生物特B	0.01			生物特B	0.02
	海域	生物A	2		海域	生物A	0.1
		生物特A	0.2			生物特A	0.1
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物A	1	2,4-ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.03
		生物特A	1			生物特A	0.003
		生物B	1			生物B	0.03
		生物特B	1			生物特B	0.02
	海域	生物A	0.3		海域	生物A	0.02
		生物特A	0.03			生物特A	0.01

2 公共用水域調査地点

(1) 公共用水域水質調査地点図



(2) 調査地点詳細

番号	河川名	調査地点	調査機関	番号	河川名	調査地点	調査機関	番号	海域名	調査地点	調査機関
1	九頭竜川	中角橋	◎	13	天王川	末端	○	25	石橋地先		○
2	〃	高屋橋	◎	14	馬渡川	馬渡北橋	○	26	浜住地先		○
3	〃	布施田橋	◎	15	〃	馬渡大橋	○	27	亀島地先		○
4	日野川	清水山橋	○	16	八ヶ川	水門	○	28	菅生地先		○
5	〃	日光橋	◎	17	江端川	江守橋	○	29	三本木川地先		○
6	〃	明治橋	◎	18	朝六川	大島新橋	○	30	一光川地先		○
7	足羽川	美山橋	○	19	七瀬川	御鷹橋	○	31	大味川地先		○
8	〃	天神橋	○	20	未更毛川	やすだ橋	○				
9	〃	水越橋	○	21	底喰川	護国橋	○				
10	荒川	東今泉橋	○	22	〃	西野橋	○				
11	〃	水門	○	23	芳野川	古市ふれあい橋	○				
12	狐川	狐橋	○	24	志津川	水門	○				

(注) 調査機関 ◎…国土交通省 ○…福井市

3 公共用水域の水質調査結果

(1) 河川

(令和6年度)

河川名称			九頭竜川				九頭竜川				水系			
			九頭竜川				九頭竜川				九頭竜川			
調査地点			中角橋				高屋橋				布施田橋			
環境基準点			*								*			
水域類型			A				A				B			
調査機関			国土交通省				国土交通省				国土交通省			
一般項目	項目	単位	平均	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n
			pH			7.5	7.2	7.9	0/12	7.5	7.3	7.7	0/4	7.4
D.O			11	7.7	14	0/12	10	7.1	14	1/4	9.5	7.6	12	0/12
BOD			0.5(0.5)	< 0.5	0.9	0/12	0.8 (0.9)	<0.5	1.2	0/4	0.8 (0.9)	0.5	1.3	0/12
COD			1.6	1.1	2.3	-/12	2.3	1.7	3.0	-/4	2.3	1.7	3.3	-/12
S			3	1	7	0/12	3	2	5	0/4	4	3	9	0/12
大腸菌数			58(91)	36	110	0/12	40(48)	31	48	0/4	440(1500)	17	1,700	2/12
油分			< 0.5		< 0.5	0/1								
全窒素														
全リン														
健康項目	カドミウム		< 0.001		< 0.001	0/4					< 0.001		< 0.001	0/2
	全シアン		< 0.1		< 0.1	0/4					< 0.1		< 0.1	0/2
健康項目	鉛		< 0.002		< 0.002	0/4					< 0.002		< 0.002	0/4
	六価クロム		< 0.01		< 0.01	0/4					< 0.01		< 0.01	0/2
健康項目	砒素		< 0.005		< 0.005	0/4					< 0.005		< 0.005	0/2
	総水銀		< 0.0005		< 0.0005	0/4					< 0.0005		< 0.0005	0/2
健康項目	アルキル水銀													
	PCB		< 0.0005		< 0.0005	0/1					< 0.0005		< 0.0005	0/1
健康項目	ジクロロメタン		< 0.002		< 0.002	0/4					< 0.002		< 0.002	0/2
	四塩化炭素		< 0.0002		< 0.0002	0/4					< 0.0002		< 0.0002	0/2
健康項目	1,2-ジクロロエタン		< 0.0004		< 0.0004	0/4					< 0.0004		< 0.0004	0/2
	1,1-ジクロロエチレン		< 0.002		< 0.002	0/4					< 0.002		< 0.002	0/2
健康項目	シス-1,2-ジクロロエチレン		< 0.004		< 0.004	0/4					< 0.004		< 0.004	0/2
	1,1,1-トリクロロエタン		< 0.0005		< 0.0005	0/4					< 0.0005		< 0.0005	0/2
健康項目	1,1,2-トリクロロエタン		< 0.0006		< 0.0006	0/4					< 0.0006		< 0.0006	0/2
	トリクロロエチレン		< 0.001		< 0.001	0/4					< 0.001		< 0.001	0/2
健康項目	テトラクロロエチレン		< 0.0005		< 0.0005	0/4					< 0.0005		< 0.0005	0/2
	1,3-ジクロロプロペン		< 0.0002		< 0.0002	0/1					< 0.0002		< 0.0002	0/1
健康項目	チウラム		< 0.0006		< 0.0006	0/1					< 0.0006		< 0.0006	0/1
	シマジン(CAT)		< 0.0003		< 0.0003	0/1					< 0.0003		< 0.0003	0/1
健康項目	チオベンカルブ		< 0.002		< 0.002	0/1					< 0.002		< 0.002	0/1
	ベンゼン		< 0.001		< 0.001	0/4					< 0.001		< 0.001	0/2
健康項目	セレン		< 0.002		< 0.002	0/4					< 0.002		< 0.002	0/2
	(硝酸性窒素)		0.34		0.47	-/4					0.44		0.48	-/2
健康項目	(亜硝酸性窒素)		0.01		0.01	-/4					0.03		0.04	-/2
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		0.35		0.48	0/4					0.47		0.5	0/2
健康項目	ふっ素		< 0.1		< 0.1	0/4					< 0.1		< 0.1	0/2
	ほう素		< 0.02		< 0.02	0/4					0.05		0.08	0/4
健康項目	1,4-ジオキサン		< 0.005		< 0.005	0/4					< 0.005		< 0.005	0/2
	クロホルム		< 0.003		< 0.003	0/2					< 0.003		< 0.003	0/1
健康項目	トランス-1,2-ジクロロエチレン		< 0.004		< 0.004	0/1								
	1,2-ジクロロプロペン		< 0.006		< 0.006	0/1								
健康項目	p-ジクロロベンゼン		< 0.02		< 0.02	0/1								
	イソキサチオン		< 0.0008		< 0.0008	0/1								
健康項目	ダイアジノン		< 0.0005		< 0.0005	0/1								
	フェニトロチオン		< 0.0003		< 0.0003	0/1								
健康項目	イソプロチオラン		< 0.004		< 0.004	0/1								
	オキシシン銅		< 0.004		< 0.004	0/1								
健康項目	クロロタロニル		< 0.005		< 0.005	0/1								
	プロピザミド		< 0.0008		< 0.0008	0/1								
健康項目	EPN		< 0.0006		< 0.0006	0/1								
	ジクロルボス		< 0.0008		< 0.0008	0/1								
健康項目	フェノカルブ		< 0.003		< 0.003	0/1								
	イプロベンホス		< 0.0008		< 0.0008	0/1								
健康項目	クロルニトロフェン		< 0.0001		< 0.0001	-/1								
	トルエン		< 0.06		< 0.06	0/1								
健康項目	キシレン		< 0.04		< 0.04	0/1								
	フタル酸ジエチルヘキシル		< 0.006		< 0.006	0/1								
健康項目	ニッケル		< 0.005		< 0.005	-/1	< 0.005		< 0.005	-/2	< 0.005		< 0.005	-/2
	モリブデン		< 0.01		< 0.01	0/1								
健康項目	アンチモン		< 0.001		< 0.001	0/1	< 0.001		< 0.005	0/2	0.001	< 0.001	0.001	0/2
	塩化ビニルモノマー		< 0.0002		< 0.0002	0/1								
健康項目	エピクロロヒドリン		< 0.0001		< 0.0001	0/1								
	全マンガシ		< 0.02		< 0.02	0/1								
健康項目	ウラシ		< 0.0002		< 0.0002	0/1								
	PFOS及びPFOA		< 0.000005		< 0.000005	0/1	< 0.000005		< 0.000005	0/1	< 0.000005		< 0.000005	0/1
健康項目	全亜鉛		0.003	0.002	0.004	-/2					0.004	0.002	0.005	-/2
	ノニルフェノール		< 0.00006		< 0.00006	-/2					< 0.00006		< 0.00006	-/2
健康項目	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸		< 0.0006		< 0.0006	-/2					0.0015	0.0006	0.0024	-/2
	クロホルム		< 0.003		< 0.003	-/2					< 0.003		< 0.003	-/1
健康項目	フェノール		< 0.005		< 0.005	-/1								
	ホルムアルデヒド		< 0.01		< 0.01	-/1								
健康項目	4-t-オクチルフェノール													
	アニリン													
健康項目	2,4-ジクロロフェノール													
	フェノール類		< 0.01		< 0.01	-/1								
健康項目	銅		< 0.01		< 0.01	-/1	< 0.01		< 0.01	-/1	< 0.01		< 0.01	-/2
	溶解性鉄		< 0.1		< 0.1	-/1					< 0.1		< 0.1	-/1
健康項目	溶解性マンガシ		< 0.05		< 0.05	-/1					< 0.05		< 0.05	-/1
	クロム		< 0.02		< 0.02	-/1								
健康項目	塩化物イオン													
	塩素イオン													
健康項目	アンモニウム態窒素													

<備考> m/nは、環境基準(又は指針値)に適合しない検体数/総検体数。BODの()内は25%値。大腸菌数の()内は90%値。単位は、pH・大腸菌数を除きmg/L、大腸菌数はCFU/100ml。

河川名称	九 頭 川				竜 野 川				水 野 川 系									
	日 野 川				日 光 橋				日 野 川									
調査地点	清水山橋				日光橋				明治橋									
環境基準点	*								*									
水域類型	B				B				B									
調査機関	福井市				国土交通省				国土交通省									
	平均	最小	～ 最大	m/n	平均	最小	～ 最大	m/n	平均	最小	～ 最大	m/n						
一般項目	p	H	7.4	7.2	～	7.6	0/12	7.4	7.3	～	7.4	0/4	7.4	7.1	～	7.7	0/12	
	D	O	10.0	7.9	～	13	0/12	8.8	5.8	～	12	0/4	9.5	7.2	～	12	0/12	
	B	O	D	1.3(1.4)	<0.5	～	2.6	0/12	1.1(1.1)	0.7	～	1.4	0/4	0.9(1.0)	0.5	～	1.2	0/12
	C	O	D	3.1	1.6	～	5.5	-/12	3.5	2.4	～	4.9	-/4	2.7	1.6	～	4.3	-/12
	S	S	S	5	<1	～	13	0/12	9	6	～	17	0/4	7	3	～	18	0/12
	大腸菌数			190(310)	60	～	650	0/12	280(390)	48	～	390	0/4	250(480)	25	～	1,000	0/12
健康項目	油	分											<0.5		～	<0.5	0/1	
	全窒素																	
健康項目	カドミウム		<0.001		～	<0.001	0/2						<0.001		～	<0.001	0/4	
	全シアン		<0.1		～	<0.1	0/2						<0.1		～	<0.1	0/4	
	鉛		<0.002		～	<0.002	0/2	<0.002		～	<0.002	0/2	<0.002		～	<0.002	0/4	
	六価クロム												<0.01		～	<0.01	0/4	
	砒素		<0.005		～	<0.005	0/2						<0.005		～	<0.005	0/4	
	総水銀		<0.0005		～	<0.0005	0/2						<0.0005		～	<0.0005	0/4	
	アルキル水銀																	
	P	C	B	<0.0005		～	<0.0005	0/1					<0.0005		～	<0.0005	0/1	
	ジクロロメタン			<0.002		～	<0.002	0/2					<0.002		～	<0.002	0/4	
	四塩化炭素			<0.0002		～	<0.0002	0/2					<0.0002		～	<0.0002	0/4	
	1,2-ジクロロエタン			<0.0004		～	<0.0004	0/2					<0.0004		～	<0.0004	0/4	
	1,1-ジクロロエチレン			<0.002		～	<0.002	0/2					<0.002		～	<0.002	0/4	
	シス-1,2-ジクロロエチレン			<0.004		～	<0.004	0/2					<0.004		～	<0.004	0/4	
	1,1,1-トリクロロエタン			<0.0005		～	<0.0005	0/2					<0.0005		～	<0.0005	0/4	
	1,1,2-トリクロロエタン			<0.0006		～	<0.0006	0/2					<0.0006		～	<0.0006	0/4	
	トリクロロエチレン			<0.001		～	<0.001	0/2					<0.001		～	<0.001	0/4	
	テトラクロロエチレン			<0.0005		～	<0.0005	0/2					<0.0005		～	<0.0005	0/4	
	1,3-ジクロロプロペン			<0.0002		～	<0.0002	0/2					<0.0002		～	<0.0002	0/1	
	チウラム			<0.0006		～	<0.0006	0/2					<0.0006		～	<0.0006	0/1	
	シマジン(CAT)			<0.0003		～	<0.0003	0/2					<0.0003		～	<0.0003	0/1	
チオベンカルブ			<0.002		～	<0.002	0/2					<0.002		～	<0.002	0/1		
ベンゼン			<0.001		～	<0.001	0/2					<0.001		～	<0.001	0/4		
セレン			<0.002		～	<0.002	0/2					<0.002		～	<0.002	0/4		
(硝酸性窒素)			1.6	1	～	2.2	-/2					0.89		～	1.1	-/4		
(亜硝酸性窒素)			0.23	0.1	～	0.35	-/2					0.06		～	0.12	-/4		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素			1.8	1.1	～	2.5	0/2					0.91		～	1.1	0/4		
ふっ素			<0.1		～	<0.1	0/2					0.1		～	0.1	0/4		
ほう素			<0.02		～	<0.02	0/2					0.02		～	0.02	0/4		
1,4-ジオキサン			<0.005		～	<0.005	0/2					<0.005		～	<0.005	0/4		
要監視項目	クロロホルム												<0.003		～	<0.003	0/2	
	トランス-1,2-ジクロロエチレン												<0.004		～	<0.004	0/1	
	1,2-ジクロロプロペン												<0.006		～	<0.006	0/1	
	o-ジクロロベンゼン												<0.02		～	<0.02	0/1	
	イソキサチオン												<0.0008		～	<0.0008	0/1	
	ダイアジノン												<0.0005		～	<0.0005	0/1	
	フェニトロチオン												<0.0003		～	<0.0003	0/1	
	イソプロチオラン												<0.004		～	<0.004	0/1	
	オキシシン銅												<0.004		～	<0.004	0/1	
	クロロタロニル												<0.005		～	<0.005	0/1	
	プロピザミド												<0.0008		～	<0.0008	0/1	
	E	P	N										<0.0006		～	<0.0006	0/1	
	ジクロルボス												<0.0008		～	<0.0008	0/1	
	フェノカルブ												<0.003		～	<0.003	0/1	
	イプロベンホス												<0.0008		～	<0.0008	0/1	
	クロルニトロフェン												<0.0001		～	<0.0001	0/1	
	トルエン												<0.06		～	<0.06	0/1	
	キシレン												<0.04		～	<0.04	0/1	
	フタル酸ジエチルヘキシル												<0.006		～	<0.006	0/1	
	ニッケル								<0.005		～	<0.005	-/2	<0.005		～	<0.005	-/1
モリブデン												<0.01		～	<0.01	0/1		
アンチモン								<0.001		～	<0.001	0/2	<0.001		～	<0.001	0/2	
塩化ビニルモノマー												<0.0002		～	<0.0002	0/1		
エピクロロヒドリン												<0.0001		～	<0.0001	0/1		
全マンガン												0.06		～	0.06	0/2		
ウラン												<0.0002		～	<0.0002	0/1		
PFOS及びPFOA			<0.000005		～	<0.000005	0/1	<0.000005		～	<0.000005	0/1	<0.000005		～	<0.000005	0/1	
保水	全亜鉛		0.004	0.003	～	0.004	-/2						0.0040	0.001	～	0.007	-/2	
	ノニルフェノール		<0.00006		～	<0.00006	-/2						<0.00006		～	<0.00006	-/2	
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸		0.0009	<0.0006	～	0.00011	-/2						0.0007	<0.0006	～	0.0007	-/2	
	クロロホルム		<0.003		～	<0.003	-/1						<0.003		～	<0.003	-/2	
	フェノール		<0.005		～	<0.005	-/1						<0.005		～	<0.005	-/1	
	ホルムアルデヒド		<0.01		～	<0.01	-/1						<0.01		～	<0.01	-/1	
項生物	4-t-オクチルフェノール		<0.00003		～	<0.00003	-/1											
	アニリン		<0.002		～	<0.002	-/1											
	2,4-ジクロロフェノール		<0.0003		～	<0.0003	-/1											
	フェノール類												<0.01		～	<0.01	-/1	
特殊項目	銅												<0.01		～	<0.01	-/1	
	溶解性鉄												<0.1		～	<0.1	-/1	
	溶解性マンガン												<0.05		～	<0.05	-/1	
	クロム																	
	塩化物イオン																	
等	塩素イオン																	
	アンモニウム態窒素																	

<備考> m/nは、環境基準（又は指針値）に適合しない検体数/総検体数。BODの（）内は75%値。大腸菌数の（）内は90%値。単位は、pH・大腸菌数を除きmg/L、大腸菌数はCFU/100mL。

河川名称	九頭竜川水系															
	足羽川				足羽川				足羽川							
調査地点	美山橋				天神橋				水越橋							
環境基準点					*				*							
水域類型	A				A				B							
調査機関	福井市				福井市				福井市							
	平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n	
一般項目	pH	8.1	7.4	～	8.6	1/6	8.0	7.4	～	8.7	2/12	7.6	7.4	～	7.8	0/12
	D	10	8.0	～	14	0/6	10	8.7	～	13	0/12	9.8	6.7	～	14	0/12
	BOD	0.5(0.5)	<0.5	～	0.6	0/6	0.6(0.5)	<0.5	～	1.4	0/12	0.6(0.7)	<0.5	～	1.3	0/12
	COD	1.4	1.0	～	1.7	-/6	1.4	1.0	～	1.9	-/12	2.1	1.1	～	3.7	-/12
	S	1	<1	～	1	0/6	1	<1	～	2	0/12	2	<1	～	5	0/12
	大腸菌数	62(62)		～	62	0/1	54(100)	18	～	110	0/12	200(290)	55	～	410	0/12
健康項目	油分															
	全窒素															
	全リン															
	カドミウム											<0.001		～	<0.001	0/2
	全シアン											<0.1		～	<0.1	0/2
	鉛											<0.002		～	<0.002	0/2
	六価クロム															
	砒素											<0.005		～	<0.005	0/2
	総水銀											<0.0005		～	<0.0005	0/2
	アルキル水銀															
	PCB											<0.0005		～	<0.0005	0/1
	ジクロロメタン											<0.002		～	<0.002	0/2
	四塩化炭素											<0.0002		～	<0.0002	0/2
	1,2-ジクロロエタン											<0.0004		～	<0.0004	0/2
	1,1-ジクロロエチレン											<0.002		～	<0.002	0/2
	シス-1,2-ジクロロエチレン											<0.004		～	<0.004	0/2
	1,1,1-トリクロロエタン											<0.0005		～	<0.0005	0/2
	1,1,2-トリクロロエタン											<0.0006		～	<0.0006	0/2
	トリクロロエチレン											<0.001		～	<0.001	0/2
	テトラクロロエチレン											<0.0005		～	<0.0005	0/2
	1,3-ジクロロプロペン											<0.0002		～	<0.0002	0/2
	チウラム											<0.0006		～	<0.0006	0/2
	シマジン(CAT)											<0.0003		～	<0.0003	0/2
	チオベンカルブ											<0.002		～	<0.002	0/2
ベンゼン											<0.001		～	<0.001	0/2	
セレン											<0.002		～	<0.002	0/2	
(硝酸性窒素)											0.34	0.26	～	0.42	-/2	
(亜硝酸性窒素)											<0.01		～	<0.01	-/2	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素											0.35	0.27	～	0.43	0/2	
ふっ素											<0.1		～	<0.1	0/2	
ほう素											<0.02		～	<0.02	0/2	
1,4-ジオキサン											<0.005		～	<0.005	0/2	
要監視項目	クロロホルム															
	トランス-1,2-ジクロロエチレン															
	1,2-ジクロロプロペン															
	o-ジクロロベンゼン															
	イソキサチオン															
	ダイアジノン															
	フェニトロチオン															
	イソプロチオラン															
	オキシシン銅															
	クロロタロニル															
	プロピザミド															
	EPN															
	ジクロルボス															
	フェノカルブ															
	イプロベンホス															
	クロルニトロフェン															
	トルエン															
	キシレン															
	フタル酸ジエチルヘキシル															
	ニッケル															
	モリブデン															
	アンチモン															
	塩化ビニルモノマー															
	エビクロロヒドリン															
全マンガン																
ウラン																
PFOS及びPFOA							<0.000005		～	<0.000005	-/1	<0.000005		～	<0.000005	0/1
保水	全亜鉛											0.002	0.001	～	0.002	-/2
	ノニルフェノール											<0.00006		～	<0.00006	-/2
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸											<0.0006		～	<0.0006	-/2
	クロロホルム											<0.003		～	<0.003	-/1
	フェノール											<0.005		～	<0.005	-/1
	ホルムアルデヒド											<0.01		～	<0.01	-/1
項生物	4-t-オクチルフェノール											<0.00003		～	<0.00003	-/1
	アニリン											<0.002		～	<0.002	-/1
	2,4-ジクロロフェノール											<0.0003		～	<0.0003	-/1
	フェノール類															
特殊項目	銅															
	溶解性鉄															
	溶解性マンガン															
	クロム															
	塩化物イオン															
	塩素イオン															
等	アンモニウム態窒素															

<備考> m/nは、環境基準（又は指針値）に適合しない検体数/総検体数、BODの（）内は75%値、大腸菌数の（）内は90%値、単位は、pH・大腸菌数を除きmg/L、大腸菌数はCFU/100mL。

河川名称		九 頭 川				竜 川				水 王 川 系						
		荒 川				荒 川				天 王 川						
調査地点		東 今 泉 橋				水 門				末 端						
環境基準点		*				*				*						
水域類型		A				B				A						
調査機関		福 井 市				福 井 市				福 井 市						
		平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n
一 般 項 目	p H	7.7	7.3	～	8.7	1/12	7.7	7.3	～	8.4	0/12	7.5	7.3	～	7.8	0/12
	D O	11	9.0	～	13	0/12	10.1	8.2	～	12	0/12	9.8	7.7	～	14	0/12
	B O D	0.9(1.0)	<0.5	～	2.5	1/12	0.8(1.0)	<0.5	～	1.6	0/12	0.7(0.8)	<0.5	～	1.3	0/12
	C O D	2.4	1.5	～	3.9	-/12	3.0	1.6	～	4.5	-/12	3.6	1.6	～	8.4	-/12
	S	4	<1	～	13	0/12	5	<1	～	13	0/12	18	<1	～	150	1/12
	大腸菌数	70(84)	53	～	84	0/2	310(440)	210	～	410	0/2	300(550)	110	～	550	1/2
	油分															
	全窒素															
	全リン															
健 康 項 目	カドミウム						<0.001		～	<0.001	0/2	<0.001		～	<0.001	0/2
	全シアン						<0.1		～	<0.1	0/2	<0.1		～	<0.1	0/2
	鉛						<0.002		～	<0.002	0/2	<0.002		～	<0.002	0/2
	六価クロム															
	砒素						<0.005		～	<0.005	0/2	<0.005		～	<0.005	0/2
	総水銀						<0.0005		～	<0.0005	0/2	<0.0005		～	<0.0005	0/2
	アルキル水銀															
	P C B															
	ジクロロメタン						<0.002		～	<0.002	0/2	<0.002		～	<0.002	0/2
	四塩化炭素						<0.0002		～	<0.0002	0/2	<0.0002		～	<0.0002	0/2
	1,2-ジクロロエタン						<0.0004		～	<0.0004	0/2	<0.0004		～	<0.0004	0/2
	1,1-ジクロロエチレン						<0.002		～	<0.002	0/2	<0.002		～	<0.002	0/2
	シス-1,2-ジクロロエチレン						<0.004		～	<0.004	0/2	<0.004		～	<0.004	0/2
	1,1,1-トリクロロエタン						<0.0005		～	<0.0005	0/2	<0.0005		～	<0.0005	0/2
	1,1,2-トリクロロエタン						<0.0006		～	<0.0006	0/2	<0.0006		～	<0.0006	0/2
	トリクロロエチレン						<0.001		～	<0.001	0/2	<0.001		～	<0.001	0/2
	テトラクロロエチレン						<0.0005		～	<0.0005	0/2	<0.0005		～	<0.0005	0/2
	1,3-ジクロロプロペン						<0.0002		～	<0.0002	0/2	<0.0002		～	<0.0002	0/2
	チウラム						<0.0006		～	<0.0006	0/2	<0.0006		～	<0.0006	0/2
	シマジン(CAT)						<0.0003		～	<0.0003	0/2	<0.0003		～	<0.0003	0/2
チオベンカルブ						<0.002		～	<0.002	0/2	<0.002		～	<0.002	0/2	
ベンゼン						<0.001		～	<0.001	0/2	<0.001		～	<0.001	0/2	
セレン						<0.002		～	<0.002	0/2	<0.002		～	<0.002	0/2	
(硝酸性窒素)						0.34	0.2	～	0.47	-/2	0.45	0.27	～	0.63	-/2	
(亜硝酸性窒素)						<0.01		～	<0.01	-/2	0.01	<0.01	～	0.01	-/2	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素						0.35	0.21	～	0.48	0/2	0.46	0.28	～	0.64	0/2	
ふっ素						0.1	<0.1	～	0.1	0/2	<0.1		～	<0.1	0/2	
ほう素						0.02	<0.02	～	0.02	0/2	0.02	<0.02	～	0.02	0/2	
1,4-ジオキサン						<0.005		～	<0.005	0/2	<0.005		～	<0.005	0/2	
要 監 視 項 目	クロロホルム															
	トランス-1,2-ジクロロエチレン															
	1,2-ジクロロプロペン															
	o-ジクロロベンゼン															
	イソキサチオン															
	ダイアジノン															
	フェニトロチオン															
	イソプロチオラン															
	オキシシン銅															
	クロロタロニル															
	プロピザミド															
	E P N															
	ジクロロボス															
	フェノカルブ															
	イプロベンホス															
	クロルニトロフェン															
	トルエン															
	キシレン															
	フタル酸ジエチルヘキシル															
	ニッケル															
モリブデン																
アンチモン																
塩化ビニルモノマー																
エピクロヒドリン																
全マンガン																
ウラン																
P F O S及びP F O A	<0.000005		～	<0.000005	-/1	<0.000005		～	<0.000005	0/1	<0.000005		～	<0.000005	-/1	
保水 全生 項生 目物	全亜鉛						0.004	0.003	～	0.004	-/2	0.003	0.002	～	0.003	-/2
	ノニルフェノール						<0.0006		～	<0.0006	-/2	<0.0006		～	<0.0006	-/2
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸						0.0008	<0.0006	～	0.0006	-/2	0.0006	<0.0006	～	0.0006	-/2
	クロロホルム						<0.003		～	<0.003	-/1	<0.003		～	<0.003	-/1
	フェノール						<0.005		～	<0.005	-/1	<0.005		～	<0.005	-/1
ホルムアルデヒド						<0.01		～	<0.01	-/1	<0.01		～	<0.01	-/1	
4-t-オクチルフェノール						<0.0003		～	<0.0003	-/1	<0.0003		～	<0.0003	-/1	
アニリン						<0.002		～	<0.002	-/1	<0.002		～	<0.002	-/1	
2,4-ジクロロフェノール						<0.0003		～	<0.0003	-/1	<0.0003		～	<0.0003	-/1	
特 殊 項 目 等	フェノール類															
	銅															
	溶解性鉄															
	溶解性マンガン															
	クロム															
塩化物イオン																
塩素イオン																
アンモニウム態窒素																

<備考> m/nは、環境基準(又は指針値)に適合しない検体数/総検体数。BODの()内は75%値、大腸菌数の()内は90%値。
単位は、pH・大腸菌数を除きmg/L、大腸菌数はCFU/100mL。

河川名称	九頭川				竜馬渡川				水馬渡川系			
	狐橋				馬渡北橋				馬渡大橋			
調査地点	狐橋				馬渡北橋				馬渡大橋			
環境基準点	*											
水域類型	D											
調査機関	福井市				福井市				福井市			
	平均	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n
一般項目	pH	7.7	7.4 ~ 8.2	0/12	7.7	7.4 ~ 8.2	-/12	7.4	7.2 ~ 7.6	-/12		
	DO	9.2	7.1 ~ 13	0/12	10	8.2 ~ 13	-/12	8.9	6.7 ~ 13	-/12		
	BOD	1.2(1.3)	0.8 ~ 1.9	0/12	0.7(0.8)	<0.5 ~ 1.3	-/12	13(14)	8.6 ~ 20	-/12		
	COD	7.0	4.2 ~ 8.0	-/12	2.3	1.2 ~ 4.0	-/12	16	12 ~ 21	-/12		
	SS	5	2 ~ 11	0/12	3	<1 ~ 8	-/12	12	7 ~ 20	-/12		
	大腸菌数	800(1000)	530 ~ 1,000	-/2	70(70)	~ 70	-/1	61(61)	~ 61	-/1		
健康項目	油分											
	全窒素											
健康項目	全リン											
	カドミウム	<0.001	~ <0.001	0/4	<0.001	~ <0.001	0/1	<0.001	~ <0.001	0/4		
健康項目	全シアン	<0.1	~ <0.1	0/4	<0.1	~ <0.1	0/1	<0.1	~ <0.1	0/4		
	鉛	<0.002	~ <0.002	0/4	<0.002	~ <0.002	0/1	<0.002	~ <0.002	0/4		
健康項目	六価クロム											
	砒素	<0.005	~ <0.005	0/4	<0.005	~ <0.005	0/1	<0.005	~ <0.005	0/4		
健康項目	総水銀	<0.0005	~ <0.0005	0/4	<0.0005	~ <0.0005	0/1	<0.0005	~ <0.0005	0/4		
	アルキル水銀											
健康項目	PCB											
	ジクロロメタン	<0.002	~ <0.002	0/4	<0.002	~ <0.002	0/1	<0.002	~ <0.002	0/4		
健康項目	四塩化炭素	<0.0002	~ <0.0002	0/4	<0.0002	~ <0.0002	0/1	<0.0002	~ <0.0002	0/4		
	1,2-ジクロロエタン	<0.0004	~ <0.0004	0/4	<0.0004	~ <0.0004	0/1	<0.0004	~ <0.0004	0/4		
健康項目	1,1-ジクロロエチレン	<0.002	~ <0.002	0/4	<0.002	~ <0.002	0/1	<0.002	~ <0.002	0/4		
	シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	~ <0.004	0/4	<0.004	~ <0.004	0/1	<0.004	~ <0.004	0/4		
健康項目	1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	~ <0.0005	0/4	<0.0005	~ <0.0005	0/1	<0.0005	~ <0.0005	0/4		
	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	~ <0.0006	0/4	<0.0006	~ <0.0006	0/1	<0.0006	~ <0.0006	0/4		
健康項目	トリクロロエチレン	<0.001	~ <0.001	0/4	<0.001	~ <0.001	0/1	<0.001	~ <0.001	0/4		
	テトラクロロエチレン	<0.0005	~ <0.0005	0/4	<0.0005	~ <0.0005	0/1	<0.0005	~ <0.0005	0/4		
健康項目	1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	~ <0.0002	0/4	<0.0002	~ <0.0002	0/1	<0.0002	~ <0.0002	0/4		
	チウラム	<0.0006	~ <0.0006	0/4	<0.0006	~ <0.0006	0/1	<0.0006	~ <0.0006	0/4		
健康項目	シマジン(CAT)	<0.0003	~ <0.0003	0/4	<0.0003	~ <0.0003	0/1	<0.0003	~ <0.0003	0/4		
	チオベンカルブ	<0.002	~ <0.002	0/4	<0.002	~ <0.002	0/1	<0.002	~ <0.002	0/4		
健康項目	ベンゼン	<0.001	~ <0.001	0/4	<0.001	~ <0.001	0/1	<0.001	~ <0.001	0/4		
	セレン	<0.002	~ <0.002	0/4	<0.002	~ <0.002	0/1	<0.002	~ <0.002	0/4		
健康項目	(硝酸性窒素)	0.96	0.61 ~ 1.5	-/4	0.4	~ 0.4	-/1	0.26	0.21 ~ 0.33	-/4		
	(亜硝酸性窒素)	0.02	0.01 ~ 0.03	-/4	0.01	~ 0.01	-/1	0.01	<0.01 ~ 0.02	-/4		
健康項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1.00	0.63 ~ 1.6	0/4	0.41	~ 0.41	0/1	0.27	0.22 ~ 0.34	0/4		
	ふっ素	<0.1	~ <0.1	0/4	<0.1	~ <0.1	0/1	0.1	<0.1 ~ 0.1	0/4		
健康項目	ほう素	0.02	0.02 ~ 0.03	0/3	<0.02	~ <0.02	0/1	0.02	<0.02 ~ 0.03	0/4		
	1,4-ジオキサン	<0.005	~ <0.005	0/4	<0.005	~ <0.005	0/1	<0.005	~ <0.005	0/4		
健康項目	クロロホルム											
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	~ <0.004	-/1								
健康項目	1,2-ジクロロプロペン	<0.006	~ <0.006	-/1								
	o-ジクロロベンゼン											
健康項目	イソキサチオン	<0.0008	~ <0.0008	-/1								
	ダイアジノン	<0.0005	~ <0.0005	-/1								
健康項目	フェニトロチオン	<0.0003	~ <0.0003	-/1								
	イソプロチオラン	<0.004	~ <0.004	-/1								
健康項目	オキシシン銅	<0.004	~ <0.004	-/1								
	クロロタロニル											
健康項目	プロピザミド	<0.0008	~ <0.0008	-/1								
	EPN	<0.0006	~ <0.0006	-/1								
健康項目	ジクロルボス											
	フェノブカルブ											
健康項目	イプロベンホス	<0.0008	~ <0.0008	-/1								
	クロロニトロフェン	<0.0001	~ <0.0001	-/1								
健康項目	トルエン	<0.06	~ <0.06	-/1								
	キシレン	<0.04	~ <0.04	-/1								
健康項目	フタル酸ジエチルヘキシル	<0.006	~ <0.006	-/1								
	ニッケル	<0.005	~ <0.005	-/1				0.029	0.023 ~ 0.033	-/4		
健康項目	モリブデン	<0.01	~ <0.01	-/1								
	アンチモン	0.007	<0.001 ~ 0.01	-/4				0.008	0.005 ~ 0.011	-/4		
健康項目	塩化ビニルモノマー	<0.0002	~ <0.0002	-/1								
	エビクロロヒドリン	<0.0001	~ <0.0001	-/1								
健康項目	全マンガ	0.0	~ 0.0	-/1								
	ウラン	<0.0002	~ <0.0002	-/1								
健康項目	PFOS及びPFOA	0.000016	~ 0.000016	-/1	0.000011	~ 0.000011	-/1	0.000008	~ 0.000008	-/1		
	全亜鉛	0.012	0.007 ~ 0.016	-/2	0.004	~ 0.004	-/1	0.011	~ 0.011	-/1		
健康項目	ノニルフェノール	0.0007	<0.0006 ~ 0.0007	-/2	<0.0006	~ <0.0006	-/1	0.0028	~ 0.0028	-/1		
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸	0.0025	0.0014 ~ 0.0035	-/2	0.0006	~ 0.0006	-/1	<0.0006	~ <0.0006	-/1		
健康項目	クロロホルム	<0.003	~ <0.003	-/1				<0.003	~ <0.003	-/1		
	フェノール	<0.005	~ <0.005	-/1				<0.005	~ <0.005	-/1		
健康項目	ホルムアルデヒド	<0.01	~ <0.01	-/1				<0.01	~ <0.01	-/1		
	4-t-オクチルフェノール	<0.0003	~ <0.0003	-/1				0.0005	~ 0.0005	-/1		
健康項目	アニリン	<0.002	~ <0.002	-/1				0.003	<0.002 ~ 0.003	-/2		
	2,4-ジクロロフェノール	<0.0003	~ <0.0003	-/1				<0.0003	~ <0.0003	-/1		
健康項目	フェノール類											
	銅											
健康項目	溶解性鉄											
	溶解性マンガ											
健康項目	クロム											
	塩化物イオン											
健康項目	塩素イオン											
	アンモニウム態窒素											

<備考> m/nは、環境基準(又は指針値)に適合しない検体数/総検体数。BODの()内は75%値。大腸菌数の()内は90%値。
単位は、pH・大腸菌数を除きmg/L、大腸菌数はCFU/100mL。

河川名称		九 八 ケ 頭 川				竜 江 端 川				水 朝 六 川 系								
		水 門				江 守 橋				大 島 新 橋								
調査地点																		
環境基準点																		
水域類型																		
調査機関		福 井 市				福 井 市				福 井 市								
		平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n		
一般項目	p	H	7.5	7.1	～	7.8	-/12	7.5	7.3	～	7.8	-/12	7.5	7.3	～	7.7	-/6	
	D	O	9.6	7.9	～	13	-/12	10.0	7.1	～	13	-/12	9.9	7.6	～	13	-/6	
	B	O	D	2.1(2.4)	1.1	～	5	-/12	0.7(0.7)	<0.5	～	1.2	-/12	0.7(0.8)	0.5	～	1.0	-/6
	C	O	D	13	4.2	～	32	-/12	3.4	1.7	～	5.9	-/12	3.7	2.9	～	4.7	-/6
	S	S		10	3	～	26	-/12	9	1	～	32	-/12	8	2	～	21	-/6
	大腸菌数		<1(<1)		～	<1	-/1	150(150)		～	150	-/1	350(350)		～	350	-/1	
	油分																	
	全窒素																	
	全リン																	
健康項目	カドミウム		<0.001		～	<0.001	0/2	<0.001		～	<0.001	0/2	<0.001		～	<0.001	0/1	
	全シアン		<0.1		～	<0.1	0/2	<0.1		～	<0.1	0/2	<0.1		～	<0.1	0/1	
	鉛		<0.002		～	<0.002	0/2	<0.002		～	<0.002	0/2	<0.002		～	<0.002	0/1	
	六価クロム																	
	砒素		<0.005		～	<0.005	0/2	<0.005		～	<0.005	0/4	<0.005		～	<0.005	0/4	
	総水銀		<0.0005		～	<0.0005	0/2	<0.0005		～	<0.0005	0/2	<0.0005		～	<0.0005	0/1	
	アルキル水銀																	
	P	C	B															
	ジクロロメタン		<0.002		～	<0.002	0/2	<0.002		～	<0.002	0/2	<0.002		～	<0.002	0/1	
	四塩化炭素		<0.0002		～	<0.0002	0/2	<0.0002		～	<0.0002	0/2	<0.0002		～	<0.0002	0/1	
	1,2-ジクロロエタン		<0.0004		～	<0.0004	0/2	<0.0004		～	<0.0004	0/2	<0.0004		～	<0.0004	0/1	
	1,1-ジクロロエチレン		<0.002		～	<0.002	0/2	<0.002		～	<0.002	0/2	<0.002		～	<0.002	0/1	
	シス-1,2-ジクロロエチレン		<0.004		～	<0.004	0/2	<0.004		～	<0.004	0/2	<0.004		～	<0.004	0/1	
	1,1,1-トリクロロエタン		<0.0005		～	<0.0005	0/2	<0.0005		～	<0.0005	0/2	<0.0005		～	<0.0005	0/1	
	1,1,2-トリクロロエタン		<0.0006		～	<0.0006	0/2	<0.0006		～	<0.0006	0/2	<0.0006		～	<0.0006	0/1	
	トリクロロエチレン		<0.001		～	<0.001	0/2	<0.001		～	<0.001	0/2	<0.001		～	<0.001	0/1	
	テトラクロロエチレン		<0.0005		～	<0.0005	0/2	<0.0005		～	<0.0005	0/2	<0.0005		～	<0.0005	0/1	
	1,3-ジクロロプロペン		<0.0002		～	<0.0002	0/2	<0.0002		～	<0.0002	0/2	<0.0002		～	<0.0002	0/1	
	チウラム		<0.0006		～	<0.0006	0/2	<0.0006		～	<0.0006	0/2	<0.0006		～	<0.0006	0/1	
	シマジン(CAT)		<0.0003		～	<0.0003	0/2	<0.0003		～	<0.0003	0/2	<0.0003		～	<0.0003	0/1	
	チオベンカルブ		<0.002		～	<0.002	0/2	<0.002		～	<0.002	0/2	<0.002		～	<0.002	0/1	
	ベンゼン		<0.001		～	<0.001	0/2	<0.001		～	<0.001	0/2	<0.001		～	<0.001	0/1	
	セレン		<0.002		～	<0.002	0/2	<0.002		～	<0.002	0/2	<0.002		～	<0.002	0/1	
	(硝酸性窒素)		0.26	0.25	～	0.26	-/2	0.42	0.26	～	0.58	-/2	0.7		～	0.7	-/1	
	(亜硝酸性窒素)		0.01	0.01	～	0.01	-/2	0.01	<0.01	～	0.01	-/2	0.01		～	0.01	-/1	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		0.27	0.26	～	0.27	0/2	0.43	0.27	～	0.59	0/2	0.71		～	0.71	0/1		
ふっ素		<0.1		～	<0.1	0/2	<0.1		～	<0.1	0/2	<0.1		～	<0.1	0/1		
ほう素		<0.02		～	<0.02	0/2	<0.02		～	<0.02	0/2	<0.02		～	<0.02	0/1		
1,4-ジオキサン		<0.005		～	<0.005	0/2	0.01	<0.005	～	0.015	0/2	<0.005		～	<0.005	0/1		
要監視項目	クロロホルム																	
	トランス-1,2-ジクロロエチレン		<0.004		～	<0.004	-/1											
	1,2-ジクロロプロペン		<0.006		～	<0.006	-/1											
	1,2-ジクロロベンゼン																	
	イソキサチオン		<0.0008		～	<0.0008	-/1											
	ダイアジノン		<0.0005		～	<0.0005	-/1											
	フェニトロチオン		<0.0003		～	<0.0003	-/1											
	イソプロチオラン		<0.004		～	<0.004	-/1											
	オキシシン銅		<0.004		～	<0.004	-/1											
	クロロタロニル																	
	プロピザミド		<0.0008		～	<0.0008	-/1											
	E	P	N	<0.0006		～	<0.0006	-/1										
	ジクロルボス																	
	フェノプロカルブ																	
	イプロベンホス		<0.0008		～	<0.0008	-/1											
	クロルニトロフェン		<0.0001		～	<0.0001	-/1											
	トルエン		<0.06		～	<0.06	-/1											
	キシレン		<0.04		～	<0.04	-/1											
	フタル酸ジエチルヘキシル		<0.006		～	<0.006	-/1											
	ニツケル		<0.005		～	<0.005	-/1	0.023		～	0.023	-/1						
	モリブデン		<0.01		～	<0.01	-/1											
	アンチモン		0.051	0.010	～	0.100	-/4	0.01		～	0.01	-/1						
	塩化ビニルモノマー		<0.0002		～	<0.0002	-/1											
	エピクロロヒドリン		<0.0001		～	<0.0001	-/1											
	全マンガン		0.04		～	0.04	-/1											
ウラン		<0.0002		～	<0.0002	-/1												
PFOA及びPFOS		<0.000005		～	<0.000005	-/1	<0.000005		～	<0.000005	-/1	<0.000005		～	<0.000005	-/1		
全亜鉛		0.015		～	0.015	-/1	0.004		～	0.004	-/1	0.003		～	0.003	-/1		
全ニッケル		<0.00006		～	<0.00006	-/1	<0.00006		～	<0.00006	-/1	<0.00006		～	<0.00006	-/1		
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸		0.0058		～	0.0058	-/1	<0.0006		～	<0.0006	-/1	<0.0006		～	<0.0006	-/1		
項目	クロロホルム		<0.003		～	<0.003	-/1	<0.003		～	<0.003	-/1						
	フェノール		<0.005		～	<0.005	-/1	<0.005		～	<0.005	-/1						
	ホルムアルデヒド		<0.01		～	<0.01	-/1	<0.01		～	<0.01	-/1						
	4-tert-オクタチルフェノール		<0.00003		～	<0.00003	-/1	<0.00003		～	<0.00003	-/1						
	アニリン		<0.002		～	<0.002	-/1	<0.002		～	<0.002	-/1						
目録	2,4-ジクロロフェノール		<0.0003		～	<0.0003	-/1	<0.0003		～	<0.0003	-/1						
	フェノール類																	
特殊項目	銅																	
	溶解性鉄																	
	溶解性マンガン																	
	クロム																	
	塩化物イオン																	
等	塩素イオン																	
	アンモニウム態窒素																	

<備考> m/nは、環境基準(又は指針値)に適合しない検体数/総検体数。BODの()内は75%値。大腸菌数の()内は90%値。
単位は、pH・大腸菌数を除きmg/L、大腸菌数はCFU/100mL。

河川名称		九 頭 瀬 川				未 更 毛 川				水 底 喰 川 系						
		御 鷹 橋				や す だ 橋				護 国 橋						
調査地点																
環境基準点										*						
水域類型										B						
調査機関		福 井 市				福 井 市				福 井 市						
		平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n
一般項目	p H	7.6	7.4	～	7.7	-/6	7.4	7.3	～	7.5	-/6	7.6	7.2	～	8.5	0/12
	D O	10	8.3	～	14	-/6	9.3	6.8	～	13	-/6	10	7.5	～	12	0/12
	B O D	0.7(0.6)	<0.5	～	1.2	-/6	0.5(0.6)	<0.5	～	0.6	-/6	0.8(0.7)	<0.5	～	2.9	0/12
	C O D	2.8	1.6	～	4.9	-/6	2.5	1.6	～	3.9	-/6	2.7	1.6	～	7.5	-/12
	S	5	1	～	10	-/6	2	<1	～	7	-/6	13	<1	～	55	2/12
大腸菌数		790(790)		～	790	-/1	430(430)		～	430	-/1	170(210)	120	～	210	0/2
油分																
全窒素																
全リン																
健康項目	カドミウム	<0.001		～	<0.001	0/1	<0.001		～	<0.001	0/1					
	全シアン	<0.1		～	<0.1	0/1	<0.1		～	<0.1	0/1					
	鉛	<0.002		～	<0.002	0/1	<0.002		～	<0.002	0/1					
	六価クロム															
	砒素	<0.005		～	<0.005	0/1	<0.005		～	<0.005	0/1					
	総水銀	<0.0005		～	<0.0005	0/1	<0.0005		～	<0.0005	0/1					
	アルキル水銀															
	P C B															
	ジクロロメタン	<0.002		～	<0.002	0/1	<0.002		～	<0.002	0/1					
	四塩化炭素	<0.0002		～	<0.0002	0/1	<0.0002		～	<0.0002	0/1					
	1,2-ジクロロエタン	<0.0004		～	<0.0004	0/1	<0.0004		～	<0.0004	0/1					
	1,1-ジクロロエチレン	<0.002		～	<0.002	0/1	<0.002		～	<0.002	0/1					
	シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004		～	<0.004	0/1	<0.004		～	<0.004	0/1					
	1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005		～	<0.0005	0/1	<0.0005		～	<0.0005	0/1					
	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006		～	<0.0006	0/1	<0.0006		～	<0.0006	0/1					
	トリクロロエチレン	<0.001		～	<0.001	0/1	<0.001		～	<0.001	0/1					
	テトラクロロエチレン	<0.0005		～	<0.0005	0/1	<0.0005		～	<0.0005	0/1					
	1,3-ジクロロプロペン	<0.0002		～	<0.0002	0/1	<0.0002		～	<0.0002	0/1					
	チウラム	<0.0006		～	<0.0006	0/1	<0.0006		～	<0.0006	0/1					
	シマジン(CAT)	<0.0003		～	<0.0003	0/1	<0.0003		～	<0.0003	0/1					
チオベンカルブ	<0.002		～	<0.002	0/1	<0.002		～	<0.002	0/1						
ベンゼン	<0.001		～	<0.001	0/1	<0.001		～	<0.001	0/1						
セレン	<0.002		～	<0.002	0/1	<0.002		～	<0.002	0/1						
(硝酸性窒素)	0.3		～	0.3	-/1	0.27		～	0.27	-/1						
(亜硝酸性窒素)	<0.01		～	<0.01	-/1	<0.01		～	<0.01	-/1						
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.31		～	0.31	0/1	0.28		～	0.28	0/1						
ふっ素	<0.1		～	<0.1	0/1	<0.1		～	<0.1	0/1						
ほう素	<0.02		～	<0.02	0/1	<0.02		～	<0.02	0/1						
1,4-ジオキサン	<0.005		～	<0.005	0/1	<0.005		～	<0.005	0/1						
要監視項目	クロロホルム															
	トランス-1,2-ジクロロエチレン															
	1,2-ジクロロプロペン															
	o-ジクロロベンゼン															
	イソキサチオン															
	ダイアジノン															
	フェニトロチオン															
	イソプロチオラン															
	オキシシン銅															
	クロロタロニル															
	プロピザミド															
	E P N															
	ジクロルボス															
	フェノカルブ															
	イプロベンホス															
	クロルニトロフェン															
	トルエン															
	キシレン															
	フタル酸ジエチルヘキシル															
	ニッケル															
モリブデン																
アンチモン																
塩化ビニルモノマー																
エピクロロヒドリン																
全マンガン																
ウラン																
P F O S及びP F O A	<0.000005		～	<0.000005	-/1	<0.000005		～	<0.000005	-/1	<0.000005		～	<0.000005	-/1	
保水	全亜鉛	0.002		～	0.002	-/1	0.002		～	0.002	-/1					
	ノニルフェノール	<0.00006		～	<0.00006	-/1	<0.00006		～	<0.00006	-/1					
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸	<0.0006		～	<0.0006	-/1	0.0009		～	0.0009	-/1					
	クロロホルム															
	フェノール															
全生	ホルムアルデヒド															
	4-t-オクタチルフェノール															
	アニリン															
	2,4-ジクロロフェノール															
	フェノール類															
目特	銅															
	溶解性鉄															
	溶解性マンガ															
	クロム															
	塩化物イオン															
等	塩素イオン															
	アンモニウム態窒素															

<備考> m/nは、環境基準(又は指針値)に適合しない検体数/総検体数。BODの()内は75%値。大腸菌数の()内は90%値。
単位は、pH・大腸菌数を除きmg/L、大腸菌数はCFU/100mL。

河川名称		九頭竜川水系																
		底 喰 川				芳 野 川				志 津 川								
調査地点		西野橋				古市ふれあい橋				水門								
環境基準点		*																
水域類型		D																
調査機関		福井市				福井市				福井市								
		平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n		
一般項目	p	H	7.6	7.3	～	7.9	0/12	8.2	7.5	～	9.3	-/6	7.5	7.3	～	7.8	-/6	
	D	O	10	8.5	～	13	0/12	10	7.6	～	14	-/6	10.4	8.1	～	14	-/6	
	B	O	D	0.7(0.8)	<0.5	～	0.9	0/12	0.6(0.7)	<0.5	～	0.7	-/6	0.8(0.9)	<0.5	～	1.5	-/6
	C	O	D	2.4	1.6	～	2.9	-/12	2.2	1.7	～	2.5	-/6	3.4	1.6	～	6.5	-/6
	S	S		3	<1	～	8	0/12	4	1	～	8	-/6	8	1	～	24	-/6
健康項目	大腸菌数		280(480)	85	～	480	-/2	90(90)		～	90	-/1	430(430)		～	430	-/1	
	油分																	
	全窒素																	
	全リン																	
	カドミウム		<0.001		～	<0.001	0/4	<0.001		～	<0.001	0/1	<0.001		～	<0.001	0/1	
健康項目	全シアン		<0.1		～	<0.1	0/4	<0.1		～	<0.1	0/1	<0.1		～	<0.1	0/1	
	鉛		<0.002		～	<0.002	0/4	<0.002		～	<0.002	0/1	<0.002		～	<0.002	0/1	
	六価クロム																	
	砒素		<0.005		～	<0.005	0/4	<0.005		～	<0.005	0/1	<0.005		～	<0.005	0/1	
	総水銀		<0.0005		～	<0.0005	0/4	<0.0005		～	<0.0005	0/1	<0.0005		～	<0.0005	0/1	
	アルキル水銀																	
	P	C	B	<0.0005		～	<0.0005	0/1										
	ジクロロメタン		<0.002		～	<0.002	0/4	<0.002		～	<0.002	0/1	<0.002		～	<0.002	0/1	
	四塩化炭素		<0.0002		～	<0.0002	0/4	<0.0002		～	<0.0002	0/1	<0.0002		～	<0.0002	0/1	
	1,2-ジクロロエタン		<0.0004		～	<0.0004	0/4	<0.0004		～	<0.0004	0/1	<0.0004		～	<0.0004	0/1	
	1,1-ジクロロエチレン		<0.002		～	<0.002	0/4	<0.002		～	<0.002	0/1	<0.002		～	<0.002	0/1	
	シス-1,2-ジクロロエチレン		<0.004		～	<0.004	0/4	<0.004		～	<0.004	0/1	<0.004		～	<0.004	0/1	
	1,1,1-トリクロロエタン		<0.0005		～	<0.0005	0/4	<0.0005		～	<0.0005	0/1	<0.0005		～	<0.0005	0/1	
	1,1,2-トリクロロエタン		<0.0006		～	<0.0006	0/4	<0.0006		～	<0.0006	0/1	<0.0006		～	<0.0006	0/1	
	トリクロロエチレン		<0.001		～	<0.001	0/4	<0.001		～	<0.001	0/1	<0.001		～	<0.001	0/1	
	テトラクロロエチレン		<0.0005		～	<0.0005	0/4	<0.0005		～	<0.0005	0/1	<0.0005		～	<0.0005	0/1	
	1,3-ジクロロプロペン		<0.0002		～	<0.0002	0/4	<0.0002		～	<0.0002	0/1	<0.0002		～	<0.0002	0/1	
	チウラム		<0.0006		～	<0.0006	0/4	<0.0006		～	<0.0006	0/1	<0.0006		～	<0.0006	0/1	
	シマジン(CAT)		<0.0003		～	<0.0003	0/4	<0.0003		～	<0.0003	0/1	<0.0003		～	<0.0003	0/1	
	チオベンカルブ		<0.002		～	<0.002	0/4	<0.002		～	<0.002	0/1	<0.002		～	<0.002	0/1	
ベンゼン		<0.001		～	<0.001	0/4	<0.001		～	<0.001	0/1	<0.001		～	<0.001	0/1		
セレン		<0.002		～	<0.002	0/4	<0.002		～	<0.002	0/1	<0.002		～	<0.002	0/1		
(硝酸性窒素)		0.77	0.66	～	0.9	-/4	0.53		～	0.53	-/1	0.34		～	0.34	-/1		
(亜硝酸性窒素)		0.01	<0.01	～	0.01	-/4	0.01		～	0.01	-/1	<0.01		～	<0.01	-/1		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		0.78	0.67	～	0.9	0/4	0.54		～	0.54	0/1	0.35		～	0.35	0/1		
ふっ素		<0.1		～	<0.1	0/4	<0.1		～	<0.1	0/1	<0.1		～	<0.1	0/1		
ほう素		0.02	<0.02	～	0.02	0/4	<0.02		～	<0.02	0/1	<0.02		～	<0.02	0/1		
1,4-ジオキサン		<0.005		～	<0.005	0/4	<0.005		～	<0.005	0/1	<0.005		～	<0.005	0/1		
要監視項目	クロロホルム																	
	トランス-1,2-ジクロロエチレン																	
	1,2-ジクロロプロペン																	
	o-ジクロロベンゼン																	
	イソキサチオン																	
	ダイアジノン																	
	フェニトロチオン																	
	イソプロチオラン																	
	オキシシン銅																	
	クロロタロニル																	
	プロピザミド																	
	E	P	N															
	ジクロルボス																	
	フェノカルブ																	
	イプロベンホス																	
	クロルニトロフェン																	
	トルエン																	
	キシレン																	
	フタル酸ジエチルヘキシル																	
	ニッケル																	
モリブデン																		
アンチモン																		
塩化ビニルモノマー																		
エピクロヒドリン																		
全マンガン																		
ウラン																		
P	F	O	S	及び	P	F	O	A	<0.000005		～	<0.000005	-/1	<0.000005		～	<0.000005	-/1
保水	全亜鉛		0.0045	0.004	～	0.005	-/2	0.007		～	0.007	-/1	0.002		～	0.002	-/1	
	ノニルフェノール		<0.00006		～	<0.00006	-/2	<0.00006		～	<0.00006	-/1	<0.00006		～	<0.00006	-/1	
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸		0.0007	<0.0006	～	0.0008	-/2	<0.0006		～	<0.0006	-/1	<0.0006		～	<0.0006	-/1	
	クロロホルム		<0.003		～	<0.003	-/1											
	フェノール		<0.005		～	<0.005	-/1											
項生	ホルムアルデヒド		<0.01		～	<0.01	-/1											
	4-t-オクタチルフェノール		<0.00003		～	<0.00003	-/1											
	アニリン		<0.002		～	<0.002	-/1											
	2,4-ジクロロフェノール		<0.0003		～	<0.0003	-/1											
	フェノール類																	
特殊項目等	銅																	
	溶解性鉄																	
	溶解性マンガ																	
	クロム																	
	塩化物イオン																	
アンモニウム態窒素																		

<備考> m/nは、環境基準(又は指針値)に適合しない検体数/総検体数。BODの()内は75%値。大腸菌数の()内は90%値。
単位は、pH・大腸菌数を除きmg/L、大腸菌数はCFU/100mL。

(2) 海域

(令和6年度)

海 域 名 称		九 頭 竜 川 地 先 海 域				越 前 加 賀 海 岸 地 先 海 域												
調 査 地 点		石 橋 地 先				浜 住 地 先												
環 境 基 準 点		*				*												
水 域 類 型		A				A												
調 査 機 関		福 井 市				福 井 市												
		平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n		
一 般 項 目	p	H	8.2	8.1	～	8.3	0/4	8.2	8.1	～	8.3	0/4	8.2	8.1	～	8.3	0/4	
	D	O	7.9	6.7	～	9	1/4	7.8	6.7	～	9	1/4	7.8	6.3	～	9.1	1/4	
	B	O	D															
	C	O	D	1.5(1.4)	1.2	～	1.9	0/4	1.5(1.6)	1.3	～	1.7	0/4	1.4(1.4)	1.3	～	1.6	0/4
	S	S																
	大腸菌数																	
	油	分	ND		～	ND	0/4	ND		～	ND	0/4	ND		～	ND	0/4	
全窒素																		
全リン																		
カドミウム																		
全シアン																		
鉛																		
六価クロム																		
砒素																		
総水銀																		
アルキル水銀																		
P	C	B																
ジクロロメタン																		
四塩化炭素																		
1,2-ジクロロエタン																		
1,1-ジクロロエチレン																		
シス-1,2-ジクロロエチレン																		
1,1,1-トリクロロエタン																		
1,1,2-トリクロロエタン																		
トリクロロエチレン																		
テトラクロロエチレン																		
1,3-ジクロロプロペン																		
チウラム																		
シマジン(CAT)																		
チオベンカルブ																		
ベンゼン																		
セレン																		
(硝酸性窒素)																		
(亜硝酸性窒素)																		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素																		
ふっ素																		
ほう素																		
1,4-ジオキサン																		
クロロホルム																		
トランス-1,2-ジクロロエチレン																		
1,2-ジクロロプロペン																		
o-ジクロロベンゼン																		
イソキサチオン																		
ダイアジノン																		
フェニトロチオン																		
イソプロチオラン																		
オキシシン銅																		
クロロタロニル																		
プロピザミド																		
E	P	N																
ジクロルボス																		
フェノバルブ																		
イプロベンホス																		
クロルニトロフェン																		
トルエン																		
キシレン																		
フタル酸ジエチルヘキシル																		
ニッケル																		
モリブデン																		
アチモン																		
塩化ビニルモノマー																		
エビクロロヒドリン																		
全マンガン																		
ウラン																		
PFOS及びPFOA																		
係水	全	亜鉛																
全生	ノニルフェノール																	
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸																		
クロロホルム																		
フェノール																		
ホルムアルデヒド																		
4-t-オクチルフェノール																		
アクリン																		
2,4-ジクロロフェノール																		
フェノール類																		
銅																		
溶解性鉄																		
溶解性マンガン																		
クロム																		
塩化物イオン			19,100	18,900	～	19,300	-/4	18,900	18,800	～	18,900	-/4	18,800	18,300	～	19,200	-/4	
塩素イオン																		
アンモニウム態窒素																		

<備考> m/nは、環境基準(又は指針値)に適合しない検体数/総検体数。CODの()内は75%値。単位は、pH・大腸菌数を除きmg/L、大腸菌数はCFU/100mL。

海 域 名 称		越 前 加 賀 海 岸 地 先 海 域																
調 査 地 点		大 味 川 地 先				亀 島 地 先				菅 生 地 先								
環 境 基 準 点		*																
水 域 類 型		A																
調 査 機 関		福 井 市				福 井 市				福 井 市								
		平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n	平均	最小	～	最大	m/n		
一 般 項 目	p	H	8.2	8.1	～	8.3	0/4	8.2	8.1	～	8.3	0/4	8.2	8.1	～	8.3	0/4	
	D	O	7.9	6.7	～	9.4	1/4	7.8	6.7	～	9.0	1/4	7.8	6.6	～	9	1/4	
	B	O	D															
	C	O	D	1.6(1.5)	1.4	～	1.8	0/4	1.3(1.4)	1.1	～	1.6	0/4	1.8(1.8)	1.2	～	2.5	1/4
	S	S																
	大腸菌数																	
	油	分	ND		～	ND	0/4	ND		～	ND	0/4	ND		～	ND	0/4	
全	窒	素	0.23		～	0.23	-/1											
全	リ		0.018		～	0.018	-/1											
健 康 項 目	カ	ド	ミ	ウ	ム													
	全	シ	ア	ン														
		鉛																
	六	価	ク	ロ	ム													
	砒	素																
	総	水	銀															
	ア	ル	キ	ル	水	銀												
	P	C	B															
	ジ	ク	ロ	ロ	メ	タ	ン											
	四	塩	化	炭	素													
	1,2-	ジ	ク	ロ	ロ	エ	タ	ン										
	1,1-	ジ	ク	ロ	ロ	エ	チ	レ										
	シ	ス	-1,2-	ジ	ク	ロ	ロ	エ	チ	レ								
	1,1,1-	ト	リ	ク	ロ	ロ	エ	タ	ン									
	1,1,2-	ト	リ	ク	ロ	ロ	エ	タ	ン									
	ト	リ	ク	ロ	ロ	エ	チ	レ										
	テ	ト	ラ	ク	ロ	ロ	エ	チ	レ									
	1,3-	ジ	ク	ロ	ロ	ブ	ロ	ベ	ン									
	チ	ウ	ラ	ム														
	シ	マ	ジ	ン	(C	A	T)										
チ	オ	ベ	ン	カ	ル	ブ												
ベ	ン	ゼ	ン															
セ	レ	ン																
	(硝	酸	性	窒	素)												
	(亜	硝	酸	性	窒	素)											
	硝	酸	性	窒	素	及	び	亜	硝	酸	性	窒	素					
	ふ	っ	素															
	ほ	う	素															
	1,4-	ジ	オ	キ	サ	ン												
要 監 視 項 目	ク	ロ	ロ	ホ	ル	ム												
	ト	タ	ン	×	1,2-	ジ	ク	ロ	ロ	エ	チ	レ						
	1,2-	ジ	ク	ロ	ロ	ブ	ロ	ベ	ン									
	o-	ジ	ク	ロ	ロ	ベ	ン	ゼ	ン									
	イ	ソ	キ	サ	チ	オ	ン											
	ダ	イ	ア	ジ	ノ	ン												
	フ	エ	ニ	ト	ロ	チ	オ	ン										
	イ	ソ	ブ	ロ	チ	オ	ラ	ン										
	オ	キ	シ	ン	銅													
	ク	ロ	ロ	タ	ロ	ニ	ル											
	プ	ロ	ビ	ザ	ミ	ド												
	E	P	N															
	ジ	ク	ロ	ル	ボ	ス												
	フ	エ	ノ	ブ	カ	ル	ブ											
	イ	ブ	ロ	ベ	ン	ホ	ス											
	ク	ロ	ル	ニ	ト	ロ	フ	エ	ン									
	ト	ル	エ	ン														
	キ	シ	レ	ン														
	フ	タ	ル	酸	ジ	エ	チ	ル	ヘ	キ	シ	ル						
	ニ	ツ	ケ	ル														
モ	リ	ブ	デ	ン														
ア	シ	チ	モ	ン														
塩	化	ビ	ニ	ル	モ	ノ	マ	ー										
エ	ピ	ク	ロ	ロ	ヒ	ド	リ	ン										
全	マ	ン	ガ	ン														
ウ	ラ	ン																
P	F	O	S	及	び	P	F	O	A									
保 水 全 生 項 目 特 殊 項 目 等	全	亜	鉛															
	ノ	ニ	ル	フ	エ	ノ	ー	ル										
	直	鎖	アル	キ	ル	ベ	ン	ゼ	ン	ス	ル	ホ	ン	酸				
	ク	ロ	ロ	ホ	ル	ム												
	フ	エ	ノ	ー	ル													
	ホ	ル	ム	アル	デ	ヒ	ド											
	4-t-	オ	ク	チ	ル	フ	エ	ノ	ー									
	ア	ニ	リ															
	2,4-	ジ	ク	ロ	ロ	フ	エ	ノ	ー									
	フ	エ	ノ	ー	ル	類												
銅																		
溶	解	性	鉄															
溶	解	性	マン	ガ	ン													
ク	ロ	ム																
塩	化	物	イ	オ	ン													
塩	素	イ	オ	ン														
アン	モ	ニ	ウ	ム	態	窒	素											

<備考> m/nは、環境基準（又は指針値）に適合しない検体数/総検体数。CODの（）内は75%値。単位は、pH・大腸菌数を除きmg/L、大腸菌数はCFU/100mL。

海 域 名 称		越前加賀海岸地先海域					
調 査 地 点		三 本 木 川 地 先					
環 境 基 準 点							
水 域 類 型		A					
調 査 機 関		福 井 市					
		平均	最小	～ 最大	m/n		
一 般 項 目	p	H	8.2	8.0	～ 8.3	0/4	
	D	O	7.8	6.6	～ 9.0	1/4	
	B	O	D				
	C	O	D	1.5(1.5)	1.3	～ 1.6	0/4
	S	S					
	大腸菌数						
	油	分	ND		～ ND	0/4	
健 康 項 目	全窒素						
	全リン						
	カドミウム						
	全シアン						
	鉛						
	六価クロム						
	砒素						
	総水銀						
	アルキル水銀						
	P	C	B				
	ジクロロメタン						
	四塩化炭素						
	1,2-ジクロロエタン						
	1,1-ジクロロエチレン						
	シス-1,2-ジクロロエチレン						
	1,1,1-トリクロロエタン						
	1,1,2-トリクロロエタン						
	トリクロロエチレン						
	テトラクロロエチレン						
	1,3-ジクロロプロペン						
	チウラム						
	シマジン(CAT)						
	チオベンカルブ						
	ベンゼン						
	セレン						
	(硝酸性窒素)						
	(亜硝酸性窒素)						
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素							
ふっ素							
ほう素							
1,4-ジオキサン							
要 監 視 項 目	クロロホルム						
	トランス-1,2-ジクロロエチレン						
	1,2-ジクロロプロペン						
	o-ジクロロベンゼン						
	イソキサチオン						
	ダイアジノン						
	フェニトロチオン						
	イソプロチオラン						
	オキシシン銅						
	クロロタロニル						
	プロピザミド						
	E P N						
	ジクロロボス						
	フェノブカルブ						
	イプロベンホス						
	クロルニトロフェン						
	トルエン						
	キシレン						
	フタル酸ジエチルヘキシル						
	ニッケル						
モリブデン							
アシチモン							
塩化ビニルモノマー							
エビクロロヒドリル							
全マンガン							
ウラン							
P F O S 及び P F O A							
保水 全生 項生 目物 特 殊 項 目 等	全亜鉛						
	ノニルフェノール						
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸						
	クロロホルム						
	フェノール						
	ホルムアルデヒド						
	4-t-オクチルフェノール						
	アニリン						
	2,4-ジクロロフェノール						
	フェノール類						
銅							
溶解性鉄							
溶解性マンガン							
クロム							
塩化物イオン		19,000	18,600	～ 19,200	-/4		
塩素イオン							
アンモニウム態窒素							

<備考> m/nは、環境基準(又は指針値)に適合しない検体数/総検体数。CODの()内は75%値。単位は、pH・大腸菌数を除きmg/L、大腸菌数はCFU/100mL。

(3) 九頭竜川水系主要地点のBODの経年変化

(単位：mg/L)

河川名	調査地点	指定類型	B O D (年度別75%値)									
			H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
九頭竜川	中角橋	A	0.6	0.8	0.7	0.7	0.5	0.5	0.6	0.6	0.7	0.5
	布施田橋	B	0.7	0.9	1.0	0.8	0.7	0.5	0.6	0.8	0.6	0.9
日野川	清水山橋	B	1.4	1.2	1.2	1.3	1.5	1.9	1.6	2.1	1.1	1.4
	明治橋	B	0.6	1.3	1.3	1.0	0.9	1.1	0.8	1.2	1.0	1.0
足羽川	美山橋	A	0.6	0.5	0.5	0.5	<0.5	0.6	0.7	0.6	0.5	0.5
	天神橋	A	<0.5	0.7	0.5	0.5	0.5	<0.5	0.6	<0.5	0.5	0.5
	水越橋	B	0.6	0.9	0.5	0.7	0.7	0.5	0.7	0.7	0.5	0.7

注) 75%値とは、n個の日間平均値を水質の良いものから並べたとき、 $0.75 \times n$ 番目にくる数値のことをいう。

(4) 九頭竜川支派川のBODの経年変化

(単位：mg/L)

河川名	調査地点	指定類型	B O D (年度別75%値)									
			H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
荒川	東今泉橋	A	1.2	1.1	0.9	1.1	0.9	0.7	1.0	0.8	0.9	1.0
〃	水門	B	1.0	1.0	1.0	1.3	1.0	0.8	0.9	1.2	0.9	1.0
江端川	江守橋	なし	1.1	0.9	1.5	1.2	1.4	1.2	1.5	1.1	1.0	0.7
狐川	狐橋	D	2.9	2.1	2.4	2.6	1.7	2.1	1.9	1.6	1.9	1.3
天王川	末端	A	0.6	1.0	1.0	0.9	0.9	0.7	0.9	1.0	0.8	0.8
馬渡川	馬渡北橋	なし	1.4	1.1	0.9	1.1	0.9	1.3	0.9	0.8	1.0	0.8
〃	馬渡大橋	なし	21	16	13	15	21	21	11	9.0	9.2	14
八ヶ川	水門*	なし	3.0	1.8	1.9	5.9	4.4	2.4	4.7	3.4	4.6	2.4
底喰川	護国橋	B	1.0	1.2	1.2	1.0	1.2	0.8	1.0	0.9	0.8	0.7
〃	西野橋	D	1.5	1.2	1.1	1.2	1.0	1.0	1.1	0.9	1.0	0.8
朝六川	大島新橋	なし	1.2	0.9	1.6	1.6	0.7	1.1	1.3	1.1	2.1	0.8
未更毛川	やすだ橋	なし	1.1	0.6	0.6	0.7	0.6	1.1	0.9	1.1	0.8	0.6
七瀬川	御鷹橋	なし	2.1	1.3	0.6	0.9	0.7	1.9	0.8	1.0	0.7	0.6
芳野川	古市ふれあい橋	なし	1.4	1.8	1.2	1.1	0.8	0.9	1.1	0.7	0.7	0.7
志津川	水門	なし	1.6	1.3	0.7	1.0	0.9	1.5	1.0	1.1	1.0	0.9

※ H29までは、高江橋の測定値

4 地下水に係る環境基準等

(1) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基準値	項 目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下	チウラム	0.006 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	ベンゼン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	ふっ素	0.8 mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

(別表) 要監視項目及び指針値

項 目	指針値	項 目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L以下	フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下	イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L以下	クロルニトロフェン (CNP) [注1]	—
イソキサチオン	0.008 mg/L以下	トルエン	0.6 mg/L以下
ダイアジノン	0.005 mg/L以下	キシレン	0.4 mg/L以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L以下	ニッケル [注2]	—
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L以下	モリブデン	0.07 mg/L以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L以下	アンチモン	0.02 mg/L以下
プロピザミド	0.008 mg/L以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L以下
E P N	0.006 mg/L以下	全マンガン	0.2 mg/L以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg/L以下	ウラン	0.002 mg/L以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) [注3]	0.00005 mg/L以下		

(注1) 胆のうがんとの因果関係が明らかになるまで、指針値は設定しない。

(注2) 毒性についての定量的評価が定まっていないため、指針値が削除された。

(注3) PFOS及びPFOAの指針値 (暫定) については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

5 地下水調査結果

(1) 概況調査結果（令和6年度）

項目名		環境基準 (mg/L)	測定 地点数	環境基準 超過地点数
環 境 基 準 項 目	カドミウム	0.003	6	0
	全シアン	検出されないこと	6	0
	鉛	0.01	6	0
	六価クロム	0.02	6	0
	砒素	0.01	6	0
	総水銀	0.0005	6	0
	P C B	検出されないこと	6	0
	ジクロロメタン	0.02	6	0
	四塩化炭素	0.002	6	0
	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002	6	0
	1,2-ジクロロエタン	0.004	6	0
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	6	0
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	6	0
	1,1,1-トリクロロエタン	1	6	0
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	6	0
	トリクロロエチレン	0.01	6	0
	テトラクロロエチレン	0.01	6	0
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	6	0
	チウラム	0.006	6	0
	シマジン	0.003	6	0
	チオベンカルブ	0.02	6	0
	ベンゼン	0.01	6	0
	セレン	0.01	6	0
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	6	0
	ふっ素	0.8	6	0
	ほう素	1	6	0
1,4-ジオキサン	0.05	6	0	

(2) 継続監視調査結果（令和6年度）

測定地点	汚染物質	汚染発見 年月	過去最高 濃度	測定結果	
				年平均値	基準適合
石橋町	トリクロロエチレン	H10.9	0.017	0.0070	○
美山町	テトラクロロエチレン	H19.4	0.019	0.0039	○
舟橋新2丁目	テトラクロロエチレン	H19.11	0.049	<0.0005	○

6 水質汚濁防止法等に基づく特定施設届出状況

(1) 水質汚濁防止法に基づく特定施設届出状況

(令和7年3月31日現在)

政令別表 第1の 施設番号	業種 ・ 施設	工場数		
		排水量 50m ³ /日 以上	排水量 50m ³ /日 未満	合計
1の2	畜産農業、サービス業	—	4	4
2	畜産食料品製造業	2	4	6
3	水産食料品製造業	1	1	2
5	みそ、しょう油等製造業	—	7	7
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈澱槽	—	3	3
9	米菓、こうじ製造業	—	1	1
10	飲料製造業	—	14	14
16	めん類製造業	1	1	2
17	豆腐、煮豆製造業	1	7	8
19	紡績業、繊維製品製造業、加工業	16	9	25
22	木材薬品処理業	1	2	3
23	パルプ、紙、紙加工品製造業	2	—	2
23の2	新聞業、出版業、印刷業、製版業	—	8	8
27	前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	2	1	3
33	合成樹脂製造業	1	—	1
46	有機化学工業製品製造業	6	3	9
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブ製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設	—	1	1
54	セメント製品製造業	—	2	2
55	生コンクリート製造業	—	8	8
56	有機質砂かべ材製造業	—	1	1
59	砕石業、鉱物土石の粉砕等処理業	—	4	4
60	砂、砂利、玉石採取業	—	1	1
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	—	1	1
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	1	1	2
64の2	水道、工業用水道施設の浄水施設	1	1	2
65	酸・アルカリによる表面処理施設	1	4	5
66	電気メッキ施設	3	7	10
66の3	旅館業	6	39	45
66の4	協同調理場に設置される厨房施設	2	—	2
66の5	弁当、仕出屋又は弁当製造の用に供する厨房施設	4	—	4
67	洗濯業	3	19	22
68	写真現像業	—	9	9
68の2	病院（ベット数300床以上）	3	—	2
70の2	自動車特定整備事業	—	5	5
71	自動式車両洗浄施設	—	97	98
71の2	試験研究施設	2	13	15
71の3	一般廃棄物焼却処理施設	—	1	1
71の5	トリクロロエチレン等による洗浄施設	—	2	2
72	し尿処理施設（処理対象501人以上）	31	—	31
73	下水道終末処理施設	6	—	6
74	特定事業所から排出される水の処理施設	3	—	3
	合計	99	281	380

(2) 福井県公害防止条例に基づく汚水および廃液に係る特定施設届出状況

(令和7年3月31日現在)

施行規則別表 第3の2の 施設番号	施設	施設数	工場数
13	洗浄施設	82	3
	合計	82	3

第4部 地盤沈下・土壌関係資料

1 地盤沈下の観測体制

(1) 観測所詳細

(令和7年3月31日現在)

観測所名(観測開始日)	所在地	井戸深度 (m)	ストレナー位置 (m)	観測項目		設置者
				地盤沈下	地下水位	
1 木田観測所 (S51. 4. 28)	木田1丁目1360 (明倫中学校敷地内)	28	26.5 ~ 28.0	○	○	県
		130	50.5 ~ 57.5 61.0 ~ 66.5 75.5 ~ 81.0	○	○	市
2 下荒井観測所 (S51. 4. 28)	下荒井町 (八幡神社境内)	51	49.0 ~ 51.0	○	○	県
3 春山観測所 (S59. 4. 1)	文京3丁目13-1 (春山小学校敷地内)	43	38.5 ~ 42.5	○	○	市
		150	70.0 ~ 75.5 83.0 ~ 88.5 128.0 ~ 133.5	○	○	
4 湊観測所 (H1. 7. 1・水位) (H4. 4. 1・沈下)	学園1丁目4-8 (湊小学校敷地内)	204	72.0 ~ 79.5 88.5 ~ 90.5 96.5 ~ 99.5 132.5 ~ 138.0	○	○	市

2 観測結果

2-1 地盤沈下変動状況

(1) 経年変化

(単位：mm)

観測所名	木田観測所				下荒井観測所		春山観測所				湊観測所	
	28m井		130m井		51m井		43m井		150m井		204m井	
	年間変動量	累積値	年間変動量	累積値	年間変動量	累積値	年間変動量	累積値	年間変動量	累積値	年間変動量	累積値
S51	-4.69	-4.69	-21.63	-21.63	-26.48	-26.48						
54	-1.40	-6.09	-0.61	-22.24	-10.60	-37.08						
53	-1.67	-7.76	+1.94	-20.30	-6.16	-43.24						
54	-2.11	-9.87	-2.84	-23.14	-5.36	-48.60						
55	-3.49	-13.36	-12.46	-35.60	-7.87	-56.47						
56	+0.06	-13.30	+3.80	-31.80	-0.95	-57.42						
57	-1.21	-14.51	-1.64	-33.44	-2.98	-60.40						
58	-2.87	-17.38	-10.00	-43.44	-8.87	-69.27						
59	-3.20	-20.58	-1.04	-44.48	-1.43	-70.70	-1.50	-1.50	-0.93	-0.93		
60	-2.91	-23.49	-9.35	-53.83	-7.65	-78.35	-3.28	-4.78	-5.08	-6.01		
61	-0.06	-23.55	+5.61	-48.22	+0.90	-77.45	+0.17	-4.61	+1.12	-4.89		
62	-1.07	-24.62	+0.73	-47.49	-1.25	-78.70	-1.22	-5.83	-0.74	-5.63		
63	+0.06	-24.56	+1.41	-46.08	+0.40	-78.30	-0.01	-5.84	+1.39	-4.24		
H1	-1.32	-25.88	-6.26	-52.34	-1.92	-80.22	-1.43	-7.27	-3.33	-7.57		
2	-0.84	-26.72	+1.38	-50.96	-0.73	-80.95	-0.21	-7.48	+0.47	-7.10		
3	-0.29	-27.01	-1.00	-51.96	-1.61	-82.56	-0.57	-8.05	+1.25	-5.85		
4	-0.74	-27.75	+0.48	-51.48	-2.76	-85.32	-1.00	-9.05	-0.72	-6.57	-1.32	-1.32
5	-1.09	-28.84	-2.39	-53.87	-2.04	-87.36	-1.09	-10.14	-3.18	-9.75	-3.44	-4.76
6	-0.02	-28.86	+2.34	-51.53	-1.12	-88.48	-0.16	-10.30	+0.82	-8.93	+0.88	-3.88
7	-1.08	-29.94	-3.38	-54.91	-4.12	-92.60	-1.20	-11.50	-2.29	-11.22	-2.44	-6.32
8	-0.18	-30.12	+1.34	-53.57	+0.44	-92.16	-0.91	-12.41	+1.01	-10.21	-1.00	-7.32
9	-0.20	-30.32	+1.53	-52.04	-0.08	-92.24	+0.19	-12.22	-0.19	-11.34	+0.96	-6.36
10	-0.44	-30.76	-0.30	-52.34	-1.24	-93.48	-0.16	-12.38	+0.08	-11.26	-1.32	-7.68
11	-0.28	-31.04	-2.18	-54.52	-0.96	-94.44	-1.04	-13.42	-2.38	-13.64	-2.76	-10.44
12	-0.56	-31.60	+1.12	-53.40	-1.36	-95.80	-1.32	-14.72	-0.88	-13.52	-0.20	-10.64
13	-0.08	-31.68	+2.48	-50.92	+0.40	-95.40	+0.52	-14.20	+2.00	-11.52	+0.08	-10.56
14	-0.52	-32.20	-0.36	-51.28	-2.92	-98.32	-0.72	-14.92	-1.68	-13.20	-0.68	-11.24
15	-0.52	-32.72	-2.28	-53.56	-1.64	-99.96	-1.24	-16.16	-1.92	-15.12	-0.04	-11.28
16	+0.42	-32.30	-0.67	-54.23	-0.56	-100.52	-0.24	-16.40	-0.80	-15.92	-1.76	-13.04
17	-1.16	-33.46	-3.04	-57.27	-3.16	-103.68	-1.18	-17.58	-1.60	-17.52	-7.93	-20.97
18	+0.60	-32.86	+4.68	-52.59	+1.48	-102.20	+0.50	-17.08	+1.77	-15.75	+1.57	-19.40
19	-0.84	-33.70	-1.74	-54.33	-1.04	-103.24	-0.40	-17.48	-1.80	-17.55	-3.45	-22.85
20	+0.26	-33.44	+4.71	-49.62	+1.20	-102.04	+0.99	-16.49	+2.33	-15.22	+2.75	-20.10
21	-0.60	-34.04	-1.06	-50.68	-0.84	-102.88	-0.39	-16.88	-0.55	-15.77	-1.48	-21.58
22	-1.94	-35.98	-7.60	-58.28	-4.52	-107.40	-2.42	-19.30	-4.31	-20.08	-9.79	-31.37
23	-0.05	-36.03	+2.05	-56.23	+0.02	-107.38	+0.71	-18.59	+1.53	-18.55	+0.60	-30.77
24	-0.46	-36.49	+0.70	-55.53	-0.73	-108.11	-0.91	-19.50	-0.95	-19.50	-0.06	-30.83
25	+0.47	-36.02	+1.83	-53.70	+0.73	-107.38	+0.84	-18.66	+2.22	-17.28	+1.24	-29.59
26	-0.84	-36.86	-1.62	-55.32	-1.51	-108.89	-0.74	-19.40	-2.12	-19.40	-2.89	-32.48
27	-0.15	-37.01	+1.17	-54.15	-0.87	-109.76	-0.28	-19.68	-0.14	-19.54	-1.02	-33.50
28	-0.81	-37.82	-1.23	-55.38	-1.16	-110.92	-0.16	-19.84	-0.26	-19.80	-2.14	-35.64
29	-2.52	-40.34	-13.75	-69.13	-5.37	-116.29	-3.02	-22.86	-4.80	-24.60	-12.40	-48.04
30	+2.06	-38.28	+17.07	-52.06	+4.35	-111.94	+1.84	-21.02	+4.36	-20.24	+6.50	-41.54
R1	+0.18	-38.10	+1.90	-50.16	+0.54	-111.40	+0.52	-20.50	+0.94	-19.30	+0.82	-40.72
2	-1.48	-39.58	-3.70	-53.86	-2.86	-114.26	-1.12	-21.62	-1.86	-21.16	-3.36	-44.08
3	-0.74	-40.32	-5.24	-59.10	-1.62	-115.88	-0.86	-22.48	-1.36	-22.52	+4.90	-39.18
4	-0.04	-40.36	-0.58	-59.68	+0.00	-115.88	+0.38	-22.10	+0.24	-22.28	+2.26	-36.92
5	+0.60	-39.76	+9.10	-50.58	+2.18	-113.70	+1.20	-20.90	+2.20	-20.08	+9.74	-27.18
6	-1.68	-41.44	-6.18	-56.76	-2.94	-116.64	-1.68	-22.58	-2.32	-22.40	-15.96	-43.14

(2) 月別変化 (令和6年度)

(単位：mm)

観測所名	木田観測所				下荒井観測所		春山観測所				湊観測所	
	28m井		130m井		51m井		43m井		150m井		204m井	
井戸深度 区分 月	月間変動量	累積値	月間変動量	累積値	月間変動量	累積値	月間変動量	累積値	月間変動量	累積値	月間変動量	累積値
R6.4	+0.16	-39.60	+0.48	-50.10	+0.28	-113.42	-0.26	-21.16	-0.04	-20.12	-0.16	-27.34
5	+0.16	-39.44	+0.64	-49.46	+0.38	-113.04	+0.28	-20.88	+0.26	-19.86	-0.20	-27.54
6	+0.04	-39.40	+0.08	-49.38	+0.36	-112.68	-0.10	-20.98	+0.06	-19.80	-0.18	-27.72
7	+0.14	-39.26	+0.54	-48.84	+0.06	-112.62	+0.00	-20.98	-0.06	-19.86	+0.22	-27.50
8	-0.52	-39.78	-0.44	-49.28	-1.50	-114.12	-0.54	-21.52	-0.42	-20.28	-1.88	-29.38
9	-0.42	-40.20	-0.40	-49.68	-1.08	-115.20	-0.60	-22.12	-0.48	-20.76	-0.76	-30.14
10	+0.20	-40.00	-0.08	-49.76	+1.40	-113.80	+0.54	-21.58	+0.46	-20.30	+0.40	-29.74
11	+0.22	-39.78	+0.76	-49.00	+0.48	-113.32	+0.32	-21.26	+0.32	-19.98	+0.52	-29.22
12	-0.08	-39.86	-2.40	-51.40	-0.08	-113.40	+0.24	-21.02	+0.28	-19.70	+0.68	-28.54
R7.1	-0.74	-40.60	-2.24	-53.64	-1.90		-1.04	-22.06	-0.78	-20.48	+1.16	-27.38
2	-2.24	-42.84	-19.42	-73.06	-6.40	-6.40	-4.72	-26.78	-9.50	-29.98	-19.06	-46.44
3	+1.40	-41.44	+16.30	-56.76	+5.06	-1.34	+4.20	-22.58	+7.58	-22.40	+3.30	-43.14

2-2 観測井地下水水位変動状況

(1) 経年変化

(単位：m)

観測所名 井戸深度 区分 年度	木田観測所						下荒井観測所					
	28m井			130m井			25m井			51m井		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均
S51	18.60	25.49	21.55	18.00	36.92	24.54	4.40	10.50	5.89	14.10	27.38	17.82
52	16.83	23.62	20.70	16.20	33.85	22.88	3.27	9.80	5.40	12.70	23.24	16.81
53	15.72	13.04	19.02	15.00	29.33	21.19	3.25	7.31	4.88	12.28	20.01	15.69
54	13.85	13.30	18.07	13.10	31.45	20.18	2.69	9.08	4.66	10.19	23.19	14.80
55	14.11	15.06	17.48	13.80	35.60	19.52	2.60	9.83	4.37	10.82	26.38	14.11
56	13.65	10.42	16.62	12.75	27.00	18.44	2.73	7.60	4.04	8.80	18.00	12.63
57	13.14	21.39	16.37	12.20	26.80	17.95	3.17	8.44	4.39	8.93	18.30	11.60
58	13.91	24.67	17.02	13.60	33.00	18.80	2.97	10.93	4.64	9.18	13.88	11.97
59	13.78	23.42	16.86	13.35	28.70	18.25	3.06	9.50	4.66	8.74	10.36	11.54
60	13.54	24.68	17.59	12.70	33.42	18.84	2.70	11.38	4.53	9.07	23.09	12.34
61	12.33	20.08	15.64	11.50	25.42	16.94	2.76	9.25	4.05	7.42	17.30	9.92
62	12.51	19.02	15.22	11.62	23.60	16.51	2.95	8.16	4.07	7.20	14.90	9.20
63	12.37	17.17	14.41	10.99	21.67	15.41	2.54	6.26	3.52	6.49	11.95	8.46
H1	11.74	20.02	13.44	11.24	28.74	13.20	2.85	9.41	3.50	6.64	15.97	8.06
2	10.65	20.27	14.70	9.78	27.10	15.70	2.68	9.44	4.11	5.00	15.96	7.65
3	10.23	17.10	13.99	9.98	20.54	15.14	2.80	6.28	3.96	4.76	10.56	7.17
4	10.74	16.95	13.73	10.26	21.08	14.72	2.88	6.56	3.89	5.16	11.76	7.38
5	10.55	19.67	13.25	9.62	24.50	14.16	2.60	8.56	3.62	5.00	13.56	7.05
6	9.98	20.02	13.32	9.28	24.90	14.19	2.44	8.64	3.93	4.76	16.34	7.18
7	8.86	20.27	12.51	8.32	27.12	13.29	2.28	9.28	3.98	4.04	15.92	6.55
8	9.40	16.77	12.51	8.80	20.86	13.40	2.52	6.20	3.48	3.60	10.60	6.47
9	9.04	17.70	11.89	8.32	22.20	12.65	2.24	6.20	3.26	3.84	11.40	6.16
10	8.56	17.24	11.22	7.84	22.40	11.86	1.92	7.32	3.09	3.44	12.00	5.58
11	8.68	16.48	11.04	8.08	21.92	11.69	2.32	7.12	3.16	3.36	10.72	5.09
12	8.28	20.32	10.83	8.00	28.32	11.28	2.40	10.72	3.35	2.84	13.28	4.46
13	8.08	16.36	11.81	7.68	16.88	10.50	2.16	5.76	2.96	2.72	10.96	3.90
14	9.68	17.88	11.63	7.28	22.00	10.16				2.48	10.20	3.99
15	9.02	20.28	11.38	6.56	23.68	9.98				2.36	12.64	3.99
16	8.20	18.15	10.79	7.04	23.84	10.41				2.16	11.80	3.58
17	8.16	22.38	11.04	7.34	25.38	10.95				2.28	13.08	5.13
18	7.00	11.15	8.04	6.70	15.92	8.78				2.96	6.24	3.76
19	6.50	15.47	8.28	6.46	21.38	9.01				2.68	9.48	3.83
20	5.23	13.77	7.30	5.90	18.86	8.13				2.16	7.76	3.19
21	5.54	16.10	7.13	5.50	22.26	7.72				2.08	9.50	3.08
22	5.34	21.48	6.87	5.50	29.64	5.59				2.02	12.76	3.42
23	5.44	18.02	7.09	5.58	23.98	8.37				2.10	10.70	3.39
24	5.69	13.41	7.38	5.46	19.96	8.13				2.02	7.20	2.90
25	5.51	11.08	6.79	5.84	15.08	7.49	平成14年4月1日から 測定停止			1.72	5.54	2.55
26	5.35	15.69	7.37	5.62	20.70	7.98				1.72	9.23	2.90
27	4.42	15.20	6.25	4.70	21.84	7.36				1.33	8.71	2.33
28	4.55	15.40	6.53	5.08	20.96	7.78				1.51	9.42	2.41
29	4.31	23.02	7.46	4.80	31.42	9.01				1.13	14.01	2.76
30	4.09	8.83	5.34	4.12	14.42	5.95				1.16	5.27	1.86
R1	3.44	6.47	4.51	3.16	10.00	4.85				1.10	4.09	1.65
2	3.20	17.67	5.13	2.96	22.10	5.47				0.93	10.49	2.12
3	3.73	16.36	6.61	1.77	19.92	6.72				0.76	8.45	1.98
4	3.98	17.59	5.28	2.53	25.41	5.28				1.00	10.70	2.46
5	3.55	12.24	4.67	1.74	17.97	4.67				2.77	5.83	3.09
6	3.22	12.25	4.11	1.41	22.65	4.95				2.79	7.24	3.22

(2) 月別変化 (令和6年度)

(単位：m)

観測所名 井戸深度 区分 月	木田観測所						下荒井観測所					
	28m井			130m井			25m井			51m井		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均
R6.4	3.39	3.80	3.62	1.56	4.98	3.59				2.82	3.04	2.93
5	3.22	3.82	3.58	1.50	4.98	3.57				2.86	3.05	2.96
6	3.51	4.02	3.75	1.62	5.22	3.80				2.93	3.08	3.02
7	3.24	3.72	3.48	1.41	4.62	3.40				3.00	3.13	3.07
8	3.38	4.04	3.70	1.41	5.04	3.76				3.04	3.14	3.09
9	3.58	4.22	3.91	1.89	5.22	3.92				2.99	3.19	3.08
10	3.60	4.29	3.89	2.64	5.04	4.16				2.95	3.13	2.99
11	3.49	3.99	3.74	1.86	4.59	3.60				2.84	3.00	2.91
12	3.55	6.45	4.25	1.68	9.24	4.06				2.80	3.43	2.88
R7.1	3.54	10.41	5.81	1.83	15.45	5.85				2.79	5.20	3.26
2	4.98	12.25	8.95	3.00	22.65	14.20				2.86	7.24	5.36
3	4.25	11.53	6.32	2.49	10.92	5.87				2.80	4.37	3.25

(1) 経年変化

(単位: m)

観測所名	春山観測所						湊観測所		
	43m井			150m井			204m井		
井戸深度 区分 年度	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均
S51									
52									
53									
54									
55									
56									
57									
58									
59	7.92	16.72	10.63	11.01	25.80	14.98			
60	7.66	18.80	10.71	10.50	31.14	15.17			
61	6.84	14.76	9.83	8.78	23.99	13.36			
62	7.05	13.75	9.70	8.95	20.97	13.00			
63	7.03	11.78	9.09	9.15	18.62	12.18			
H1	7.23	14.99	9.26	9.42	25.94	12.33			
2	6.07	14.99	9.32	7.62	25.80	12.56			
3	6.35	12.23	8.90	7.86	17.88	11.83			
4	6.44	12.00	8.91	8.44	18.34	11.68	9.40	15.72	11.91
5	6.29	14.72	8.65	8.08	24.00	11.33	9.32	21.52	11.45
6	6.26	15.12	8.88	7.88	24.32	11.57	8.72	20.08	11.84
7	5.54	15.23	8.23	7.32	25.34	10.77	8.08	19.60	10.85
8	6.11	12.37	8.31	7.62	18.34	10.89	8.48	15.60	11.19
9	5.56	13.36	7.86	6.88	20.00	10.10	7.84	16.64	10.45
10	5.52	13.48	7.54	6.96	21.04	9.76	6.40	16.16	9.59
11	5.72	12.76	7.69	7.20	20.88	10.18	5.44	13.92	7.66
12	5.52	16.56	7.75	8.00	27.44	10.85	5.92	15.92	8.00
13	5.24	11.00	7.19	7.84	17.04	10.23	5.04	10.32	6.69
14	5.12	13.48	6.99	7.60	22.16	9.83	5.04	11.44	6.33
15	5.84	15.96	8.20	6.80	24.32	9.83	4.64	13.36	6.16
16	6.56	15.56	8.30	7.12	24.08	9.45	4.16	11.04	5.55
17	6.44	16.93	8.56	7.04	27.24	10.38	4.56	15.58	8.30
18	5.68	9.98	7.14	6.82	16.48	8.65	7.12	9.70	7.92
19	5.63	13.68	7.15	6.70	21.88	8.78	7.06	12.40	7.90
20	5.01	11.82	6.52	5.80	19.10	7.83	6.30	10.62	7.50
21	4.82	13.85	6.36	5.70	22.40	7.64	6.06	11.56	7.01
22	5.05	17.25	6.87	5.70	23.82	8.67	5.98	15.30	7.54
23	4.95	13.88	6.47	5.72	22.32	8.13	5.82	11.64	7.18
24	4.70	11.97	6.35	5.64	20.36	7.91	6.20	10.10	7.09
25	4.47	8.85	5.70	5.66	15.36	7.22	5.92	8.12	6.63
26	4.26	12.63	6.02	5.43	22.29	8.26	5.68	11.06	6.75
27	3.75	12.60	5.37	3.75	22.80	6.22	5.10	9.06	5.94
28	4.29	12.15	5.88	4.56	21.81	6.94	5.34	9.36	6.24
29	4.26	18.96	6.74	4.95	21.84	7.03	5.25	14.43	6.88
30	4.29	7.68	5.23	4.44	15.12	5.99	5.22	6.93	5.78
R1	3.39	5.97	4.51	3.63	10.17	5.14	4.71	5.94	5.38
2	2.88	15.18	4.74	3.18	21.66	5.30	4.62	10.62	5.76
3	2.46	12.24	4.70	3.39	20.88	6.44	4.20	9.36	5.88
4	2.49	15.63	4.44	3.09	24.81	5.39	4.02	10.08	5.42
5	2.28	10.56	3.87	2.43	19.65	4.55	3.78	8.16	5.01
6	1.92	14.07	4.08	1.71	21.81	4.79	3.30	11.76	5.06

(2) 月別変化(令和6年度)

(単位: m)

観測所名	春山観測所						湊観測所		
	43m井			150m井			204m井		
井戸深度 区分 月	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均
R6.4	2.28	3.93	3.10	2.64	4.20	3.46	3.60	4.92	4.27
5	2.34	3.87	3.17	2.58	4.20	3.47	3.45	4.86	4.25
6	2.46	3.99	3.43	2.85	4.53	3.81	3.90	5.13	4.53
7	2.37	3.84	3.19	2.55	4.08	3.51	3.87	4.83	4.32
8	2.49	4.20	3.51	3.12	4.62	3.86	3.93	5.22	4.65
9	2.67	4.29	3.68	3.30	4.74	4.02	4.20	5.40	4.81
10	3.33	4.20	3.85	3.45	4.50	4.05	4.26	5.25	4.61
11	2.46	3.99	3.37	2.82	4.35	3.65	3.81	5.07	4.44
12	2.13	5.04	3.34	2.40	9.42	3.86	3.54	6.00	4.56
R7.1	1.92	8.37	4.34	1.71	16.47	5.37	3.30	7.62	5.43
2	3.45	14.07	9.66	4.08	21.81	13.87	4.62	11.76	9.44
3	2.52	8.13	4.72	2.82	9.45	5.19	7.41	10.08	8.56

3 土壌汚染に係る環境基準等

(1) 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の基準
カドミウム	検液 1 Lにつき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 Lにつき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 Lにつき 0.05mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液 1 Lにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1 Lにつき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 Lにつき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 Lにつき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー）	検液 1 Lにつき 0.002mg 以下であること。
1，2-ジクロロエタン	検液 1 Lにつき 0.004mg 以下であること。
1，1-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき 0.1mg 以下であること。
1，2-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき 0.04mg 以下であること。
1，1，1-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき 1 mg 以下であること。
1，1，2-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 Lにつき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 Lにつき 0.01mg 以下であること。
1，3-ジクロロプロペン	検液 1 Lにつき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1 Lにつき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 Lにつき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 Lにつき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 Lにつき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 Lにつき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 Lにつき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 Lにつき 1 mg 以下であること。
1，4-ジオキサン	検液 1 Lにつき 0.05mg 以下であること。

(2) 土壤汚染対策法に定める特定有害物質と区域の指定に係る基準

特定有害物質 (法第2条第1項)		土壤汚染対策法の指定基準 (法第6条第1項)	
		〈直接摂取によるリスク〉	〈地下水等の摂取によるリスク〉
		土壤含有量基準	土壤溶出量基準
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン	—	検液 1L につき 0.002mg 以下
	四塩化炭素	—	検液 1L につき 0.002mg 以下
	1,2-ジクロロエタン	—	検液 1L につき 0.004mg 以下
	1,1-ジクロロエチレン	—	検液 1L につき 0.1mg 以下
	1,2-ジクロロエチレン	—	検液 1L につき 0.04mg 以下
	1,3-ジクロロプロペン	—	検液 1L につき 0.002mg 以下
	ジクロロメタン	—	検液 1L につき 0.02mg 以下
	テトラクロロエチレン	—	検液 1L につき 0.01mg 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	—	検液 1L につき 1mg 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	—	検液 1L につき 0.006mg 以下
	トリクロロエチレン	—	検液 1L につき 0.01mg 以下
	ベンゼン	—	検液 1L につき 0.01mg 以下
	第二種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	土壤 1kg につき 45mg 以下
六価クロム化合物		土壤 1kg につき 250mg 以下	検液 1L につき 0.05mg 以下
シアン化合物		土壤 1kg につき 遊離シアン 50mg 以下	検液中に検出されないこと
水銀及びその化合物		土壤 1kg につき 15mg 以下	検液 1L につき 0.0005mg 以下
うちアルキル水銀			検液中に検出されないこと
セレン及びその化合物		土壤 1kg につき 150mg 以下	検液 1L につき 0.01mg 以下
鉛及びその化合物		土壤 1kg につき 150mg 以下	検液 1L につき 0.01mg 以下
砒素及びその化合物		土壤 1kg につき 150mg 以下	検液 1L につき 0.01mg 以下
ふっ素及びその化合物		土壤 1kg につき 4000mg 以下	検液 1L につき 0.8mg 以下
ほう素及びその化合物		土壤 1kg につき 4000mg 以下	検液 1L につき 1mg 以下
第三種特定有害物質 (農薬等)	シマジン	—	検液 1L につき 0.003mg 以下
	チオベンカルブ	—	検液 1L につき 0.02mg 以下
	チウラム	—	検液 1L につき 0.006mg 以下
	P C B	—	検液中に検出されないこと
	有機りん化合物	—	検液中に検出されないこと

4 土壌汚染対策法に基づく区域指定

(1) 形質変更時要届出区域

(令和7年3月31日現在)

指定年月日	所在地	面積(m ²)	調査契機	特定有害物質の種類
H18.11.1	福井市坂下町7字 ほかの一部	5,393	第3条	1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン ジクロロメタン テトラクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン トリクロロエチレン ベンゼン
H27.10.19 一部解除 H31.2.28	福井市文京4丁目 2301-1の一部、 2301-2の一部、 2302-1の一部、 2302-2の一部、 2303の一部、 2327の一部	400	第3条	砒素及びその化合物
H27.11.18	福井市松本1丁目 239番	312.97	第3条	ふっ素及びその化合物 六価クロム化合物 シアン化合物
H28.7.27	福井市花堂東1丁目 101番の一部	400	第14条	鉛及びその化合物

(2) 要措置区域

R5.3.13	福井市山奥町54 字4番の一部	151.67	第3条	テトラクロロエチレン
---------	--------------------	--------	-----	------------

第5部 騒音・振動関係資料

1 環境基準等

(1) 騒音に係る環境基準

① 一般地域（道路に面する地域以外の地域）（単位：dB、等価騒音レベル）

地域の類型	時間の区分	
	昼間 (AM6~PM10)	夜間 (PM10~AM6)
AA	50	40
A	55	45
B	55	45
C	60	50

AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域

A：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域

B：第1種・第2種住居地域及び準住居地域

C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

② 道路に面する地域の環境基準（単位：dB、等価騒音レベル）

地域の区分	時間の区分	
	昼間 (AM6~PM10)	夜間 (PM10~AM6)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60	55
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65	60

A：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域

B：第1種・第2種住居地域及び準住居地域

C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

③ 道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例

（単位：dB、等価騒音レベル）

昼間 (AM6~PM10)	夜間 (PM10~AM6)
70	65

- (注) 1 個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ通過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。
- 2 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道及び4車線以上の市道をいう。
- 3 近接する空間とは、道路端からの距離が、2車線以下の道路にあっては15m、2車線を越える道路にあっては20mまでをいう。

(2) 騒音規制法に定める自動車騒音の限度値

(単位：dB、等価騒音レベル)

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (AM6~PM10)	夜間 (PM10~AM6)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	6 5	5 5
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	7 0	6 5
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	7 5	7 0

a 区域：第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域及び田園住居地域

b 区域：第 1 種・第 2 種住居地域及び準住居地域

c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(3) 騒音規制法に定める特定工場に係る騒音の規制基準

(単位：dB(A))

	朝 (AM6~AM8)	昼間 (AM8~PM7)	夕 (PM7~PM10)	夜間 (PM10~AM6)
第 1 種区域	4 5	5 0	4 0	4 0
第 2 種区域	5 0	6 0	5 0	4 5
第 3 種区域	6 0	6 5	6 0	5 5
第 4 種区域	6 5	7 0	6 5	6 0

第 1 種区域：第 1 種・第 2 種低層住居専用地域及び田園住居地域

第 2 種区域：第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種・第 2 種住居地域及び準住居地域

第 3 種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

第 4 種区域：工業地域

(4) 振動規制法に定める道路交通振動の限度値

(単位：dB)

区 域	用 途 地 域	昼間 (AM6~PM10)	夜間 (PM10~AM6)
第 1 種	第 1 種・第 2 種低層住居専用地域 田 園 住 居 地 域 第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種・第 2 種住居地域 準 住 居 地 域	6 5	6 0
第 2 種	近 隣 商 業 地 域 商 業 地 域 準 工 業 地 域 工 業 地 域	7 0	6 5

(5) 振動規制法に定める特定工場に係る振動の規制基準

(単位：dB)

区 域	用 途 地 域	昼間 (AM6~PM10)	夜間 (PM10~AM6)
第 1 種	第 1 種・第 2 種低層住居専用地域 田 園 住 居 地 域 第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種・第 2 種住居地域 準 住 居 地 域	6 0	5 5
第 2 種	近 隣 商 業 地 域 商 業 地 域 準 工 業 地 域 工 業 地 域	6 5	6 0

2 騒音測定結果

(1) 道路に面する地域の騒音調査（令和6年度）

地点番号	路線名	測定地点	評価区間	騒音測定結果		評価対象住居等戸数 (戸)	環境基準超過戸数 (戸)	環境基準達成率 (%)
				Leq (dB)				
1	一般国道8号	下馬2丁目	和田2丁目～ 大土呂町	昼間	70	254	2	99.2
				夜間	68		20	92.1
2	一般国道416号	文京6丁目 (準用)	高屋町～ 大宮6丁目	昼間	68	22	0	100
				夜間	61		0	100
		大宮6丁目	大宮6丁目～ 八ツ島町	昼間	66	121	0	100
				夜間	60		0	100
3	主要地方道 福井四ヶ浦線	文京6丁目 (準用)	明里町～ 若杉1丁目	昼間	68	253	0	100
				夜間	61		0	100
3	一般県道 福井鯖江線	花堂中2丁目 (準用)	みのり1丁目～ みのり2丁目	昼間	70	359	0	100
				夜間	64		0	100
		花堂中2丁目	みのり2丁目～ 花堂南2丁目	昼間	70	125	0	100
				夜間	64		0	100
		江端町	花堂南2丁目～ 今市町	昼間	70	104	0	100
				夜間	63		0	100
4	都市計画道 福井川西線	文京6丁目	堀ノ宮1丁目～ 明里町	昼間	68	548	1	99.8
				夜間	61		0	100
5	都市計画道 松岡菅谷線	宝永3丁目	松本3丁目～ 花月4丁目	昼間	64	746	0	100
				夜間	58		0	100
6	主要地方道 福井朝日武生線	花堂中2丁目 (準用)	中央1丁目～ 西木田1丁目	昼間	70	304	0	100
				夜間	64		0	100

3 騒音・振動規制法に基づく特定施設届出状況

(1) 騒音規制法に基づく届出

① 特定施設の届出状況

(令和7年3月31日現在)

特定施設名	特定施設数	特定工場数
(1) 金属加工機械	174	75
(2) 空気圧縮機及び送風機	1,234	214
(3) 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	17	5
(4) 織機	5,738	227
(5) 建設用資材製造機械	5	4
(6) 穀物用製粉機	-	-
(7) 木材加工機械	180	74
(8) 抄紙機	1	1
(9) 印刷機械	326	90
(10) 合成樹脂用射出成形機	101	10
(11) 鋳造型機	7	2
計	7,783	702

② 特定建設作業の届出状況

(令和7年3月31日現在)

作業の種類	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(1) くい打機等を使用する作業	3	4	11
(2) びょう打機を使用する作業	-	-	0
(3) さく岩機を使用する作業	71	63	46
(4) 空気圧縮機を使用する作業	2	1	4
(5) コンクリートプラント等を設けて行う作業	-	-	0
(6) バックホウを使用する作業	5	7	9
(7) トラクターショベルを使用する作業	-	-	0
(8) ブルドーザーを使用する作業	-	-	0
計	81	75	70

(2) 振動規制法に基づく届出

① 特定施設の届出状況

(令和7年3月31日現在)

特定施設名	特定施設数	特定工場数
(1) 金属加工機械	104	53
(2) 圧縮機	630	158
(3) 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	14	3
(4) 織機	2,164	87
(5) コンクリートブロックマシン、コンクリート管製造機械等	-	-
(6) 木材加工機械	7	6
(7) 印刷機械	76	27
(8) ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	1	-
(9) 合成樹脂用射出成形機	118	9
(10) 鋳造型機	2	2
計	3,116	345

② 特定建設作業の届出状況

(令和7年3月31日現在)

作業の種類	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(1) くい打機等を使用する作業	2	4	11
(2) 鋼球を使用する作業	-	-	-
(3) 舗装版破碎機を使用する作業	-	-	-
(4) ブレーカー（手持式を除く）を使用する作業	63	58	45
計	65	62	56

第6部 悪臭・その他関係資料

1 悪臭に係る規制基準

(1) 悪臭防止法に係る規制基準

規制地域	都市計画法の規定による 用途地域の区分	規制基準（臭気指数）		
		敷地境界線	気体排出口	排水
第1種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 田園住居地域	12	悪臭防止法施行規則第6条の2で定められた方法により算出される値	28
第2種区域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域			
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	15		31
第4種区域	工業地域	18		34

※規制対象となるのは全ての工場、事業場

(2) 福井県公害防止条例又は福井市公害防止条例に係る規制基準

規制地域	都市計画法の規定による 用途地域の区分	福井県公害防止条例	福井市公害防止条例
		敷地境界線	敷地境界線
第5種区域	工業専用地域	18	18
その他の区域	第1～5種区域以外の地域	18	15

※福井県公害防止条例又は福井市公害防止条例の規定の適用を受ける工場・事業場が、規制の対象となる。なお、福井県公害防止条例の規定の適用を受ける工場・事業場については、福井市公害防止条例の規制基準は適用されない。

〈臭気指数とは〉

悪臭の規制には「物質濃度規制」と「臭気指数規制」の2つがあり、福井市では臭気指数規制を導入している。臭気指数とは、人間の嗅覚によってにおいの程度を数値化したもので、においが感じられなくなるまで薄めたときの希釈倍率から計算されるため、物質濃度規制よりも実際の被害感覚に即した規制を行うことができる。

2 福井県公害防止条例に基づく悪臭の特定施設届出状況

(1) 福井県公害防止条例に基づく悪臭の特定施設届出状況 (令和7年3月31日現在)

特定施設 \ 用途地域の区分	住居	商業	工業	その他の地域	特定施設数	事業所数
動物等の飼養場において用いる施設	-	-	-	44	44	11
けいふんの乾燥又は焼却を行う工場において用いる施設	-	-	-	-	-	-
死亡獣畜取扱場において用いる施設	-	-	-	-	-	-
化製場において用いる施設	-	-	-	-	-	-
合 計					44	11

(注) ①住居：第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域及び田園住居地域
 ②商業：近隣商業地域及び商業地域
 ③工業：準工業地域、工業地域及び工業専用地域

第7部 ダイオキシン類関係資料

1 ダイオキシン類に係る環境基準

(1) ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	環境基準
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く）	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下
備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。	

※pg は 1 兆分の 1 g

2 測定結果

(1) 大気測定結果

No.	区分	測定地点名	採取日	ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/m ³)
1	一般地域	豊島 (福井局)	令和6年5月16日～5月23日	0.020
			令和6年8月22日～8月29日	0.025
			令和6年11月7日～11月14日	0.020
			令和7年2月7日～2月14日	0.018
			年 平 均 値	0.021
2	廃棄物焼却施設 周辺地域	石橋町 (石橋局)	令和6年5月16日～5月23日	0.014
			令和6年8月22日～8月29日	0.0041
			令和6年11月7日～11月14日	0.0061
			令和7年2月7日～2月14日	0.017
			年 平 均 値	0.010

(2) 河川測定結果（水質・底質）

No.	区分	水域名	測定地点名	採取日	ダイオキシン類濃度	
					水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)
1	河川	日野川	清水山橋	令和6年11月14日	0.064	1.1
2		足羽川	水越橋	令和6年11月13日	0.075	0.38
3		底喰川	西野橋	令和6年11月13日	0.073	3.8
4		八ヶ川	高江橋	令和6年11月13日	0.22	1.5
5		馬渡川	末端	令和6年11月13日	0.14	0.59
6		荒川	水門	令和6年11月13日	0.069	0.77
7		天王川	末端	令和6年11月14日	0.059	0.96
8		狐川	狐橋	令和6年11月13日	0.14	0.95
9		江端川	江守橋	令和6年11月14日	0.13	0.58

(3) 地下水測定結果

No.	採取地点	採取日	ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/L)
1	滝波町	令和6年7月16日	0.026

(4) 土壌測定結果

No.	区分	採取地点	採取日	ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/g)
1	廃棄物焼却施設周辺	石橋町	令和6年7月16日	2.7

3 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設届出状況

(1) ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気基準適用施設

(令和7年3月31日現在)

政令別表第1	施設	施設数	工場数
1	鉄鋼業焼結施設	0	0
2	製鋼用電気炉	0	0
3	亜鉛回収施設	0	0
4	アルミニウム合金製造施設	3	1
5	廃棄物焼却炉	18	13

(2) ダイオキシン類対策特別措置法に定める水質基準適用事業場

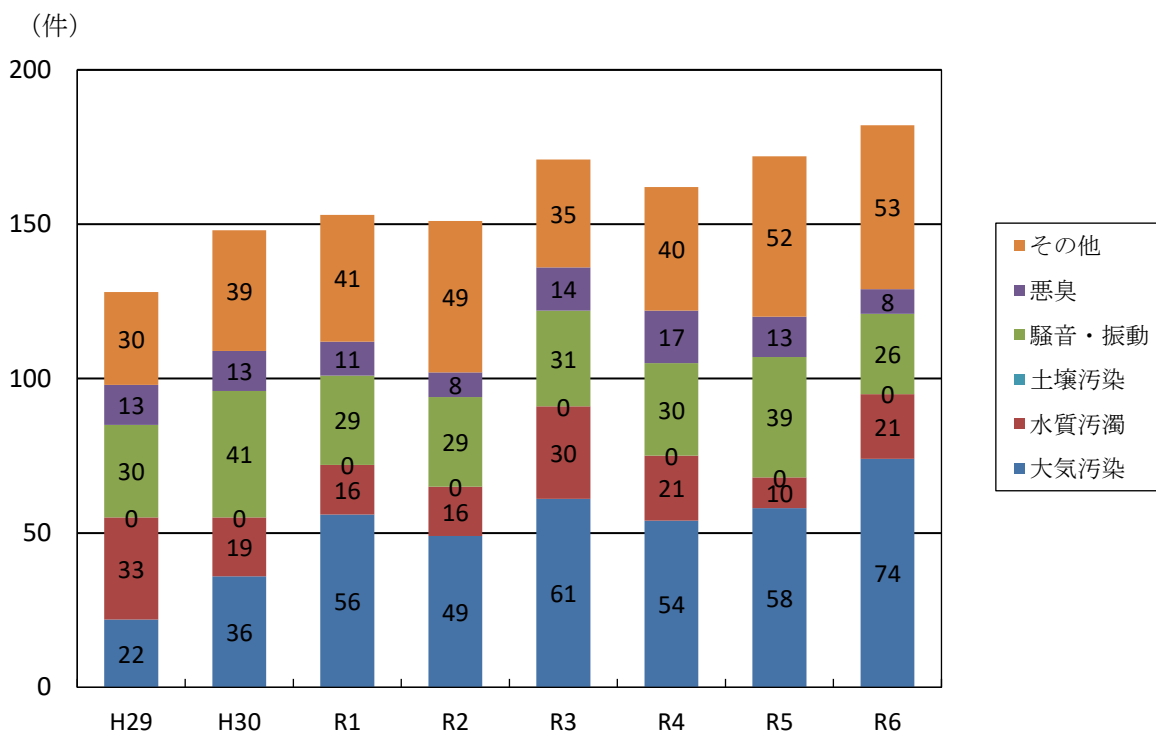
(令和7年3月31日現在)

政令別表第1	施設	工場数
1	パルプ等製造業の漂白施設	0
2	カーバイド法アセチレン製造業の洗浄施設	0
3	硫酸カリウム製造業の廃ガス洗浄施設	0
4	アルミナ繊維製造業の廃ガス洗浄施設	0
5	担体付き触媒製造業の廃ガス洗浄施設	0
6	塩化ビニルモノマー製造業の洗浄施設	0
7	カプロラクタム製造業の硫酸濃縮施設	0
8	クロロベンゼン製造業の水洗施設等	0
9	フタル酸水素ナトリウム製造業のろ過施設等	0
10	ナフトキノン製造業のろ過施設等	0
11	ジオキサジンバイオレット製造業の誘導体分離施設等	0
12	アルミニウム・同合金製造業の廃ガス処理施設等	0
13	亜鉛回収業の精製施設等	0
14	担体付き触媒の金属回収に係るろ過施設等	0
15	廃棄物焼却炉の廃ガス処理施設等	3
16	廃PCB等処理施設	0
17	フロン類の破壊に係るプラズマ反応施設等	0
18	下水道終末処理施設	0
19	工場・事業場からの排水処理施設	0

第8部 公害苦情関係資料

1 公害苦情の種類別発生件数の推移

公害の種類	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
												件数
大気汚染	36	20	21	22	36	56	49	61	54	58	74	40.7
水質汚濁	23	30	33	33	19	16	16	30	21	10	21	11.5
土壌汚染	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
騒音	30	32	38	27	37	27	24	29	30	34	22	12.1
振動	3	6	1	3	4	2	5	2	0	5	4	2.2
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	15	11	15	13	13	11	8	14	17	13	8	4.4
その他	19	20	47	30	39	41	49	35	40	52	53	29.1
計	126	119	156	128	148	153	151	171	162	172	182	100



2 公害苦情の種類別・発生源別件数

(令和6年度)

公害の種類 発生源		典型7公害							典型7公害小計	典型7公害以外	計
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭			
会社・事業所	農業、林業	3	0	0	0	0	0	0	3	3	6
	漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設業	10	3	0	9	3	0	0	25	5	30
	製造業	6	1	0	1	0	0	2	10	1	11
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1
	情報通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運輸業、郵便業	0	0	0	1	1	0	0	2	0	2
	卸売業、小売業	1	0	0	0	0	0	0	1	2	3
	金融業、保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不動産業、物品賃貸業	0	0	0	2	0	0	0	2	0	2
	学術研究、 専門・技術サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	宿泊業、飲食サービス業	0	1	0	1	0	0	2	4	0	4
	生活関連サービス業、 娯楽業	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1
	教育・学習支援業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	医療、福祉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	複合サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	サービス業 (他に分類されないもの)	0	7	0	3	0	0	1	11	0	11
	公務 (他に分類されないもの)	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	分類不能の産業	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
会社・事業所 小計	21	12	0	19	4	0	5	61	12	73	
個人	44	0	0	1	0	0	2	47	23	70	
その他	1	0	0	0	0	0	0	1	1	2	
不明	8	9	0	2	0	0	1	20	17	37	
計	74	21	0	22	4	0	8	129	53	182	

第9部 産業廃棄物関係資料

1 産業廃棄物処理業者数

(令和7年3月31日現在)

許可区分	収集運搬 (積替保管あり)	中間処理	最終処分	中間処理・最終処分	計
産業廃棄物	45	43	1	1	90
特別管理産業廃棄物	6	1	0	1	8
計	51	44	1	2	98

2 産業廃棄物処理施設許可件数

(令和7年3月31日現在)

施設の種類	許可件数	施設の種類	許可件数
汚泥の脱水施設	2	コンクリート固化施設	0
汚泥の乾燥施設	0	水銀ばい焼施設	0
汚泥の焼却施設	3	廃水銀等の硫化施設	0
廃油の油水分離施設	0	シアン分解施設	0
廃油の焼却施設	5	石綿熔融施設	0
廃酸・廃アルカリの中和施設	0	P C B 処理施設	0
廃プラスチック類の破碎施設	5	遮断型最終処分場	0
木くず・がれき類の破碎施設	16	安定型最終処分場	2
廃プラスチック類の焼却施設	3	管理型最終処分場	2
その他の焼却施設	5	計	43

3 不適正事案対応件数

(令和7年3月31日現在)

区分	対応件数
不法投棄	42
野外焼却	61
計	103

※一般廃棄物を含む

第10部 清掃関係資料

1 ごみ処理の実績

(1) ごみ排出量

分別の種類			排出量(t)					構成比 (%) [R6]
			R2	R3	R4	R5	R6	
再資源化	①資源物	びん	1,050	1,009	1,014	932	935	—
		缶	359	343	320	312	288	—
		ペットボトル	260	266	270	272	273	—
		プラスチック製容器包装	2,190	2,239	2,258	2,238	2,292	—
		ダンボール・紙製容器	664	641	606	579	562	—
		紙パック	12	12	11	9	9	—
		新聞紙・雑誌	12	12	10	10	10	—
		小型家電等	70	86	80	50	66	—
		乾電池	54	55	53	53	51	—
		スプレー缶	4	4	3	4	4	—
		蛍光灯	19	18	15	14	12	—
			4,694	4,685	4,640	4,473	4,502	5.8%
		②処理過程における資源化物	1,955	1,800	1,602	1,407	1,418	—
		③古紙等集団資源回収	1,872	1,872	1,660	1,548	1,323	1.7%
	④古紙等店頭回収	1,758	1,728	1,659	1,604	1,518	2.0%	
	再資源化合計 (①+②+③+④)	10,280	10,084	9,562	9,033	8,761	—	
焼却・破砕等	⑤燃やせるごみ	家庭系	42,507	41,455	40,709	38,251	37,296	48.1%
		事業系	24,067	24,313	23,945	23,335	23,740	30.6%
	⑥燃やせないごみ	家庭系	9,782	9,033	8,541	8,112	7,773	10.0%
		事業系	1,980	1,757	1,581	1,490	1,372	1.8%
		小計(⑤+⑥)	78,337	76,558	74,776	71,189	70,181	—
	収集・持込量 (①+⑤+⑥)	83,031	81,243	79,416	75,662	74,683	—	
	総排出量 (①+③+④+⑤+⑥)	86,661	84,842	82,735	78,814	77,524	100%	
	リサイクル率	11.9%	11.9%	11.6%	11.5%	11.3%		

※1t未満は四捨五入しているため合計の数値と一致しない場合がある。

(2) 燃やせるごみの処理実績

① 福井市クリーンセンターへの持込量実績（福井・美山区域）

区分\年度		R2	R3	R4	R5	R6(t)
直営収集		12,934	12,667	12,412	11,593	11,329
委託収集		25,808	25,152	24,586	23,186	22,567
許可収集		21,928	22,198	21,956	21,395	21,734
持 込	一般可燃	615	576	610	494	496
	粗大可燃	1,452	1,421	1,480	1,501	1,492
	事業可燃	445	452	496	449	503
	減免等	64	80	46	81	44
	下水	50	47	46	45	40
	中央卸売市場 シルバー人材センター 持込	887	848	742	697	743
合 計		64,183	63,440	62,376	59,441	58,949

※1 t 未満は四捨五入しているため合計の数値と一致しない場合がある。

② 鯖江クリーンセンターへの持込量実績（越廼・清水区域）

区分\年度		R2	R3	R4	R5	R6(t)
委託収集		1,588	1,538	1,511	1,388	1,328
許可収集		580	571	540	517	567
持 込	一般可燃	61	54	64	45	43
	事業可燃	163	159	164	158	149
	減免	0	6	0	37	1
合 計		2,391	2,328	2,278	2,145	2,092

※1 t 未満は四捨五入しているため合計の数値と一致しない場合がある。

(3) 燃やせないごみの処理実績

① 広域圏清掃センターへの持込量実績（福井・美山区域）

区分\年度		R2	R3	R4	R5	R6(t)
委託収集		7,184	6,617	6,291	5,989	5,746
直営粗大		316	299	296	270	261
許可収集		1,619	1,425	1,296	1,184	1,095
持込	一般不燃	1,630	1,522	1,360	1,317	1,241
	事業不燃	282	217	207	198	172
	減免	13	38	17	12	1
合 計		11,044	10,119	9,466	8,970	8,516

※1 t 未満は四捨五入しているため合計の数値と一致しない場合がある。

② 鯖江クリーンセンターへの持込量実績（越廼・清水区域）

区分\年度		R2	R3	R4	R5	R6(t)
委託収集		72	65	59	53	49
許可収集		0	0	0	0	1
持込	一般不燃	352	280	327	302	300
	事業不燃	62	61	58	91	89
	減免	4	15	3	6	2
合 計		490	421	448	452	442

※1 t 未満は四捨五入しているため合計の数値と一致しない場合がある。

※上記持込量に、収集資源センターで発生する処理過程資源化物の量を加えたものが燃やせないごみの総量となる。

(4) ごみの組成調査（ウェットベース）

① 燃やせるごみ

分類 \ 実施時期		R2. 11 月	R3. 11 月	R4. 12 月	R5. 11 月	R6. 11 月 (%)
可燃 適 正 物	食品廃棄物	45.8	39.3	37.5	36.9	34.8
	うち食品ロス	—	10.2	7.9	6.3	4.1
	うち調理くず等	—	29.1	29.6	30.6	30.7
	紙おむつ	10.1	9.3	8.0	9.2	6.1
	アルミ付紙パック	0.2	0.2	0.2	0.1	0.3
	その他紙類	8.0	11.8	13.4	12.5	20.0
	繊維布類	5.7	10.5	6.2	7.7	12.8
	皮革ゴム類	1.0	0.8	0.9	2.1	1.4
	木・竹・藁類	1.2	2.4	1.1	2.6	3.6
	指定袋	0.5	0.5	0.5	0.4	0.5
	小 計 (%)	72.5	74.8	67.8	71.5	79.5
資源 物	リサイクル可能な古紙	25.0	20.7	24.4	22.0	16.4
	プラスチック容器包装	0.5	2.0	2.2	2.5	2.6
	小 計 (%)	25.5	22.7	26.6	24.5	19.0
不適物		2.1	2.5	5.6	4.0	1.5

② 燃やせないごみ

分類 \ 実施時期		R2. 12 月	R3. 12 月	R4. 12 月	R5. 12 月	R6. 12 月 (%)
不燃 適 正 物	ガラス・金属・陶器類	42.1	44.3	41.4	48.3	38.3
	プラスチック製品	19.0	19.6	15.4	15.7	16.0
	プラ容器包装(汚れ有)	4.7	5.9	6.8	0.7	0.8
	指定袋	0.6	0.7	0.9	0.4	0.4
	小 計 (%)	66.4	70.5	64.5	65.1	55.5
資源 物	プラ容器包装(汚れ無)	3.5	3.9	2.3	1.6	1.2
	缶	4.1	2.9	2.3	1.6	0.8
	びん	5.7	4.3	10.4	10.9	1.5
	ペットボトル	3.6	1.0	1.6	0.1	0.2
	小型家電(その他)	6.0	8.2	10.2	10.5	21.1
	小 計 (%)	22.9	20.3	26.8	24.7	24.8
不適 物	可燃物	9.4	6.5	7.5	9.4	17.7
	火災リスク品	0.8	1.0	1.2	0.8	0.6
	処理困難物	0.5	1.7	0.0	0.0	1.3
	小 計 (%)	10.7	9.2	8.7	10.2	19.6

(5) ごみ質の分析

① 平均値（ドライベース）

成分 \ 年度		R2	R3	R4	R5	R6 (%)
可燃物	紙・セロハン	49.1	56.6	57.7	41.8	49.6
	木・竹・わら類	9.4	5.1	9.7	5.1	10.3
	繊維類	9.6	9.8	9.5	15.1	9.6
	厨芥類	11.2	9.1	5.7	9.7	11.0
	皮革・ゴム類	0.6	0.8	0.4	2.3	2.4
	雑物 5mm以上	3.9	1.0	1.7	1.9	1.2
	小計 (%)	83.8	82.5	84.7	75.8	84.1
焼却不適物	ビニール・プラスチック類	14.2	11.7	13.5	19.7	13.5
不燃物	ガラス・石類・陶磁器類	0.2	2.2	0.1	1.2	0.0
	金属類	0.2	1.3	0.4	1.7	0.6
	雑物 5mm以上	1.6	2.3	1.3	1.6	1.7
	小計 (%)	2.0	5.8	1.8	4.5	2.4

※0.1未満は四捨五入しているため合計の数値と一致しない場合がある。

② 理化学的性状

項目 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
見かけ比重 (t/m ³)	0.13	0.16	0.14	0.05	0.14
水分 (%)	46.1	40.5	37.2	36.6	40.9
灰分 (%)	5.0	7.4	4.6	8.0	5.9
可燃分 (%)	48.9	52.1	58.2	55.4	53.2
推定低位発熱量 (kJ/kg)	8,067	8,808	10,008	9,517	9,008
熱灼減量 (%)	0.2	0.3	0.1	0.2	0.2

2 資源物処理の実績

(1) びん・缶・ペットボトル・プラスチック製容器包装

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6(t)	
	1,050	1,009	1,014	932	935	
びん	白びん	430	425	411	381	369
	茶びん	338	320	321	298	307
	青びん	164	148	165	135	142
	黒びん	62	62	64	64	64
	生きびん	57	54	52	54	54
缶		359	343	320	312	288
	スチール缶	141	130	121	114	101
	アルミ缶	218	213	200	198	187
ペットボトル	260	266	270	272	273	
プラスチック製容器包装	2,190	2,239	2,258	2,238	2,292	

※1t未満は四捨五入しているため合計の数値と一致しない場合がある。

(2) 古紙・乾電池・スプレー缶・蛍光灯

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6(t)	
	688	665	627	602	581	
古紙	ダンボール	532	517	490	472	458
	紙製容器	132	124	116	109	104
	紙パック	12	12	11	9	9
	新聞・雑誌	12	12	10	10	10
乾電池※	54	55	53	53	51	
スプレー缶	4	4	3	4	4	
蛍光灯	19	18	15	14	12	

※1t未満は四捨五入しているため合計の数値と一致しない場合がある。

※ボタン型電池・充電電池の回収は行っていない。

(3) 集団資源回収

区分\年度	R2	R3	R4	R5	R6
新聞(t)	956	964	860	773	662
雑誌(t)	914	906	798	773	658
紙パック(t)	2	2	2	2	2
合計(t)	1,872	1,872	1,660	1,548	1,323
団体登録数※	161	166	161	161	152
奨励金(千円)	7,490	7,486	6,639	6,193	6,613
補助金(千円)	1,829	1,812	1,596	1,546	1,317

※1t未満は四捨五入しているため合計の数値と一致しない場合がある。

※その年度に集団回収を実施した団体のみ。

(4) 拠点資源回収

① 小型家電回収

協力店舗名	所在地
市役所本館 1階 市民ホール	大手3丁目10-1
市役所別館 4階 環境政策課	大手3丁目10-1
収集資源センター	南江守町2-1
クリーンセンター	寮町50-41
美山連絡所	美山町7-1
越廼連絡所	茶崎町1-68
清水連絡所	風巻町28-8-1
福井県民生活協同組合 ハーツ羽水	木田3丁目2802
福井県民生活協同組合 ハーツ学園	学園2丁目9-22
福井県民生活協同組合 ハーツ志比口	志比口2丁目11-13
福井県民生活協同組合 ハーツ恐竜	日之出3丁目2-26

年度	R2	R3	R4	R5	R6(t)
回収量	70	86	80	50	66

② 市有施設における拠点資源回収

回収場所	連絡所(美山・越廼・清水)
回収時間	連絡所の開館時間と同じ
回収品目	古紙(ダンボール・紙製容器、新聞・チラシ、雑誌・本、雑がみ)

③ わけるば

回収場所	収集資源センター、クリーンセンター (株)増田喜(福井営業所)、福井環境事業(株)二日市リサイクルセンター
回収時間	各施設の営業日時と同じ
回収品目	びん、缶、ペットボトル、乾電池 古紙(ダンボール・紙製容器、新聞・チラシ、雑誌・本) プラスチック製容器包装(福井環境事業(株)二日市リサイクルセンターのみ) 蛍光灯(収集資源センター、クリーンセンター、福井環境事業(株)二日市リサイクルセンターのみ)

年度 \ 品目	びん	缶	ペットボトル	古紙	蛍光灯	乾電池	プラ	合計(kg)
R2	15,717	3,352	2,467	16,950	2,183	1,236	420	42,325
R3	28,253	5,425	5,009	17,550	2,503	1,703	1,515	61,958
R4	37,677	8,906	8,707	14,740	1,116	1,740	1,465	61,958
R5	45,411	9,098	10,122	14,220	800	1,721	130	81,502
R6	45,397	10,070	16,294	14,808	729	1,545	189	88,970

※1kg未満は四捨五入しているため合計の数値と一致しない場合がある。

(5) 生ごみの堆肥化

区分 \ 年度		R2	R3	R4	R5	R6(t)	
市有施設	学校給食センター	調理くず等	55.0	64.3	59.3	53.2	16.9
		食べ残し等	36.2	46.6	50.0	47.0	68.9
	単独給食校	調理くず等	44.6	45.0	46.6	49.9	30.9
		食べ残し等	11.8	14.3	17.2	16.0	13.0
	小計	調理くず等	99.6	109.3	105.9	103.1	47.8
		食べ残し等	48.0	60.9	67.2	63.0	81.9
民間事業所		調理くず等	259.3	272.8	216.1	399.9	520.9
		食べ残し等	17.6	22.4	25.8	26.8	43.9
合計			424.5	465.4	415.0	592.8	694.5

※0.1t未満は四捨五入しているため合計の数値と一致しない場合がある。

3 ごみ収集の体系

(1) 家庭系ごみの収集

① 福井・美山区域

(令和7年4月1日現在)

区 分		収 集 回 数	収 集 方 法
燃やせるごみ		週2回	ステーション方式 ※資源物（スプレー缶を除く）は、 わけるば等へ持ち 込む方法もある
燃やせないごみ		月2回（第1, 3又は第2, 4の指定曜日）	
資 源 物	プラスチック製容器包装	週1回（指定曜日）	
	缶	月2回（指定の水曜日）	
	びん	月1回（指定の水曜日） ※美山区域は、1月、2月の収集はなし	
	ペットボトル	月1回（指定の水曜日）	
	ダンボール・紙製容器・紙パック		
	乾電池	月1回（指定の水曜日） ※美山区域は、1月、2月の収集はなし	
	スプレー缶	月2回（第1, 3又は第2, 4の指定曜日）	
蛍光灯	年6回（奇数月又は偶数月の指定水曜日） ※美山区域は、1月の収集はなし		
粗 大 ご み	燃やせる粗大ごみ	・収集、自己搬入受付（月～金曜日）	自己搬入、 または申し込みによる戸別収集
	燃やせない粗大ごみ	・自己搬入のみ受付（第2日曜日）	

② 越廼・清水区域

(令和7年4月1日現在)

区 分		収 集 回 数	収 集 方 法
燃やせるごみ		週2回（火・金曜日）	ステーション方式 ※資源物（スプレー缶を除く）は、わけるば等へ 持ち込む方法もある
燃やせないごみ		月2回（第2, 4の木曜日）	
資 源 物	プラスチック製容器包装	週1回（月曜日）	
	缶	月2回（第1, 3の水曜日）	
	びん・ペットボトル	月1回（指定の水曜日）	
	ダンボール・紙製容器・紙パック	月1回（第3の水曜日）	
	乾電池	月1回（指定の水曜日）	
	スプレー缶	月2回（第2, 4の木曜日）	
蛍光灯	月1回（第4木曜日）		
粗 大 ご み	燃やせる粗大ごみ	・収集、自己搬入受付（月～金曜日）	自己搬入、 または申し込みによる戸別収集
	燃やせない粗大ごみ	・自己搬入のみ受付（第2日曜日）	

(2) 事業系ごみの収集

事業系の一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により事業者の責任のもとに処理（自己処理、自己搬入、委託収集）することが義務づけられていることから、ほとんどの事業系ごみは許可業者によって収集されている。

しかしながら、月に50袋以内（約250kg）の少量排出事業者の便宜を図るため、ごみステーションの管理者（自治会長等）の同意を得たうえで、事業所用指定袋を使用して排出することができることとしている。

(3) ごみ収集の状況

① 収集主体別

（令和7年4月1日現在）

収集主体	分 別		世帯数 (世帯)	人口 (人)	比率
直 営	燃やせるごみ	7班	22,748	52,061	20.6%
	資源物(缶)	7班	59,776	139,797	55.3%
委 託	燃やせるごみ	21班	85,906	200,605	79.4%
	資源物(缶)	8班	48,878	112,869	44.7%
	燃やせないごみ	16班	108,654	252,666	100%
	プラスチック製容器包装	16班			
	資源物(びん)	16班			
	“(ペットボトル)	14班			
	“(蛍光灯)	6班			
“(ダンボール・紙製容・紙パック)	21班				

② 収集回収別

(令和7年4月1日現在)

収 集 回 数		世帯数 (世 帯)	比 率	人 口 (人)	比 率
福 井 区 域	○ 燃やせるごみ 【週2回】 ○ 燃やせないごみ 【毎月2回】 ○ 資源物 【びん(毎月1回)・缶(毎月2回) ・ペットボトル(毎月1回) ・プラスチック製容器包装(週1回) ・ダンボール・紙製容器・紙パック(毎月1回) ・乾電池(毎月1回)・スプレー缶(毎月2回) ・蛍光灯(2か月に1回)】	103,423	95.18%	239,539	94.80%
	○燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物 【週1回】 (中平、足羽上、小山谷)	6	0.01%	7	0.01%
	臨時収集地区(足谷、奥平、猫瀬、東平、宮郷)	74	0.07%	189	0.07%
	小 計	103,503	95.26%	239,735	94.88%
美 山 区 域	○ 燃やせるごみ 【週2回】 ○ 燃やせないごみ 【毎月2回】 ○ 資源物 【びん(毎月1回)・缶(毎月2回) ・ペットボトル(毎月1回) ・プラスチック製容器包装(週1回) ・ダンボール・紙製容器・紙パック(毎月1回) ・乾電池(毎月1回)・スプレー缶(毎月2回) ・蛍光灯(2か月に1回)】	1,333	1.23%	3,340	1.32%
越 廼 区 域	○ 燃やせるごみ 【週2回】 ○ 燃やせないごみ 【毎月2回】 ○ 資源物 【びん(毎月1回)・缶(毎月2回) ・ペットボトル(毎月1回) ・プラスチック製容器包装(週1回) ・ダンボール・紙製容器・紙パック(毎月1回) ・乾電池(毎月1回)・スプレー缶(毎月2回) ・蛍光灯(月1回)】	483	0.44%	907	0.36%
清 水 区 域		3,335	3.07%	8,684	3.44%
合 計		108,654	100%	252,666	100%

4 ごみ処理の体系

基本分類	区 域	収集運搬		処理方法		処分方法
燃やせるごみ	福 井	直営・委託	週 2 回	焼 却	クリーンセンター※1	焼却灰(埋立) 金属類(資源化)
	美 山	委 託			鯖江クリーンセンター※2	
	越廼・清水					
燃やせないごみ	福井・美山	委 託	月 2 回	破 砕 焼 却	清掃センター※3	不燃物(埋立) 焼却灰(埋立) 金属類(資源化)
	越廼・清水				鯖江クリーンセンター	
プラスチック製 容器包装	全 域	委 託	週 1 回	選 別 圧 縮 梱 包	委 託	資源化
びん	全 域	委 託	月 1 回	選 別	委 託	
ペットボトル	全 域	委 託	月 1 回	選 別 圧 縮 梱 包	委 託	
新聞・チラシ・ 雑誌・雑がみ	全 域	自己搬入	随 時	圧 縮 梱 包	委 託	
ダンボール・ 紙製容器・ 紙パック	全 域	委 託	月 1 回	圧 縮 梱 包	委 託	
缶	福 井	直営・委託	月 2 回	選 別 圧 縮	委 託	
	美 山	委 託				
	越廼・清水					
小型家電	全 域	自己搬入	随 時	選 別 破 砕	委 託	
乾電池	全 域	委 託	月 1 回	選 別	清掃センター	
スプレー缶	福井・美山	委 託	月 2 回	選 別	清掃センター	
	越廼・清水				鯖江クリーンセンター	
蛍光灯	福 井	委 託	年 6 回	選 別	清掃センター	
	美 山		年 5 回			
	越廼・清水		月 1 回			
粗大ごみ	福井・美山	自己搬入 申込収集	随 時	可燃(焼却)	クリーンセンター	焼却灰(埋立) 不燃物(埋立) 金属類(資源化)
				不燃(破砕)	清掃センター	
	越廼・清水			可燃(焼却)	鯖江クリーンセンター	
				不燃(破砕)		
動物の死体	全 域	自己搬入 申込収集	随 時	焼 却	クリーンセンター	遺骨(埋立)

※1 クリーンセンター 福井市クリーンセンター

※2 鯖江クリーンセンター 鯖江広域衛生施設組合鯖江クリーンセンター

※3 清掃センター 福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター

5 ごみ処理の経費

(1) ごみ処理の経費（部門別）

（令和 6 年度）

部門\費目		人件費	物件費等	移転費用	支払利息	合計(円)
収集運搬	家庭系	487,017,944	709,012,223	0	0	1,196,030,167
	事業系	0	0	0	0	0
中間処理	家庭系	181,085,522	492,859,050	336,861,500	0	1,010,806,072
	事業系	91,987,878	250,362,688	73,118,625	0	415,469,191
最終処分	家庭系	0	144,206,600	87,760,273	0	231,966,873
	事業系	0	53,766,556	16,776,602	0	70,543,158
管 理		173,584,893	15,933,542	31,281,674	19,719,395	240,519,504
合 計(円)		933,676,237	1,666,140,659	545,798,674	19,719,395	3,165,334,965

※本経費は、環境省が定める「一般廃棄物会計」に基づき、算出している。

※「人件費」には、退職手当引当金繰入額相当額が含まれる。

※「物件費等」には、処理費、委託費、減価償却費、物品購入費及び維持補修費等が含まれる。

※「移転費用」には、組合分担金及び補助金が含まれる。

(2) ごみ処理の経費（比較別）

（令和 6 年度）

ごみ 1 t あたり		人口 1 人あたり		1 世帯あたり	
ごみ排出量	ごみ処理経費	市内人口	ごみ処理経費	市内世帯数	ごみ処理経費
77,524t	40,830 円	254,333 人	12,446 円	108,488 世帯	29,177 円

※市内人口及び市内世帯数は、令和 6 年 10 月 1 日現在の数値。

6 収集運搬・処理手数料の推移

年	ごみ									し尿		
	家庭系			事業系		粗大		犬、猫等の動物の死体		収集運搬手数料	処理手数料	
	定期収集	申込収集	自己搬入	集積場へ搬出する場合	直接搬入	申込収集	自己搬入	申込収集	自己搬入			
昭和 32～38 年										-	15 円/180	
39～41 年		-		-			-	-	-	4～11 月 15 円/180 2～3 月 20 円/180		
42 年										28 円/180		
43～47 年										36 円/180 (うち 5 円 市補助)		
48 年										45 円/180 (うち 5 円 市補助)		
49～50 年										50 円/180 (うち 5 円 市補助)		
51～52 年		100 円 /100 kg ※上限 500 kg								55 円/180 (うち 10 円市補助)		
53 年				1 m ³ まで 月額 400 円 ※増すごとに 20 円/0.03 m ³ 加算						70 円/180 (うち 10 円市補助)		
53～54 年										90 円/180 (うち 10 円市補助)		
55～57 年												
58 年												
59～61 年		50 円/ 10 kg ※上限 500 kg						100 kg まで 100 円 ※増すごと に 10 円 /10 kg 加算	犬 (大) 1 体につ き 700 円 犬 (小) 猫 1 体につ き 500 円	犬、猫 1 体につ き 200 円	105 円/180 (うち 15 円市補助)	25 円/180
62～63 年		60 円/ 10 kg ※上限 500 kg		1 m ³ まで 月額 500 円 ※増すごとに 25 円/0.03 m ³ 加算 ※上限 6 m ³				100 kg まで 120 円 ※増すごと に 10 円 /10 kg 加算	犬 (大) 1 体につ き 1,000 円 犬 (小) 猫 1 体につ き 800 円	犬 (大) 1 体につ き 700 円 犬 (小) 猫 1 体につ き 500 円		
平成元～3 年 【消費税分改定 (ごみ関係)】		61.8 円 /10 kg ※上限 500 kg		1 m ³ まで 月額 515 円 ※増すごとに 25.75 円/0.03 m ³ 加算 ※上限 6 m ³				100 kg まで 123.6 円 ※増すごと に 10.3 円 /10 kg 加算	犬 (大) 1 体につ き 1,030 円 犬 (小) 猫 1 体につ き 824 円	犬 (大) 1 体につ き 721 円 犬 (小) 猫 1 体につ き 515 円	123.6 円 /180 (うち 15 円市補助)	25.75 円/180
4 年										139.05 円 /180 (うち 20 円市補助)		

年	ごみ									し尿	
	家庭系			事業系		粗大		犬、猫等の動物の死体		収集運搬 手数料	処理 手数料
	定期収集	申込収集	自己搬入	集積場へ 搬出する場合	直接搬入	申込収集	自己搬入	申込収集	自己搬入		
5～7年		72.1円 /10kg ※上限 500kg		150kgまで 月額618円 ※増すごとに 30.9円/5kg 加算 ※上限6m ³			100kgまで 154.5円 ※増すごと に20.6円 /10kg加算		犬(大) 1体につき 1,236円 犬(小) 猫1体につき 1,030円	139.05円 /18ℓ (うち20 円市補助)	25.75円/180ℓ
8年			50kgを 超えると 20.6円 /10kg	指定袋 1枚につき 82.4円 ※上限250kg	41.2円 /10kg	大(縦、横 及び高さの 合計が 300cm以上の もの) 1点につき 875.5円 中(≧150 cm以上300 cm未満の もの) 1点につき 721円 小(≧150 cm未満の もの) 1点につき 566.5円 ※テレビ、 冷蔵庫、 エアコン、 洗濯機、 タイヤ、 マットレス は別料金	大(縦、横 及び高さの 合計が 300cm以上の もの) 1点につき 257.5円 中(≧150 cm以上300 cm未満の もの) 1点につき 206円 小(≧150 cm未満の もの) 1点につき 154.5円 ※テレビ、 冷蔵庫、 エアコン、 洗濯機、 タイヤ、 マットレス は別料金	1体につき 1,545円	1体につき 927円	154.5円 /18ℓ (うち20 円市補助)	25.75円/180ℓ
9～12年 【消費税分改定】			50kgを 超えると 21円/ 10kg	指定袋 1枚につき 84円 ※上限250kg	42円 /10kg	大(縦、横 及び高さの 合計が 300cm以上の もの) 1点につき 892円 中(≧150 cm以上300 cm未満の もの) 1点につき 735円 小(≧150 cm未満の もの) 1点につき 577円 ※テレビ、 冷蔵庫、 エアコン、 洗濯機、 タイヤ、 マットレス は別料金	大(縦、横 及び高さの 合計が 300cm以上の もの) 1点につき 262円 中(≧150 cm以上300 cm未満の もの) 1点につき 210円 小(≧150 cm未満の もの) 1点につき 157円 ※テレビ、 冷蔵庫、 エアコン、 洗濯機、 タイヤ、 マットレス は別料金	1体につき 1,575円	1体につき 945円	157.5円 /18ℓ (うち20 円市補助)	26.25円 /180ℓ

年	ごみ									し尿	
	家庭系			事業系		粗大		犬、猫等の動物の死体		収集運搬 手数料	処理 手数料
	定期収集	申込収集	自己搬入	集積場へ 搬出する場合	直接搬入	申込収集	自己搬入	申込収集	自己搬入		
13～16年						大(縦、横及び高さの合計が300cm以上のもの) 1点につき 892円 中(≧150cm以上300cm未満のもの) 1点につき 735円 小(≧150cm未満のもの) 1点につき 577円 ※タイヤ、マットレスは別料金	大(縦、横及び高さの合計が300cm以上のもの) 1点につき 262円 中(≧150cm以上300cm未満のもの) 1点につき 210円 小(≧150cm未満のもの) 1点につき 157円 ※タイヤ、マットレスは別料金			157.5円/180(うち20円市補助)	26.25円/1800
17～25年			50kgを超えると21円/10kg	指定袋1枚につき84円 ※上限250kg	42円/10kg			1体につき1,575円	1体につき945円	160円/180(越廼・清水区域は平成20年に統合)	
26～30年 【消費税分改定】			50kgを超えると21.6円/10kg	指定袋1枚につき86.4円 ※上限250kg	43.2円/10kg	大(縦、横及び高さの合計が300cm以上のもの) 1点につき 918円 中(≧150cm以上300cm未満のもの) 1点につき 756円 小(≧150cm未満のもの) 1点につき 594円 ※タイヤ、マットレスは別料金	大(縦、横及び高さの合計が300cm以上のもの) 1点につき 270円 中(≧150cm以上300cm未満のもの) 1点につき 216円 小(≧150cm未満のもの) 1点につき 162円 ※タイヤ、マットレスは別料金			172円/180	27円/1800

年	ごみ									し尿	
	家庭系			事業系		粗大		犬、猫等の動物の死体		収集運搬手数料	処理手数料
	定期収集	申込収集	自己搬入	集積場へ搬出する場合	直接搬入	申込収集	自己搬入	申込収集	自己搬入		
令和元年～ 【消費税分改定】	—	—	50 kgを超えると 22 円/ 10 kg	指定袋 1 枚につき 88 円 ※上限 250 kg	44 円 /10 kg	大（縦、横及び高さの合計が 300 cm 以上のもの） 1 点につき 935 円 中（＃150 cm 以上 300 cm 未満のもの） 1 点につき 770 円 小（＃150 cm 未満のもの） 1 点につき 605 円 ※タイヤ、ベッドマットレス、布、木は別料金	大（縦、横及び高さの合計が 300 cm 以上のもの） 1 点につき 275 円 中（＃150 cm 以上 300 cm 未満のもの） 1 点につき 220 円 小（＃150 cm 未満のもの） 1 点につき 165 円 ※タイヤ、ベッドマットレス、布、木は別料金	1 体につき 1,650 円	1 体につき 990 円	176 円/180	27.5 円/1800

7 清掃関係の法令及び例規 目録

◎環境基本法（平成5年11月19日）

└─ 循環型社会形成推進基本法（平成12年6月2日）

◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日）

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年4月26日）

└─ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年6月16日）

└─ 特定家庭用機器再商品化法（平成10年6月5日）

└─ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日）

└─ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年6月7日）

└─ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年7月12日）

└─ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成25年4月1日）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日）

◎ダイオキシン類対策特別措置法（平成12年5月31日）

- ・ 福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成8年6月28日）【環境廃棄物対策課】
- ・ 福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成8年9月27日）【環境廃棄物対策課】
- ・ 福井市一般廃棄物処理手数料の減免に関する要綱（平成25年4月1日）【環境政策課】
- ・ 福井市指定袋による事業系一般廃棄物処理手数料の徴収に関する規則（平成8年9月27日）【環境政策課】
- ・ 福井市指定ごみ袋の規格等に関する要綱（平成8年9月27日）【収集資源センター】
- ・ 福井市あき地等の清掃保持に関する条例（昭和52年3月29日）【環境政策課】
- ・ 福井市あき地等の清掃保持に関する条例施行規則（昭和52年3月31日）【環境政策課】
- ・ 福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例（平成8年12月25日）【環境政策課】
- ・ 福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例施行規則（平成9年6月16日）【環境政策課】
- ・ 福井市ごみステーション美化協力金交付要綱（平成27年4月1日）【収集資源センター】
- ・ 福井市ごみステーション設置補助金交付要綱（平成27年4月1日）【収集資源センター】
- ・ 福井市古紙等回収奨励金等交付要綱（平成3年4月1日）【収集資源センター】
- ・ 福井市環境美化地区推進員設置要綱（昭和63年7月8日）【環境政策課】
- ・ 福井市ごみ集積所の設置に関する要綱（平成6年8月1日）【収集資源センター】
- ・ 福井市資源回収拠点設置事業補助金交付要綱（平成17年4月1日）【環境政策課】
- ・ 集積所を設置する事業者の指定に関する要綱（平成17年4月1日）【環境政策課】
- ・ 福井市不法投棄監視カメラの設置等に関する要綱（平成23年7月1日）【環境廃棄物対策課】
- ・ 福井市事業系一般廃棄物の削減等に関する指導要綱（平成24年12月25日）【環境政策課】
- ・ ふくい^県エコ事業所認定要綱（平成24年12月12日）【環境政策課】
- ・ 福井市地域ごみ減量化・清掃美化等対策協力金交付要綱（令和4年4月1日）【環境政策課】
- ・ 福井市地域不法投棄対策支援事業実施要綱（令和4年4月1日）【環境廃棄物対策課】